
監査委員公表

監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から平成24年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。


平成26年1月14日

長崎県監査委員	葺本昭晴
同	砺山和仁
同	坂本智徳
同	山口初實

H 25-01090-03629
25教総第338号
平成25年12月26日

長崎県監査委員 葺本 昭晴 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 坂本 智徳 様
長崎県監査委員 山口 初實 様

長 崎 県 知 事 中村 法道 

長崎県教育委員会委員長 野中 彌三 

平成24年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

< テーマ > 過去の包括外部監査の措置状況等の検証について

指摘事項及び意見の総括

- 1 総務文書課	1
-----------	---

個別検討事項

- 1 人事課（一部、情報政策課）	2
- 2 教職員課	4
- 3 新行政推進室（一部、港湾課）	6
- 4 生涯学習課（長崎県立佐世保青少年の天地） （指定管理者：NPO法人長崎県青少年体験活動推進協会）	9
- 5 交通・地域安全課（長崎交通公園） （指定管理者：財団法人長崎県交通安全協会）	15
- 6 漁政課	19
- 7 水産振興課（長崎魚市場特別会計）	24
- 8 長崎県総合水産試験場	35
- 9 長崎県交通局	42
- 10 総務事務センター（物品調達基金） （一部、税務課、こども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、 農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局）	53
- 11 こども医療福祉センター	62
- 12-1 長崎港湾漁港事務所（港湾整備事業会計）	71
- 12-2 長崎港湾漁港事務所（港湾施設整備特別会計）	75
- 13 総務文書課（庁用管理特別会計）	78
- 14 危機管理課（庁用管理特別会計）	81
- 15 建築課（庁用管理特別会計）	83
- 16 管財課（庁用管理特別会計）	87
- 17 用地課（用地基金）	89
- 18 福祉保健課	102
- 19 障害福祉課	112
- 20 医療人材対策室	121
- 21 こども家庭課	125
- 22 林政課	135
- 23 農業経営課	153
- 24 農林技術開発センター	159

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

指摘事項及び意見の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.29	総務文書課	<p>監査結果に対する措置の現状と改善について 措置に関する改善提案 盛岡市の措置状況を参考にした改善案について（意見）</p> <p>措置状況の先進的な取り組みとして、昨今話題になっているのが、盛岡市の取り組みである。 平成21年度の包括外部監査の監査結果に対し、一回目が平成23年3月28日、二回目が平成23年9月8日、そして三回目として平成23年12月27日の3回にわたって措置状況を公表している。しかも複数回措置状況を公表する過程で、措置の途上にあるもの、検討中のものについて逐次その進捗状況を公表している。 このため、措置状況の様式も、本県のものと比較するとスタンスの相違が明瞭である。【監査結果報告書29頁参照】 盛岡市の場合、参照すべき報告書頁の明示がある点の他、「措置計画」の欄が設けられている点が着目される。監査結果の対応は迅速に実現することはもちろんであるが、すべてすぐさま実現できるとは限らない。ある程度の時間を要するものもあるし、継続的に努力すべきものもあり、状況の変化により対応する内容も変化するかもしれない。監査結果に対し、計画性をもって、どのような取り組みをおこない、いつまでに何をするのか明らかにするべきである。そして未解決の項目の、その後の経過を継続して逐次外部に公表するよう制度を見直すべきである。すなわち対応が未了であれば、未了事項は次第に積み上がっていくこととなる。 なお、盛岡市の包括外部監査も過年度の措置状況の検証が含まれていた。今後の本県の措置状況の公表のために、盛岡市で用いられた措置状況の表を転載させていただく。 この表に倣って今年度の監査については対応されたい。【監査結果報告書30頁参照】</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度の措置に関する調査からご意見を踏まえ「措置計画」の欄を設けました。 また、未了事項の状況についても、平成26年度からその経過を継続して公表するようにいたします。</p>	
p.30	総務文書課	<p>監査結果に対する措置の現状と改善について 措置に関する改善提案 措置状況についての対応について（意見）</p> <p>取りまとめを行う総務文書課は、今後、監査結果報告書の文面（文意）と措置状況における引用文との差異が生じないよう、十分留意して措置状況を取りまとめられたい。 そして措置状況に記載する監査結果には、できるだけ監査結果報告書の「原文」を転記するべきであると考えます。</p>	<p>（措置済）</p> <p>従来、措置に関する調査については、指摘や意見の内容を把握しやすくように監査結果報告書の文面を要約して記載しておりましたが、ご意見を踏まえ平成24年度の措置に関する調査から監査結果報告書の「原文」を転記し、図や表など転記が困難な箇所は報告書の該当頁を参照することとしました。 なお、所管課における監査結果に係る措置については、これまでも監査結果報告書の原文に基づいて対応してきたところです。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

1. 人事課(一部、情報政策課)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.36	情報政策課	<p>扶養控除等の是正通知書に対する対応について(意見)</p> <p>今回、職員給与にかかる源泉所得税の処理について、税務署から通知される「扶養控除等の是正通知書」について平成20年度通知受領分から平成23年度分までの状況を検証した。</p> <p>是正通知による配偶者控除若しくは扶養控除の誤りは、所得税のみならず、県住民税の納付についても影響を及ぼすものである。一回の是正通知に含まれるのは最長過去3年間の納付の是正であるが、ここで指摘される是正金額は、不足額については潜在的な県民税の収入未済と言える。言うまでもなく県職員において過少納付は避けるべきことで、扶養控除申告等は正確なものでなければならない。</p> <p>県としては是正通知の件数抑制のため、通知文書の発行による周知徹底や、システム化に伴う手続きの標準化、給与事務担当者に対する税務署主催の年末調整説明会への参加呼びかけなど行っているところであるが、是正件数は下表のとりの推移【監査結果報告書36頁参照】であるため(過去の実績から平均して、1,833千円の誤りが潜在していたこととなる)、今後、一層の抑制努力を求めたい。</p> <p>子息のアルバイト収入の超過などによる扶養控除要件からの逸脱については、職員の意識によるところが大きい。例えば情報政策課から各所属長宛の年末調整事務の通知文書のなかにおいても是正通知に対する注意喚起の記述が見られるものの、さらなる周知徹底を期するためには、別途、是正通知の注意喚起のみを取り扱った文書を発すべきであると考え。</p> <p>この他、個々の事例についてサンプルで検証したが、以下のような施策が講じられるべきではないかと考える。</p> <p>夫婦ともに県職員である場合生じる扶養控除対象者の重複については、周知のほかにもシステムを利用した照合手続きを導入するなど、チェックの強化が必要である。</p> <p>給与所得者の扶養控除等申告書に扶養者の所得の見積額が80万円と記載して提出されていた職員に関して、そのまま扶養控除の対象者として事務処理を行っていた事例が発見された。本来は扶養控除対象に含めるべきではない事は明らかであり、検証作業の徹底が必要である。</p>	(措置済)	
p.37	人事課	<p>職員の給料等の支給に関する規則に規定する扶養親族の範囲について(意見)</p> <p>扶養手当の届出及び認定を定める規程は、本県の「職員の給料等の支給に関する規則」であり、第10条第3項には扶養親族として認定できない者が規定されているが、他県の例と比べると、本県の規則は、所得要件の定めに見られる。</p> <p>本県では「その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者」としている一方で、他県は「年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者」となっており、所得の範囲の定め、「130万円程度以上」といった表記、「見込まれる者」という将来を見越した表現、の3点について違いがある。記述の相違によって運用上支障が生じることのないよう、今後規定のありかたを見直すとともに、判断基準をより明確化するべきである。</p>	(措置済)	<p>職員の給料等の支給に関する規則について、「年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者」と改正を行い、平成25年4月1日から施行しております。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

1. 人事課(一部、情報政策課)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.38	人事課	<p>紙による申請を介した場合における、手当等システムでの入力情報の管理と検証について(指摘)</p> <p>職員の手当に関する情報の入力方法には2つの方法がある。一つは、平成20年11月10日より運用が開始された手当等システムにより各職員が手当情報を入力する方法。もう一つは手当等システム導入以前の紙の書式による入力方法となっている。平成20年11月10日以降は、原則として手当等システムによる入力となっているが、県庁以外に勤務する派遣職員など、派遣先から手当等システムが物理的に使用できない場合、紙の書式による申請を行っている。</p> <p>今回の包括外部監査において、平成24年6月支給の給与支給明細について確認をしたところ、手当等システムによる申請と、紙の書式による申請とで手当処理の混同が起きていた。</p> <p>県庁以外に勤務することとなり、自身で手当等システムへの入力ができない職員が単身赴任となり、単身赴任手当の申請をする場合、単身赴任手当にかかる届出は紙の書式による申請となる。その場合、単身赴任が終わった後の単身赴任手当の取消しの申請についてもその取消しは、紙の書式による申請が必要となる。しかし、県庁の職場に復帰した場合の手当関係の申請は、通常の手当等システムにより行うこととなるが、新たに単身赴任のデータを除いた正しい手当情報を入力した場合でも、過去紙の書式で申請した単身赴任手当の支給データは、依然として有効なままで、取消しがない状態が継続してしまう。</p> <p>当然その職員の給与担当者、認定権者は、チェック時にはその時点での正しい申請が手当等システムで上がってくるため問題がないものとして通してしまうため、正しい情報の入力が欠落したまま、給与計算が進んでしまう。</p> <p>今回確認したケースでは4月、5月は単身赴任手当が支給され、6月に職員が給与明細により過払いに気付き、給与から控除した事例が検出された。</p> <p>このようなミスの防止のため、職員に給与明細の確認をするよう周知はしているが、システム上の問題からチェックもれが生じやすい点であり、職員の異動情報などによるシステムを利用した検証手続の確立が必要と思われる。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成25年度からは紙による申請方法を廃止し、所属の給与担当者において、手当等システムに代理入力を行うこととしました。</p> <p>平成24年度以前に紙による申請を行った職員が派遣先から復帰する場合については、人事課において復帰する職員の給与支給データを確認のうえ、紙による取消し等の申請が必要であれば、紙による申請を行うよう職員に連絡するとともに、翌月以降の給与支給データで取消し等が行われていることを確認することとしました。</p>	
p.39	人事課	<p>運転士への旅行諸費の支給について(意見)</p> <p>現在、自動車運転用務に就く職員への「旅費」については、他の職員と同様に旅行諸費が支給されることとなっており、「職員の旅費に関する条例」及び「職員の旅費支給に関する規則」に定める金額がその支給の基準となっている。</p> <p>運転を用務とする職員については、そもそも公務の予定地まで運転を行うことがその業務であるため、当該職員について旅行諸費の支給を行うことについては見直すべきと考える。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>平成25年3月に職員団体に対して、運転士の旅行諸費見直しを含む旅行諸費見直しを提案し、現在、協議を進めているところです。</p>	平成25年度中に職員団体と協議を進め、見直しを行いたいと考えております。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

2. 教職員課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 42	教職員課	<p>給与過払金返還額の計算誤りと調定事務の遅延について（指摘）</p> <p>平成20年10月30日付で懲戒免職となった職員への給与の過払金353,830円のうち155,880円については、給与計算の確認誤りにより翌年度になって調定している。経過をヒアリングしたところ、返納金額計算上の相互チェックの欠落によるものであり、今後このような事態の生じないように検証を厳格にする必要がある。</p> <p>本件職員が平成20年9月途中から既に欠勤状態となっていたため、9月欠勤分の155,880円を10月給与から減額し、残額を10月21日に支給している（システムで10月14日に10月分の給与計算が行われる際、9月分の欠勤情報を反映し、前月の欠勤分を減額する計算が自動で行われるため、このような支給の状態となる）。しかしながら、10月も30日間欠勤状態が続いていたため、勤務時間に関係なく支給される一部の手当を除いた197,950円の返納通知書を懲戒免職処分日に本人へ通知している。この金額については現在も納入がなく、収入未済となっている。</p> <p>問題はこの返納通知時に155,880円の返納が漏れている（過少に請求していた）ことに気付かなかった点である。つまり、通常行われているように9月欠勤分を10月給与から取り戻そうにも、10月給与は、10月に30日間欠勤が継続しているため、一部手当を除き、ほとんど存在しないため、そもそも9月分給与の過剰支給を取り戻す余地がないことに気付くべきであった（つまり、システムの想定した計算ロジック外の事態が生じていた）。</p> <p>結果、これを発見したのは翌平成21年7月のことで、大幅に通知書の発行が遅延した。</p> <p>係る案件は後述するように過払金の回収が困難な状況に陥っており、発生後の対処が難しい。このような事態が生じないように、給与事務に関する相互チェックを継続して厳格に行うべきである。</p> <p>なお、教職員課では、係る事態の発生を重く受け止め、これ以降の懲戒免職者の給与については口座振込を停止し現金支給とし、支給当日までに減額すべき額を控除し過払い給与が発生しないよう取扱いを改めるとともに、決して計算誤りをすることがないよう担当者間のチェックを強化するなど細心の注意をはらって事務処理にあたっているとのことである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>本件事案以降の懲戒免職者の給与については口座振込を停止し現金支給とし、支給当日までに減額すべき額を控除し過払い給与が発生しないよう取扱いを改めました。</p> <p>また、決して計算誤りをすることがないよう担当者間のチェックを強化するなど、細心の注意を払って事務処理にあたっております。</p>	
p. 43	教職員課	<p>債権管理簿の記入徹底について（意見）</p> <p>上記案件につき、財務規則や債権管理規程に定める債権管理簿の記入が適切に行われていない。表面の「債権の管理に関する事項」の記入がなされていない。別紙にて管理しているのであれば、その旨記入するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>債権管理簿に適正に記載を行いました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

2. 教職員課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.43	教職員課	<p>時効の中断の措置について（意見）</p> <p>上記案件の回収は一向に進んでおらず、時効の進行もそのままである。当該債権（給与に係る不当利得請求権）は、時効5年の公債権と解される。公債権は時効が成立すると債権が絶対的に消滅する（地方自治法第236条第1項）。起算点は相手方が督促状を受け取った平成21年3月31日の翌日であるから、残された時間は1年余りである。債務承認書を徴取するか、債務名義を取得するなど、適切な時効管理を行わなければならない。間違ってもこのまま手をこまねいて時効成立を許してはならない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年5月に債務者の代理人（司法書士）を通じて、本人署名押印の債務承認書（平成25年4月27日付け）を受領し、時効の中断を行いました。また、債務者の自己破産手続きが長崎地方裁判所において平成25年9月27日に開始されました。今後も状況確認を行いながら、裁判所の決定等に適切に対応するとともに、時効管理についても適切に行ってまいります。</p>	
p.44	教職員課	<p>扶養控除等の是正通知書に対する対応について（意見）</p> <p>今回、教職員の給与にかかる源泉所得税の処理について、税務署から通知される「扶養控除等の是正通知書」について平成20年度通知受領分から平成23年度分までの状況を検証した。</p> <p>是正通知による配偶者控除若しくは扶養控除の誤りは、所得税のみならず、県・市町民税の納付についても影響を及ぼすものである。一回の是正通知に含まれるのは最長過去3年間の納付の是正であるが、ここで指摘される是正金額は、不足額については潜在的な県民税の収入未済と言える。言うまでもなく県教職員において過少納付は避けるべきことで、扶養控除申告等は正確なものでなければならない。</p> <p>是正件数は下表のとりの推移【監査結果報告書44頁参照】であり、（過去の実績から平均して、1,764千円の誤りが潜在していたこととなる）、是正の主な理由は配偶者控除（配偶者特別控除を含む。）、扶養控除（特定扶養親族及び老人扶養親族に係る扶養控除を含む。）の誤りによるものである。</p> <p>教職員課としては是正通知の件数抑制のため、給与事務担当者への年末調整説明会への参加呼びかけや、通知文書の発出による周知徹底など行っているところであるが、今後、一層の抑制努力を求めたい。</p> <p>子息のアルバイト収入の超過などによる扶養要件からの逸脱については、職員の意識の向上（事例の周知）によるところが大きい。特に県職員夫婦間で生じる扶養控除対象者の重複については、更に周知・指導を徹底することが必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>是正通知の件数抑制のため、給与事務担当者への年末調整説明会への参加呼びかけや関係通知文書の発出を行ったほか、学校事務ネットワークシステムに県職員夫婦間で生じる扶養控除対象者の重複などの参考事例を掲載し、担当者の事務処理の参考としてもらうなど適正な税控除申請についての周知徹底を図っています。</p> <p>また、平成25年5月に実施しました教職員課関係業務担当者説明会においても、適正な税申告が行われるよう周知徹底を行っております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

3. 新行政推進室(一部、港湾課)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.51	港湾課	平成18年度 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について (4) 指定管理者 ウ. 意見 (ア) 責任分担等について 長崎県福江港ターミナルビル 長崎県と指定管理者(五島市)との間で、ターミナル施設等の改修・修繕や災害や事故等が発生した場合の管理責任について負担関係を明確にしておく必要がある。ただし、管理責任については実際に事故が発生した場合、管理の瑕疵によるものか設置の瑕疵によるものかは、双方が十分に協議して負担関係を決定することになると考えられる。	長崎県福江港ターミナルビル整備に関する覚書において、起債償還完了までの改修工事の費用負担関係並びに補修及び災害が発生した場合の費用負担について規定しております。なお、事故が発生した場合については負担関係を明確にできるよう指定管理者(五島市)と協議のうえ、覚書に明文化するなどの措置を行ってまいります。	措置がなされていない。監査結果を尊重し、是正すべきである。(指摘) なお、福江港ターミナルビルに関し事故等が発生した場合の管理責任について、現在、長崎県と指定管理者(五島市)との間で締結している覚書を一部変更し、管理責任に関するリスク分担表を明記するための協議を進めており、概ね合意ができたので、平成25年2月末に覚書の変更を締結する予定である。	(措置済) 長崎県と指定管理者(五島市)との間で平成17年11月1日付けで締結している「長崎県福江港ターミナルビル整備に関する覚書」を、平成25年2月28日付けで一部変更し、事故等が発生した場合の管理責任について、負担関係を明確にするためリスク分担表を明記いたしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

3. 新行政推進室(一部、港湾課)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.52	新行政推進室	<p>前回監査(平成17年度を対象としている)から平成23年度までの指定管理制度の導入の変遷と、経済的效果について(意見)</p> <p>上記表【監査結果報告書53頁参照】で集計対象となった、指定管理者制度を導入した公の施設について平成17年時と比した際には、収支改善となっているが、個々の施設の収支の比較をしてみると、収支改善となっていない施設が見受けられる。指定管理者制度が経済効果を第一に考えた制度ではなく、あくまで競争原理の導入による住民サービスの向上が制度趣旨であるとはいえ、今後も厳しい県財政の負担を軽減できるよう、各施設とも一層の収支改善に努力されたい。</p>	<p>(措置済)</p> <p>住民サービスを向上させつつ県の実負担が軽減できるよう、毎年度実施している政策評価などを通じ、各施設の管理運営の状況や収支状況について検証を行っております。今後とも、各施設の管理運営の状況や収支状況について検証を行ってまいります。</p>	
p.57	新行政推進室	<p>公の施設の網羅性について(意見)</p> <p>現行の「指定管理者制度の導入に関するガイドライン(改訂版)」(平成20年5月)によれば、制度導入のスタートとなる「対象となる施設」について、以下のよう定めている。</p> <p>対象となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例で設置している全ての公の施設について、検討の対象。 ・現在、直営で管理している施設についても、地方自治法改正の趣旨及び行財政改革プランに基づいて、指定管理者制度導入の検討を行う。 <p>しかしながら、対象となる施設の網羅性、つまり指定管理者制度の導入の土台となる公の施設が漏れていないかという観点で、「公の施設の定義」に本来当てはまる可能性がある施設について情報を集約し、検討するプロセスが定かではない。</p> <p>制度の運用方針を司る新行政推進室にあっては、今後、検討対象の施設の網羅性を確保するための各課への回答書の提出を求めるなどのプロセスについて実施することを求めたい。</p>	<p>(措置済)</p> <p>関係課に対し、公有財産表記載財産のうち公の施設に該当する財産の再確認を依頼し、現時点で公の施設の漏れないことを確認しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

3. 新行政推進室(一部、港湾課)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 61	新行政推進室	<p>指定管理者制度の協定内容の比較検討について（意見）</p> <p>今回、横並びに各協定を見ていく中で、負担金の精算に相違があることが判明した。新行政推進室に調査を依頼したところ、各協定内容は以下ようになった。【監査結果報告書62頁参照】</p> <p>この表では、負担金の精算について、年度精算をする協定、修繕費のみ年度精算をする協定、指定期間最終年度に精算する協定、そして精算をしない協定とさまざまである。</p> <p>個々の施設の規模・状況に応じ精算方法に違いが見られるが、精算を要しないことがいわゆる実績確認の油断につながり、経費の精査の妨げになる可能性も否定できない（次項の長崎県立佐世保青少年の天地に関する検出事項を参照のこと）。更に負担金の積算の際のフィードバックにも影響し、将来的にも禍根を残すことも懸念される。個々の施設の状況に応じ負担金の精算のあり方については慎重に検討するべきではないかと考える。</p> <p>新行政推進室は、このような観点からも指定管理制度のあり方を検証していかれたい。</p>	<p>（措置済）</p> <p>実績確認については、精算の有無に関わらず確実に行われるべきものであり、精算を要しないことが実績確認の油断に繋がることはありませんが、ご意見いただきましたように確実な実績確認に努めます。</p> <p>民間能力を活用し、公の施設の効果的・効率的な管理運営を通じて、施設のより一層の有効活用を図ることを制度導入の目的としています。負担金について精算を行うと、指定管理者が努力するほど指定管理料は減額になるため、継続的な経営努力の動機づけがなくなり、結果的に効率化やサービスの向上が阻害されるおそれがあるため、自己努力による利益は、原則として指定管理者へ帰属させることが基本であると考えております。今後とも負担金の精算のあり方は、個々の施設ごとに精算の必要性の有無について検証していきます。</p>	
p. 63	新行政推進室	<p>指定管理者募集における対象施設のまとめ方について（意見）</p> <p>佐世保青少年の天地（指定管理者：NPO法人長崎県青少年体験活動推進協会）の項「2. 追加検討した事項（1）指定管理者の選定のあり方について」でも触れているが、募集方法が従前のまま見直されず、複数の施設をまとめて募集をかけている事例が見られる。</p> <p>複数の施設をまとめて募集することによって、条件が合わず、結果的に応募する団体の参入障壁になる可能性があることを想定するべきである。今後、制度の公平性や効率性の向上のため応募する施設の単位も見直すべきである。</p> <p>新行政推進室は、このような観点からも指定管理制度のあり方を検証していかれたい。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>次回募集の際に、複数の施設をまとめるべきか、単体で募集するかについて、検討します。</p>	<p>応募のしやすい環境づくりのため、複数の施設をまとめるべきか、単体で募集するかについて、募集ごとに検討します。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

4. 生涯学習課(長崎県立佐世保青少年の天地)(指定管理者:NPO法人長崎県青少年体験活動推進協会)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.70	生涯学習課	<p>平成18年度 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について</p> <p>(8) その他財務事務 エ. 意見 (ア) 消耗品の購入について 平成 17年度の需用費に以下の支出が含まれている。 ・計上日 平成18年3月31日 ・計上科目 消耗品費 / 未払費用 ・支出内容 コピー用紙、カートリッジ等の購入 ・購入先 E社 ・購入金額 173,034円 ・請求書日付 なし(空欄) ・領収書日付 平成18年5月29日</p> <p>県民の森の管理運営上必要な消耗品として購入されたということであるが、平成18年 3月末の時点では、県民の森の指定管理者に林業コンサルタントが決定しており、林業公社が事務用品を購入する意義は乏しいものと考えられる。また、日付欄が空欄の請求書は証憑書類としては不完全である。</p>	<p>消耗品の購入事務については、ご意見を踏まえ今後、適切に処理するよう指定管理者を指導してまいります。</p>	<p>いわゆる翌年度消費にかかる年度未発注が検出された。 いずれも平成23年度分である。 納品3/26 請求3/31 集計表印刷代27,247円 納品3/28 請求3/31 コピー用紙代7,734円 このような年度未発注は支出と消費の対応関係がないため、適切なタイミング及び在庫量を考えて事務を行うべきであり、所管課は指定管理者への指導を行うべきである。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>指定管理者に対して適切な事務処理を行うよう指導いたしました。 指定管理者においても、在庫管理を徹底し、翌年度消費分の年度未発注を行わないよう改めております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

4. 生涯学習課(長崎県立佐世保青少年の天地)(指定管理者:NPO法人長崎県青少年体験活動推進協会)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.71	生涯学習課	平成18年度 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について (ウ)領収書の管理について 県民の森有料施設使用許可申請書と複写になっている領収証が連番管理されていない。領収証の不適切な管理は、不正使用等の可能性があり内部統制上好ましくない。領収証の連番管理とともに、以下の事項に留意する必要がある。 ・書き損じは破棄せず、「無効」の表示をして控えとともに保管する。 ・予備の領収証綴りは、責任者を定めて金庫内に保管し、管理簿にて未使用分を管理する。 ・定期的に予備の領収証綴りと、管理簿残高との照合を行う。	ご意見の内容を踏まえ、今後、領収証について適正に取り扱うよう指定管理者を指導してまいります。	領収書のナンバリング管理、予備の領収書綴りの在庫管理ができていない。今後は領収書の適切な管理が必要である。(意見)	(措置済) 指定管理者に対して適切な管理を行うよう指導いたしました。 指定管理者においても、領収書のナンバリング管理や予備の領収書綴りの在庫管理など領収書の適切な管理を行うよう改めております。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

4. 生涯学習課(長崎県立佐世保青少年の天地)(指定管理者:NPO法人長崎県青少年体験活動推進協会)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.71	生涯学習課	<p>指定管理者の選定のあり方について(意見)</p> <p>県立青少年教育施設のうち、佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家、世知原少年自然の家の3施設の指定管理に関して、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、及び現在平成23年4月1日から平成28年3月31日までの指定管理を特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会(以下協会という。)が受けている。</p> <p>この事実を鑑みて、以下の問題を検討する必要があると考える。</p> <p>過去2回の指定管理者の選定において、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間については2者が応募しているが、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間については当法人1者のみの応募であり、指定管理者の選定方法の見直しの必要があるのではないかと考える。</p> <p>指定管理者の選定について、過去の経緯をみると、管理委託方式の時代から協会が管理運営を行っている経緯があるが、佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家、世知原少年自然の家の3施設を、なぜ未だに一体として管理しなければならないのか、その明確な合理性を見いだせない。3施設一体としての指定管理者の応募条件が参入障壁を生んでいる可能性を考えるならば、その点を見直すべきである。3施設は、地理的にも離れており、それぞれの施設ごとに民間の力を発揮し、特色のある運営を行っていく事が本来の指定管理者制度の目的ではないか。その点を鑑みれば全てを一括して管理運営する理由はないはずである。</p> <p>以上から、現行の指定管理者の選定に関しては、公平性の担保という観点では疑問が残り、今後選定条件は見直すべきと考える。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>公平性の担保の観点に加え、一括公募によるメリット・デメリットなどを総合的に検討してまいります。</p>	<p>3施設の一括公募については、一括管理に伴う経費節減や県民サービスの均一化の実現、3施設の連携による多様な体験プログラムの提供などのメリットを考慮した上で行ったところです。</p> <p>ただし、指定管理を3施設の一括公募とすることで、民間の参入を阻害してしまうことや現実として地域の持つ特色を打ち出しにくいというデメリットも勘案しながら、今後見直しも含め検討を進め、次期指定管理者の公募を行う平成27年度までには判断をしたいと考えています。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

4. 生涯学習課(長崎県立佐世保青少年の天地)(指定管理者:NPO法人長崎県青少年体験活動推進協会)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.72	生涯学習課	委託先による給食事業の実施内容について(指摘)	(措置済)	
		<p>給食事業については外部業者へ委託されているが、「長崎県立佐世保青少年の天地」給食業務委託契約書に基づきT社が青少年の天地の利用者に対する給食業務及び青少年の天地の厨房施設、付属施設及び備品の維持保全に関する業務を行っている。</p> <p>給食料金については、当契約第6条において、協会とT社との協議の上定めるものとされている。また「管理運営業務の内容及び基準等に関する資料」において、利用料金は指定管理者から提案された料金を基に県教育庁が承認した額を利用者から徴収すること、野外炊飯場やキャンプの宿泊利用者に対し、県教育庁に届け出た価格での食事の提供を行うことが記されている。</p> <p>この点について運用状況を確認した所、朝食、昼食、夕食などの運用については問題なく行われていたものの、屋外での炊飯材料の販売については、県教育庁へ料金の届出をせずに行われていた。</p> <p>結果として、現状ではT社が県教育庁の施設を利用して無許可で独自事業(炊飯材料の販売)を行っている状況となっており早急に改善が必要な状況である。</p> <p>また、「長崎県立佐世保青少年の天地」給食業務委託契約書では、給食の実施状況を指定様式である給食日計表により翌日までに指定管理者へ提出することとされていたが、給食日計表の提出は独自の様式によりなされていた。指定様式であれば「バーベキューや飲料水・その他」という記入枠があり、炊飯材料なども記入可能であるが、独自の様式ではそのような記入枠が設けられていないため、これも上記のような結果が生じた一因となっていると思われる。この点についても指定の書式を使うよう所管課からの指導が必要と考える。</p>	<p>屋外での炊飯材料の販売については、指定管理者を通じてあらかじめ報告がなされておりましたが、指定様式による業務報告がなされていないため、結果として無許可での販売をしたと受け取られる状況となっていたものです。</p> <p>給食の実施状況については、指定管理者を通じて、委託契約書に定められた様式により報告を行うよう委託相手方に指導し、平成25年度から改善されております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

4. 生涯学習課(長崎県立佐世保青少年の天地)(指定管理者:NPO法人長崎県青少年体験活動推進協会)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.73	生涯学習課	<p>指定管理者負担金の積算について(指摘)</p> <p>平成18年度から平成22年度の指定管理者負担金の金額は、協会から提出された平成18年度から平成22年度の各年度の青少年教育施設指定管理業務事業計画書において提出された収支計画書に基づき算定されている。計画書では、平成18年度から平成22年度の各年度分とも収入と支出が一致し、収支差額は0円そして、指定管理者負担金は平成18年度から平成22年度までの5年間とも184,324,000円となっている。実際に支払われた指定管理者負担金は各年度とも184,324,000円となっており、収支差額が生じた場合においても修繕費部分を除き指定管理者負担金の返還は要しないこととされている。当該施設のように、余剰金の返還を要しない協定内容の場合には、指定管理者負担金の金額の算定基礎となる収入の見込金額と経費の積算金額は適切な根拠をもつものであることが重要となる。しかしながら、平成18年度の積算内容を確認すると、当団体が消費税の免税事業者であり消費税額が発生しないにも関わらず租税公課として6,921,000円が計上され摘要の項目に消費税、自動車重量税の記載がなされている。また、事業報告時においても、実際にかかる消費税の金額は0円にも関わらず平成18年度の消費税額として6,652,000円が計上されている。当協定においては、余剰金が生じたとしても返還は要しないこととされているが、平成18年度分の消費税額については、実際にはかからない経費であり積算の時点から不要な金額が含まれており、当該金額については本来指定管理者負担金の返還を受ける必要があったと考える。ただし、返還請求権は時効5年の公債権であるため、既に時効完成により消滅している。看過してしまった県教育庁の責任は重いと云わざるを得ない。</p>	(措置済)	
p.73	生涯学習課	<p>消費税の概算計上について(意見)</p> <p>平成18年度から平成20年度については法人税額及び消費税額が事業報告における収支状況において正確ではない金額により報告がなされていた。県への報告が事業年度終了後30日以内とされていることに対して、法人税額及び消費税額の確定が間に合わなかったため、このような処理となったとのことである。事業報告の収支状況への計上金額と実際の税額との差額は以下の通り。【監査結果報告書73頁参照】 県教育庁と協会との間の指定管理契約では、余剰金が生じたとしても返還の必要は生じない契約となっているものの、事業報告における収支状況の報告は当然に正確な金額でなされるべきものであると考えられ、所管課においても検証は十分に行うべきである。</p>	(措置済)	法人税額及び消費税額については、指定管理者において平成21年度から顧問税理士と契約し、税額を確定させた上で当該年度の事業報告書が提出されています。また、本課においても十分な検証に努めてまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

4. 生涯学習課(長崎県立佐世保青少年の天地)(指定管理者:NPO法人長崎県青少年体験活動推進協会)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.74	生涯学習課	協会における法人税申告上の問題について(指摘) 平成18年度の法人税の申告では、法人税額の計算上損金処理されている租税公課6,245,291円が計上されている。上記の通り【監査結果報告書73頁参照】、当金額の大部分は、実際には発生していない消費税の概算計上額であり、平成18年度の法人税の申告において架空の経費が計上されている状況となっている。 また、平成19年度、平成20年度についても概算の消費税額が法人税額の計算上損金の額に計上されており、それに伴い「損金の額に算入した納税充当金」として法人税額の計算上加算処理されている金額も誤った金額となっている。 この他にも、納税準備預金の資金移動額(概算額)の加算、消費税の中間納付に係る不明朗な処理、収益事業に触れる可能性のある施設利用料の益金からの除外処理、下記退職給与にかかる処理誤りなど、複数の税務処理について再検討すべき点が見られるため、早急に対応が必要と考える。	(措置済) 指定管理者に対して適切な会計処理を行うよう指導いたしました。 指定管理者においても、顧問税理士と十分協議し、税務処理については適正に行うよう改めております。 今後とも、適正な会計処理を行うよう指導してまいります。	
p.74	生涯学習課	退職給与引当金について(指摘) 平成23年度の事業会計貸借対照表に計上されている退職給与引当金残高は84,020,210円となっているが、退職給与引当金の計上のもとになる資料では83,999,231円で差額が生じているが、差額の生じた原因は究明できていない。またこれに伴い、法人税の申告において、平成23年度中に実際に退職した協会職員に対する退職金18,708,551円が損金に計上されていないため、その額だけ過大に所得の計算及び法人税額の申告がなされている。 この原因は会計処理において、退職積立金に積立てた際に積立金支出という会計処理を行い、その金額を税務上否認(加算)しているが、後日退職した際に、会計上その積立金を取崩す処理を行っているのみで、実際の退職金の支給額を損金処理していない事により生じているものである。 平成22年度においても別の協会職員の退職金5,074,853円を同じように処理しているとの事であり、早急に国税局等に還付請求を行う必要がある。 そして所管課においては、当該処理が、指定管理者としての経費に係わるものである場合には、法人税の過大申告に伴う指定管理者負担金の返還等についても早急な対応を行わなければならない。	(一部、措置済) ご指摘の法人税の過大申告分については、指定管理者において顧問税理士との協議のうえ、還付請求ではなく、今後複数年にかけて法人税の相殺を行うことで対応することとしています。 また、県においても法人税の過大申告分の指定管理者負担金の返還等については、今後の指定管理者負担金を調整することで対応を考えております。	法人税の過大申告分については、指定管理者において法人税の平成24年度申告分で平成22年度及び平成23年度の退職金を損金計上し、今後複数年にかけて法人税を相殺することで対応することとしております。 また、県においても、指定管理者からの事業計画の内容を吟味し公課費の計上額が過大となっていないか検証し、平成26年度以降の指定管理者負担金を調整することで対応を考えております。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

5. 交通・地域安全課(長崎交通公園)(指定管理者:財団法人長崎県交通安全協会)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.75	交通・地域安全課	<p>平成18年度 公の施設の管理運営及び指定 管理者制度の事務の執行につ いて</p> <p>(2) 設置の経緯 イ. 意見 (ア)長崎市への施設移管につ いて</p> <p>長崎県の行政システム改革大 綱に、交通公園の長崎市への 移管が明記されているが、現 在まで実現していない。長崎 県は、昭和46年の開園以来毎 年のように交通公園の長崎市 への施設移管について市側と 協議しているが、市の財政難 がネックとなって今日まで合 意に至っていない。市側の主 張は、土地を無償で譲受し負 担金も2分の1ということであ る。長崎県としては、土地は 無償貸与、建物は無償譲渡、 施設整備費20,000千円、初年 度のみ補助金5,000千円まで譲 歩している。</p> <p>施設の利用状況を見ると、利 用者の大半は長崎市民であ る。特に、近隣の住民にとっ ては、子供の遊び場所が近く にあることで恩恵を受けてい るわけであるが、県民の多く はそのメリットを享受する機 会は余りない。交通公園の維 持管理を長崎市へ移管するこ とを更に強力に進めることも 必要であるが、厳しい財政状 態の長崎県にとっては、住宅 地として恵まれた場所に所有 する約3千坪の平坦な土地を 有効利用することによって、 少しでも財政の健全化に役立 てることを検討することも意 義があるものとする。</p>	<p>県としては、長崎市への施 設移管の考えで話を進めて おり、平成18年度は7月 と1月に長崎市へ申し入れ を行いました。長崎市は厳 しい財政事情を理由に、施 設移管の申し入れに難色を 示していますが、今後も引 き続き長崎市へ施設移管に ついて申し入れを行ってま いります。</p>	<p>その後長崎市とは年に2~3 回の協議が続けられ、平成 22年度には文書でのやりと りがなされているが、長崎 市からは財政難を理由に協 議の進展がない。 一方で、施設の老朽化が進 んでいるため今後改修の必 要性も課題としてある。 更に当該施設の一部を含む 道路建設の可能性もあるこ とから、今のところ県の方 針は明確ではない。 県としては、「交通公園の 存在によって、全国的に通 学路での安全確保が叫ばれ る中、県内におけるこども の交通事故が年々減少傾向 を示しており、児童・生徒 に対する交通安全教育の成 果が認められる。また、指 定管理者制度移行以来、運 営費も年々削減している」 との意見であるが、県の所 有すべき施設としての意味 合いが薄れているという点 は、監査時点と変わるとこ ろはなく、当時の監査結果 を尊重すべきであり、当該 施設は処分等の方針で進め るべきと考える。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>長崎市とは引き続き協議して おりますが、公園敷地の一 部が新しい道路の中に組み 込まれる可能性もあること から、道路建設計画の進 捗を注視しつつ、移管や処 分等を含めた施設の有効活 用方策について検討するこ ととしております。</p>	<p>長崎市とは引き続き協議して おりますが、公園敷地の一 部が新しい道路の中に組み 込まれる可能性もあること から、道路建設計画の進 捗を注視しつつ、移管や処 分等を含めた施設の有効活 用方策について検討するこ ととしております。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

5. 交通・地域安全課(長崎交通公園)(指定管理者:財団法人長崎県交通安全協会)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.80	交通・地域安全課	平成18年度 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について (6)財産の状況 物品の管理 オ.意見 (ア)現物調査について 長崎県美術館 ミュージアム財団 会計処理規程の「第6章 物品」において、物品の実物調査を定期的実施する定めはない。基本協定書においても、事業報告等の提出は義務付けられているが、県有財産の管理状況に関する報告は求められていない。基本協定書にて、「指定期間終了に伴う原状回復」が定められており、協定上は指定期間中に管理状況の監視を行わなくても、県有財産は保全される仕組みとなっている。しかし、指定管理者の資力が充分でない場合には、原状回復義務は実質的には履行されないこと、貸与している物品の金額は124億円(但し、「エ.指摘事項(イ)美術品の管理簿への登録金額について」に記載した重複金額を含む。)と金額的に重要であることから、指定期間中についても、指定管理者は県職員の立会のもとで現物調査を実施することが必要である。長崎県の物品については、物品取扱規則第13条により、年1回、物品管理簿と現物との照合が義務付けられている。	平成19年度から、指定管理者は、県職員立会のもとで現物調査を実施しております。	現物照合は行われているが、今回の監査において、以下の問題を検出している。 ・修理のため業者へ預けている物品については、業者から預り証を徴取すべきである。 なお、担当課より「備品貸出簿」を整備済との連絡があった。 ・現在は使用されていない旧「指令室」内に、県の管理外の廃棄すべき物品が存在している。使用見込のないものは廃棄すべきである。 なお、当該物品も処分済みとの連絡があった。 (以上、意見)	(措置済) 指定管理者において備品貸出簿を整備し、適正に管理しております。また、管理外物品については既に廃棄いたしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

5. 交通・地域安全課(長崎交通公園)(指定管理者:財団法人長崎県交通安全協会)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.82	交通・地域安全課	<p>(財)長崎県交通安全協会会計処理規程について(指摘)</p> <p>財団法人長崎県交通安全協会会計処理規程(以下規程という。)第2条(適用)で、「本会の会計処理は、法令、本法人の定款及び平成20年公益法人会計基準に基づくこの規程の定めるところによる。」と定められているが、平成23年度の決算まで、平成16年基準で作成されており、経理処理としては規程に則っていない。 現在作成されている貸借対照表、正味財産増減計算書、及び収支計算書に関して、注記事項が全く記載されていない。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成24年度の予算編成時には「平成20年公益法人会計基準」に基づき予算編成され、決算についても平成20年基準に沿って処理されており適正に対応しております。 平成24年度の決算書においては、注記事項も記載されており適正に対応しております。</p>	
p.82	交通・地域安全課	<p>(財)長崎県交通安全協会における規程等の整備に関して(指摘)</p> <p>現在当協会における規則等に関して存在するものは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付行為 ・就業規則 ・給与規則 ・処務規程 ・会計処理規程 ・旅費規程 <p>以上、現在協会には例えば職務分掌規程、決裁規程、役員に関する規程、慶弔規程等が整備されていない。今後一般財団法人に移行するためにも、組織として必要な規程の整備を行う必要がある。</p>	<p>(措置済)</p> <p>各種規程については整備され、一般財団法人へ移行が完了しております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

5. 交通・地域安全課(長崎交通公園)(指定管理者:財団法人長崎県交通安全協会)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.83	交通・地域安全課	<p>長崎交通公園の基本協定書における備品の取扱いについて(意見)</p> <p>長崎交通公園の管理運営に関して、基本協定書では以下のように備品に関して指定管理者が負担金をもって購入できることになっている(年度協定書では限度額を設定している)。</p> <p>第4条(指定管理者の業務範囲)</p> <p>第4条2項 乙(財団法人長崎県交通安全協会)は、前項に掲げる業務を行うために必要な備品を設置する場合は、県所有の備品と区分して管理し、その状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>第11条 甲は、乙に対し、乙が行う指定管理業務の遂行に要する事業経費(以下、「負担金」という。)を負担する。なお、負担金により生じた備品等に関しては、指定期間終了後は甲に帰属する。</p> <p>現状の形態の場合、例えば下記のような矛盾が生じていると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会名義で取得するため、協会は協会で取得処理を行い、減価償却処理もを行い、県と協会両方で取得処理等がなされる。 ・もし協会が法的整理等の事態になった場合、当該備品等の帰属に対して法的に問題が生じることになる等。 <p>しかし、指定管理業務に必要な備品等は長崎県の方で取得し、それを指定管理者に貸与する方法が一般的であるため、基本協定書の見直しを行うべきと考える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>基本的には、備品は県で取得し、指定管理者に貸与することとしています。しかしながら、緊急に取得が必要な場合に備え、年度協定で定める限度額の範囲内で指定管理者でも取得できることとしており、負担金により取得した備品は直ちに県に帰属することとして基本協定を変更しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

6. 漁政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 89	漁政課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎県沿岸漁業改善資金特別会計 収入未済金額について (1)借受者Aについて平成18年6月14日借受人の相続人と面談を最後に連絡が取れていない状況であることが確認された。早急に適切な措置を講ずるべきと考える。	借受人の相続人とは平成22年10月18日に面談を実施いたしました。今後も引き続き適切な償還指導に努めてまいります。	平成24年5月に相続人との接触はできており、少額回収を交渉中とのことであった。債務承認を取り付け、分割納入を進めるなど時効の中断に遺漏のないよう回収をすすめる必要があると思われる。(意見)	(措置未済) 相続人とは連絡を取っておりますが、返済等についての交渉は進んでおりません。	引き続き相続人への面談等を行い、今後の返済について協議するとともに、債務承認を取り付け、時効の中断に遺漏のないよう適正な償還指導を行ってまいります。
p. 89	漁政課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎県沿岸漁業改善資金特別会計 収入未済金額について (2)借受者Bについて 県によれば、「本事例は、消滅時効期間は経過しているが、援用権者である連帯保証人より「時効の援用」がなされないため、不納欠損として整理ができない状況と考えている。」とのことであった。 しかし、このまま未整理の状況がいつまでも続く状態も適正とは言えないことから、早急に適切な措置を講ずるべきと考える。	時効の援用がないため不納欠損処理できないことから、今後は、県庁内に設置されている「未収金対策検討会議」における未収金の取扱基準についての全庁的な検討結果も踏まえ、適切に対応してまいります。	借受者は既に破産免責、保証人も既に破産免責、もうひとりの保証人も行方不明という状況にあり、回収が極めて困難であり、援用の生じる余地もほとんどないと考えられる。 措置にある通り、債権放棄基準の運用にあわせ、今後債権放棄を検討すべきと考える。(意見)	(措置未済) 行方不明であった保証人について死亡が確認されました。当該保証人の相続人から、相続放棄申述受理通知書の提出を受け、相続放棄を確認致しました。	借受者が破産免責、保証人も破産免責、もうひとりの保証人も死亡し、相続人が相続放棄を行ったため、当該債権の回収見込みがなくなったので平成25年度中に不納欠損処分を行います。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

6. 漁政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.90	漁政課	沿岸漁業改善資金の活用状況と延滞率について（意見） 沿岸漁業改善資金特別会計について、平成21年度から平成23年度における貸付実行の状況及び繰越残高の推移は以下になっている。【監査結果報告書90頁参照】他の制度の拡充にしたがって、当制度の利用が低迷している。繰越残高も増加傾向にあり、貸付残高も減少傾向にある。一方で徐々に延滞額が増加しており、貸出残高に占める延滞の割合も増加している。 また、収入未済と回収の関係は以下のように推移している。【監査結果報告書91頁参照】 不良債権の発生が継続しているため、年々不良債権残高は増加傾向にある。全体としての回収率も10%程度と低迷しており、それが、貸出残高に占める延滞額の割合の増加傾向の原因となっている。したがって、貸出先の好転が望めない限り不良債権の増加は回避しがたい状況にある。 制度利用の促進と、不良債権の抑制及び削減は裏腹であるが、制度利用の促進のためのPR等を行い、一方で入り口としての貸付審査をこれまで以上に慎重に行う必要がある。また、既に貸出している債務者の業況については、漁協等と連携をして情報把握に努め、一層の経営指導等、支援を求めたい。また、延滞債務者については、一層の回収努力が必要と考える。	（一部、措置済） 貸付に際しては、これまで以上に貸付審査などを慎重に行うとともに、債権管理については、戸別訪問の実施などにより実態把握、償還の指導を行うなど、未収金の回収への取組を強化しております。特に、新規発生の延滞者に対しては早期に実態把握をし、償還指導を行っております。	今後も様々な機会を利用して、制度のPR活動を行っていくとともに、引き続き貸付審査を慎重に行ってまいります。また、債権管理を適正に行い、未収金の回収に努めてまいります。
p.91	漁政課	連帯債務者の取り扱いについて（意見） 長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程や借用証書特約条項には、借受者（申請者）や連帯保証人及び担保についての規定はあるが、連帯債務者については特段定めがされていない。現在、貸付けの実行にあたっては、申請者が60歳以上の者やその他知事が必要と認める者である場合には、連帯保証人に加えて、申請者の後継者と目される者を連帯債務者に立てる取り扱いがなされており、その後継者は申請書や借用証書に連帯債務者として署名押印をしている。これは従来より貸付けにあたっての内部の運用により一定の条件の下に連帯債務者を求めていたものを、平成21年に関係機関宛て出された「長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の運用について」の通知で取り扱いを具体的に定めたものとしてそのような取り扱いをしている。連帯債務者は借受者と連帯して債務を返済する義務がある者であり、借受者と同様に債務を負うこととなる。関係者間での内部通知のみで運用するのではなく、貸付規程や借用証書特約条項においても具体的に規定することが望ましいのではないかとと思われる。	（措置済） 平成25年4月1日付で貸付規程に定める申請書様式の一部を改正し、沿岸漁業改善資金借用証書に連帯債務者にかかる具体的な規定を設けております。また、これまで通知等により運用していた連帯債務者が必要な場合の取扱について、事務取扱要領に規定いたしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

6. 漁政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.92	漁政課	申請書の提出期限の順守について（指摘） 現在申請書の提出期限については、長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程により年4回の申請期限がそれぞれ定められている。そして、長崎県沿岸漁業改善事務取扱要領によると、「第4 貸付申請の手続きの3」において、「水産業普及指導センター所長は貸付申請書を受理した時には、・・・あらかじめ作成された普及計画を基礎として事業計画に関する指導を行った後、貸付基準に定める期日までに県水産関係機関に送付するものとする。」としており、県水産関係機関に提出された日をもって提出としている。 しかし、現在の事務処理では、水産業普及指導センターに提出された日をもって提出日として処理を行っており、現在は事務取扱要領に定める期限以降に県水産関係機関に申請書が提出されているものについても、期限内に提出がされたものとして処理がなされている。 また、現在の申請書では、受付漁協又は受付市町村名、受理普及指導センター、受理県水産関係機関名とそれぞれの関係機関が受付日を記入する欄を設けている。しかしながら、県北地域については県水産関係機関にあたる県北振興局の受付印が押されていない。 現在事務処理上では水産業普及指導センターが各漁協より申請書を受け付けた段階で提出されたとの認識があるが、本来当欄への記入日をもって提出日を確認することになるため、当欄の記入についても徹底すべきである。	（措置済） 申請書の提出先については、平成25年4月1日付で事務取扱要領の一部を改正し、県水産関係機関から水産業普及指導センターへ変更しました。なお、申請書確認時のチェックリストに受付欄の項目を追加し、確認を更に徹底することとしました。	
p.92	漁政課	申請書の提出期限の見直しについて（意見） 現在の考え方を書面通りに適用すると、利用希望者が長崎県の機関である水産業普及指導センターへ期限日以内に申請書類をしたにもかかわらず、長崎県の機関である水産業普及指導センターがセンター長の意見書を添付し県水産関係機関へ送付するのが遅れることで、期限内に提出が間に合わず、制度の利用ができないということも起こりうる。 このような状況から考えると、制度利用者の利便を阻害しないよう、当制度の提出期限のあり方について見直しを求めたい。	（措置済） 平成25年4月1日付で事務取扱要領の一部を改正し、貸付基準に定める期日までに貸付申請書を提出する先について、水産業普及指導センターとしました。	
p.92	漁政課	事業計画書に記載する「水産業普及指導センター所長の意見」記載について（指摘） 貸付の申請手続きにおいて、水産業普及指導センター所長は、貸付申請書に添付されて提出された事業計画書を確認し、その事業計画書に意見を添えることとされている。 貸付申請書及び事業計画書を確認したところ、水産業普及指導センター所長の意見の記載内容が、本来は事前に作成してあるはずの事業計画書と一連で同時に作成印刷されていると認められるものが検出された。かかる事例は事業計画書の水産業普及指導センター自らが作成しているのではないかと疑義を抱かせるような行為である。制度上の見直しが必要である。	（措置済） 平成25年4月1日付で貸付規程に定める申請書等の様式の一部改正し、事業計画書様式から水産業普及指導センター所長の意見欄を削り、新たに同所長の意見の様式を定めました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

6. 漁政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.92	漁政課	<p>貸付金の償還年数について（指摘）</p> <p>沿岸漁業改善資金助成法では、貸付金の償還期間について第5条において「貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、10年を超えない範囲内で政令で定める期間とする」と規定している。そして沿岸漁業改善資金助成法施行令において、それぞれの資金ごとに償還期間を定めている。</p> <p>県でも貸付資金の償還期間については、沿岸漁業改善資金助成法施行令をもとに長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程別表により年数を定めている。ただし、県では、更に長崎県沿岸漁業改善資金事務取扱要領において、経営等改善資金の償還期間については、以下のように定めている。</p> <p>経営等改善資金の償還期間は、貸付規程第2条の別表第1に定める期間の範囲内で減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた固定資産の耐用年数以内とする。</p> <p>このため、現在の事務取扱要領によると現在は、耐用年数に関する省令による耐用年数のほうが貸付規程別表の年数より短い場合は償還年数もその年数以内となる取扱いとなっている。</p> <p>この減価償却資産の耐用年数等に関する省令において、貸付制度に係る漁業用設備、水産養殖業用設備はともに耐用年数5年とされているので、当貸付制度の償還年数は長崎県沿岸漁業改善資金事務取扱要領によると新品の場合は原則として5年以内（長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程により5年より短い年数とされている場合はその年数）という取扱いになる。</p> <p>平成20年の税制改正に伴い耐用年数省令の改正が行われる前においては、当貸付制度に関する設備の耐用年数は、漁ろう用設備として7年とされていた。長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程別表に定める償還期間についても操船作業省力化機器等設置資金は、耐用年数省令と同じ7年以内となっていた。このため、もともと操船作業省力化機器等設置資金の償還年数については7年とされていた。</p> <p>耐用年数省令の改正後も、耐用年数省令の改正前の償還年数を制度として引き継いでいるため、結果として耐用年数省令の改正後は耐用年数省令に定める耐用年数よりも長い年数となる長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程別表の償還年数を優先して適用している状況となっている。</p> <p>これは、耐用年数省令の改正がなされたことに対して、長崎県沿岸漁業改善資金事務取扱要領の内容が見直されていないため生じているものであり、長崎県沿岸漁業改善資金事務取扱要領の償還年数の定めについては早急に対応が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年4月1日付で事務取扱要領の一部を改正し、償還期間の年数の設定について、申請者の経営状況、貸付対象施設等の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適切な期間を設定することとしました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

6. 漁政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.93	漁政課	申請書類の添付について（指摘） 長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程では、自動操舵装置、エンジンなど一定の装置に対する貸付についてはその性能を証明する証明書等の添付を求めている。沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書を確認した所、証明書の添付が漏れているものが検出された。当証明書は、それぞれの装置の操船作業の省力化や燃料油消費節減に対して効果を証明するもので、貸付の目的を担保する意味を持つものでもあるため、申請書を審査する立場にある県としては、当証明書等の添付書類の内容についても漏れがないよう徹底する必要がある。	（措置済） 必要書類について、チェックリストによる複数人での確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。	
p.94	漁政課	申請時の提出書類の誤りについて（指摘） 長崎県沿岸漁業改善資金事務取扱要領において沿岸漁業改善資金の申請においては、様式第2号の2「償還準備積立実行誓約書」が申請書の添付書類とされている。申請書を確認した所、この「償還準備積立実行誓約書」について、一部の漁協から提出された案件のみ、独自様式により「償還準備積立実行契約書」が添付されることとされていた。 「償還準備積立実行契約書」も内容としては、同等のものではあるが、事務取扱要領において書式が規定されているため、県としては提出書類の確認について注意が必要である。	（措置済） 独自の様式を使用していた漁協については、事務取扱要領に定める様式を用いるように水産業普及指導センターを通じて指導いたしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.95	水産振興課	平成18年度 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について (6) 財産の状況 公有財産の管理 エ. 指摘事項 (ア) 従物内訳表の整備について 混載便発送ターミナルが公有財産台帳に記載されていない。混載便発送ターミナルは建物でなく、工作物として位置づけられているためと考えられる。ただし、工作物は、「土地、建物の従物(工作物等)の公有財産台帳への登載について」(昭和43年2月16日 43管第32号総務部長通知)に、「従物内訳表」を作成して管理することが規定されている。したがって、混載便発送ターミナルについても従物内訳表を作成することが必要である。	ご指摘を踏まえ、従物内訳表を作成し、公有財産台帳の付属書類として保管する措置を講じました。	左記物件の従物内訳表への記載は確認した。 ただし、この構造物は、建築基準法の観点からは建物として取り扱うべきものである。したがって、従物というよりは、公有財産台帳に建物として登載すべき構造物である。 また、魚市場内において、物品として取り扱われているが本来従物内訳表に登載し管理すべきもの(時計塔や駐車場案内図など)や、従物として管理すべきもの(駐車場の照明塔など)が網羅されておらず、今一度整理する必要があると思われる。(指摘)	(一部、措置済) 混載便発送ターミナルを従物内訳表から削除し、公有財産台帳に建物として記載しました。	従物内訳表に登載し管理すべきものについては平成25年度中に適正に記載いたします。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.95	水産振興課	<p>平成18年度 公の施設の管理運営及び指 定管理者制度の事務の執行 について</p> <p>物品の管理 工. 指摘事項 (ア)物品と物品管理簿の照合 について</p> <p>物品取扱規則第 12条第 5項 には、年1回、物品と物品管 理簿の照合を実施するこ とが規定されている。しかし 長崎魚市場では、平成16年 度、17年度ともに実施され ていなかった。毎年度実施 することが必要である。ま た、物品管理簿の配置場所 に全て「長崎魚市場」と記 載しているが、照合手続の 実施の効率化、適切な現物 管理の点から、施設別、さ らに部屋別など詳細に記載 することが望まれる。</p>	<p>平成 18 年度から、毎年 度、物品の現物と物品管理 簿との照合を実施するよう にいたしました。また、物 品管理簿の備考欄に施設 別、部屋別の詳細を記載 し、物品の配置場所を明確 にいたしました。</p>	<p>物品取扱規則や物品管理シ ステムによって管理がなさ れている。 ただし、現物照合をサンプ ルで検証したが、コンベ アーに一件物品整理票の貼 付誤りが検出された。も ともと数台あるコンベアーが 老朽化しており、互いに部 品をやり取りする間に整理 票の貼付けられた部品が他 のコンベアーに流用された ことが原因で、二重に整理 票が貼り付けられた状態に なっていた。適時に実態に 合わせる運用になっていな い。(指摘)</p> <p>また、パソコン・カメラ等 長期間使用されていない物 品については、適宜廃棄す るべきである。(指摘)</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>コンベアーについては、部品ごとに物品整理 票を貼付し、使用場所を記録して、所在の確 認を徹底しました。</p>	<p>フィルムカメラなど、現状での使用に耐えな い物品は平成25年度中に処分を予定しており ます。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.96	水産振興課	<p>平成18年度 公の施設の管理運営及び指定 管理者制度の事務の執行につ いて</p> <p>(5) 利用状況 イ. 意見 (ア) 住民負担について 水産物の水揚高の減少に比例 し、長崎魚市場の手数料収入 は減少の一途である。一方、 施設は建築後、17年を経過して 老朽化が進み修繕を要する箇 所も多く、大規模消費市場を 背景にした量販店のチェーン 店化、消費者の食の安全への 強い要望に伴い、環境・リサ イクル等へ配慮した新規設備 の導入・更新が待ったなしと なり、これらの要求に対応す る施設の改修等が喫緊の課題 となっている。起債の償還は 平成 25年度まで残っており、 長崎県は一般財源から年約4億 円を繰り入れて施設を維持し ているものの、設備の大規模 修繕については先延ばしする ことを余儀なくさせられてい る。長崎魚市場が取り扱う生 鮮魚介類は大規模消費市場を 抱える関東や関西へ出荷され るほか、当然ながら長崎市及 び周辺地域においても消費さ れているが、長崎市及び周辺 市町はこの市場があることに よって、卸売市場を保有する 必要性はなく、市場圏内住民 のコスト負担が軽減されてい ると言える。長崎魚市場の市 場圏において、魚市場のコス トを長崎県のみが負担してい る現状は、佐世保市や松浦市 等市町が魚市場を開設してい る市場圏との間に、住民負担 の公平性を欠くことから、長 崎市及び近隣市町に対して、 応分の負担を求めることが望 まれる。</p>	<p>ご意見の内容については、 市場開設の経緯や、市町の これまでの関わりもあり、 今後に向けた検討課題とし てまいります。</p>	<p>受益者負担の考え方として は、監査意見にある考え方 も尊重するべきと思われる が、住民負担のバランスを 考えると、受益との明確な 対応関係をどのように測 定、評価していくかは難し いと考えます。 一方、魚市場特別会計にお ける公債費を除く一般会計 繰入金は平成23年度で82百 万円であり、使用料収入の 減少等により魚市場を維持 するために費やされる経費 負担は従前より大きくなっ ている。 1億を越す公債費も平成26年 では済むの見通しである が、今後、さらなる経費削 減、そして使用料収入の増 大のための一層の努力を求 めたい。(意見)</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>長崎魚市場の機能強化を図るため、平成23年 度から高度衛生化施設整備事業に着手し、順 次改修を進めていくことにしており、平成25 年度から工事に着手しております。高度衛生 化施設整備事業の完成により、他魚市場との 魚価や集荷力の競争で優位に立ち、安定した 受託物使用料収入の確保を図ってまいりま す。</p>	<p>平成23年度から着手している高度衛生化施設 整備事業により順次改修を進めていくことに しており、平成25年度から具体的な工事に着 手しております。高度衛生化施設整備事業の 完成により、他魚市場との魚価や集荷力の競 争で優位に立ち、安定した受託物使用料収入 の確保を図ってまいります。 高度衛生化施設整備事業では、新設建物のグ レーチング等消耗品の規格を汎用品で統一す るなどして、修繕、交換に要する費用の削減 を図ってまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.99	水産振興課	平成18年度 公の施設の管理運営及び指 定管理者制度の事務の執行 について (1)修繕工事の発注方法につ いて 風防シャッター支柱撤去固 定工事及びグレーチング取 替について、修繕箇所は異 なるものの、同一内容の修 繕工事をほぼ同一時期に、 単独随意契約の金額基準(1 件の予定価格が30万円未 満)まで数回に区分(小分 け)して発注していた。取 り纏めて発注した方が、業 者からすればコスト削減の 余地が大きく、また見積り 合せを行うことにより契約 額が下がることも期待され る。また、緊急性を要した ために、小分けすることに より単独随意契約が可能な 金額まで区分したという誤 解を受ける。したがって、 同じ修繕工事が見込まれて いるのであれば、取り纏め て発注すべきである。な お、実際に緊急性を要する ものであれば、1件の予定価 格30万円を問わず、随意契 約を行うことは可能と考え られる。(「財務規則第106 条第3号」による。)	ご意見を踏まえ、今後は、 施設の点検を行い、同じ修 繕工事が見込まれる場合 は、取り纏めて発注するよ うにいたします。	現状は、担当者が週二回魚 市に出向き、修繕箇所を調 べたうえで、緊急性の有 無、修繕すべき個所の性 質、修繕に充てる予算枠等 を勘案して、修繕伺いを作 成する流れとなっている。 この中で、監査結果に求め られている効率性の配慮も なされているとのことであ る。ただし、修繕伺いにあ る「修繕の理由」の記述で は効率性の確保について判 然としなため、別途、修 繕発注の台帳を作成し、緊 急性の有無や発注の集約状 況を管理するべきと考える。 (意見)	(措置済) 職員による週2回の現場確認の際に破損の状 況等についても確認をしております。その中 で緊急を要しない案件については、効率性の 観点から類似案件をまとめて一括発注する方 法もっております。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.101	水産振興課	平成22年度特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 「公営企業への一般会計繰出基準について」について『2.市場の建設改良に要する経費』には、「平成15年度までに発行した企業債」との記述について検討すれば、平成19年度の「災害復旧事業」の起債5.9百万円は対象外となる。運用にて対応しているとのことであるが、当該通知を見直すのが適切と考える。	財政課と協議のうえ「当該通知に『ただし、災害復旧等でやむを得ず企業債を発行する場合は、この限りでない。』等の追記を検討する。」との回答を受けております。	明文化は実現していない。監査結果を尊重するべきである。(指摘)	(措置済) 財政課において、「災害復旧に係る平成19年度に発行した企業債の元利償還金額」を対象とするよう「公営企業への一般会計繰出基準について」を改正しました。	
p.102	水産振興課	平成22年度特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎魚市場施設使用料徴収事務委託について 長崎魚市場協会(以下「協会」という。)は、徴収した使用料を、他の事業等と同じ通帳でひとまとめに管理しているとのことであるが、本来は徴収料だけを扱う通帳を別に作成することが望ましいといえる。今の管理であれば、その徴収した金銭で協会の別の事業に充足することも容易であり、預金利息自体の帰属問題も今の管理では不明確となる。	使用料とその他の事業費については会計上適正に区分管理されていますが、預金利息については指摘のとおりその帰属が不明確となることから、使用料の専用口座開設の可否を含め、今後協会と検討してまいります。	現状も変化はない。口座を分割することは、資金流用を防止することに主眼があり、あくまで県の使用料収入は協会にとって「預り金」でしかなく、明確な資金の分離が必要である。例えば収入口座は一般会計の口座とは別にし、銀行からの振替明細によって預かり金額が明確になるまで引き出しを禁止し、その後は更に専用口座へ資金移転するべきである。以上を検討の上、協会における収入事務の見直しを県は指導するべきと考える。(指摘)	(措置済) 協会において「使用料収入」を管理する専用口座を平成25年8月に開設いたしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.104	水産振興課	平成22年度特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎魚市場卸売場棟施設修繕業務委託について (2) 予定価格の30万円基準について、修繕工事の範囲をどのように捉えるかが問題となる。県としては、今現在取引をどのように考えるかについては具体的なマニュアル等はないとのことであるが、どの範囲で取引を考えるかについては規定を定めておくことが望まれる。	予定価格の30万円基準については、「一発注あたり」と考えることが基本になると考えておりますが、発注後変更が生じて30万円を超える場合の取扱等を整理していく必要がありますので、関係機関と協議を行い、適正な規定の策定を検討してまいります。	未だ結論が出ていない。措置を早急に行うべきである。(指摘)	(措置済) 長崎魚市(株)と工事一件当たりの単価が30万円を超えないとすることを委託契約の仕様書で明文化し、月ごとの実績報告で1契約が30万円未満であることを確認しております。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.104	水産振興課	平成22年度特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 需用費について 修繕工事が完了し確認もされているのに、請求書の提出が遅れているものが確認された。速やかに請求書が提出されなければ、県は予算執行状況の把握が困難と考えるため、工事完了後は請求書を速やかに提出させるべきである。	修繕費の執行については、予算執行整理簿だけではなく、別に修繕台帳を作成し執行状況を管理しております。各業者に対しては、今後改めて工事完了後速やかな請求書の提出を求めてまいります。	下記の取引に関して、工事の完成検査が終了した後、請求書提出日までにかなり期間が過ぎていた。 ・長崎魚市場海水処理施設 修理工事(平成22年度) 請負金額2,163,000円 工事完成検査日 平成22年9月6日 請求書提出日 平成23年4月27日 ・長崎魚市場卸売場西棟照明器具等補強工事(平成23年度) 請負金額1,077,930円 工事完成検査日 平成23年11月30日 請求書提出日 平成24年4月17日 ・長崎魚市場卸売場西棟3-4間外グレーチング修理(平成23年度) 請負金額411,075円 工事完成検査日 平成23年11月24日 請求書提出日 平成24年3月31日 なお、上記の契約に関して、変更契約がなされている。その際修繕伺い、及び見積書には納入期限が平成23年10月31日になっているが、実際には施行完了日は平成23年11月18日であり、納入期限を超えており、契約不履行とも言える。そのような事態にならないためにも本来であれば納入期限の延長も適正に行わなければならない。(指摘)	(措置済) 修繕発注台帳を活用し、工事終了後に速やかに請求書を提出させ、支払いを行っております。 なお、平成24年度以降の修繕においては、工期の変更等が必要な案件は発生しておりませんが、今後類似の案件が生じた場合は、適切に契約変更の手続きを行ってまいります。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.105	水産振興課	平成22年度特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 負担金及び補助金及び交付金について 法人Dへ支払う負担金(通常会費)について会費徴収規則はあるが会費の明確な基準がない。 負担割合の合理的な根拠を明らかにしたほうが良いと思われる。なお、他の会員は売上高、組合員数等を指標にして会費が決まるようである。	指摘のあつた法人Dについては、長崎魚市場の開設者として負担金額を定めていたものですが、他の会員との不均衡が生じないよう、今後関係者とも協議のうえ、会費の明確な基準について検討してまいります。	過去の経緯としては、法人設立の際に、開設者である県の費用負担を取り決めたことがあり「協会の通常運営費用の1/3」との合意形成があり、その後平成19年度に通常運営費用の減少により、その時点の通常運営費用の1/3の400万としたとのことであった。 ただし、左記措置にある「今後関係者とも協議のうえ、会費の明確な基準について検討してまいります」は履行されていないため、基準化は必要である。(指摘)	(措置未済) 協会は開設者(県)のほか、卸や仲買人、運送事業者など魚市場全体で構成されていますが、産地仲買人は多くが個人商店で規模が小さいため、水揚量減少を要因として市場からの撤退が続き、協会会員数の減少が続いております。一方、卸・運送事業においても市場外流通の進展や、燃油コストの増大などで厳しい経営を強いられている状況下であることから、協会の会費見直しや基準化の協議を進められない状況にあります。	現在、閉鎖型の新型荷捌所を中心とする卸売市場の高度衛生化施設整備事業を進めており、協会会費の基準化は事業が完了する平成33年度までに図りたいと考えております。市場の高度衛生化を推進することにより、市場全体の流通機能を高め、活性化を促し、各種事業体の経営安定化と、会員数の一定数維持を図った上で負担金の基準化に取り組んでまいりたいと考えております。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.106	水産振興課	<p>長崎魚市場排水処理施設汚泥処理等業務委託について 入札事務の瑕疵について(指摘)</p> <p>平成22年度の契約に関して、下記のような事務誤りが生じている。 当該契約は一般競争入札により行われているが、入札参加業者はH社1社のみであった。 その際、公告において、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を納付することになっているが、業者が納付した入札保証金は85,000円、この場合の入札限度額は1,619,047円になり、実際に入札金額の1,620,000円は本来無効となるはずである。しかし、県はそのまま有効として落札決定を行っていた。 願末書には、今後「公告文に消費税及び地方消費税を含む」との文言を記載するとともに、入札執行前に入札保証金に対する見積額限度額を算出することとすると記載されているが、実際に公告文にその文言が記載されたのは平成24年度以降の契約に關してからの回答であった。 このような誤りが生じる可能性は全庁で考えられるため、改善策を早急に図るべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>入札保証金の算定に消費税及び地方消費税を含むことは契約事務マニュアルに示されており、それに基づいて公告文には入札保証金について「消費税及び地方消費税を含む」との文言を記載しております。</p>	
p.107	水産振興課	<p>長崎魚市場管理運営業務及び事務委託について 請求書発行管理業務の積算の根拠について(意見)</p> <p>請求書発行管理業務にかかる労力は、県の担当者へのヒアリングでは、実際検針業務は2名で約1日、データ入力、チェック及び請求書発行業務は1名で約2日となっているとのことである。 一方、委託費のもととなっている積算金額は以下となっている。【監査結果報告書107頁参照】 これに、一般管理費分の加算(一般管理費分は20%としている)1,363,400円×120%=1,636,000円(千円未満切り捨て)と、消費税分(5%)を加算した結果、1,717,800円(A)となっている。 一方、実際の業務状況をヒアリングしたところから算出した場合の請求書発行管理業務に関する積算金額は以下の金額となる。【監査結果報告書107頁参照】 これに、一般管理費分の加算(一般管理費分は20%としている)302,200円×120%=362,000円(千円未満切り捨て)と、消費税分を加算した結果、380,100円(B)となる。 現在の積算(A)1,717,800円とヒアリングによる業務状況から算出した場合の請求書発行業務の積算額(B)380,100円についての差額(A-B)は、1,337,700円となる。 当金額はあくまで現在の業務状況のヒアリング結果に基づき算定した金額であるが、乖離幅は大きい。委託料の積算金額を算定するにあたっては、過去の実績データを再度確認することが必要である。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成25年度の請求書発行監理業務に関する契約においては、実情を聴取したうえで、見込まれる業務を細分化し、細分化した業務毎に年間所要日数を算定しており、実態に即した積算内容に変更しております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.108	水産振興課	<p>長崎魚市場管理運営業務及び事務委託について 駐車場管理業務の精算報告と実態との乖離について(指摘)</p> <p>駐車場管理業務については、管理運営業務仕様書において、駐車場嘱託整理員が第1駐車場に7時から16時まで1名配置されることとされている(魚市場閉場日を除く)。そのため、委託費の積算内訳においても交通誘導員分として以下の計算式で駐車場管理業務にかかる金額が算定されている。【監査結果報告書108頁参照】</p> <p>しかしながら、駐車場管理業務については、管理運営業務仕様書にも書いてあるように魚市場閉場日については、1名配置することは求められていないため、閉場日分(日曜・祝日)については、日数から除く必要がある。</p> <p>積算の段階では、一般社団法人長崎魚市場協会(以下、協会と呼称)職員のF氏が当該業務にあたるのが予定されており、精算にあたってF氏の給与の全額が充てられている。</p> <p>しかし、実際の業務がどのように行われたのか、監査において再検証したところ、次のような問題が検出された。</p> <p>ア.協会からのF氏の従事時間の回答 協会にその内訳の報告を依頼した所、駐車場管理業務に90%、協会の収益事業に10%を割り当てているとのことであった(この時点で既にF氏の人件費には事実と実績報告との間に相違する部分が生じている)。</p> <p>イ.勤務日報に記された事実との相違 また、駐車場管理業務の勤務日報を確認したが、勤務日報における記入は、別途協会が清掃業務を再委託している会社の職員により行われている記述であった。その理由について所管課に対し勤務日報の徴取とともに確認したところ、清掃業務の委託を受けている別会社の職員が清掃業務に合わせて入場車両の台数確認や無許可入場車両の台数などを確認しており、協会職員担当者はその清掃会社社員の業務を統括し管理しているとの回答であった(つまり、この回答では駐車場管理業務の人件費に相当する労力の発生は清掃業務で賄われており、ほとんど単独で見いだすことができないということである)。</p> <p>ウ.今後の対応について 現状では、上述の体制をとっているため、仕様書にいう第1駐車場に7時から16時の間、駐車場嘱託整理員を1名置くという体制はとられていない状況となっていると言わざるを得ない。所管課は、管理運営業務仕様書に書かれた内容を基に、委託事業と協会の独自事業にかかる人件費の配分について、日報の確認などにより確認を行う必要があるがこれを実際には行っておらず、実績確認が不十分である。</p> <p>また、今後の駐車場管理業務の積算金額については、業務を行うために実際に必要な時間数について再度確認したうえで、その金額の設定を見直す必要があると考える。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>平成25年度の契約については、業務の実情を聴取したうえで、実態に即して1日の業務時間を6時間(早朝の場内駐車場の見回り3時間、違反状況の改善のための事業所訪問・改善対策検討の3時間)とし(見直し前は9時間)、年間の業務日数について市場の開場予定日299日(見直し前は365日)に積算内容を変更しております。</p>	<p>実績確認につきましては、勤務日報の作成を協会に依頼するとともに、当課職員による週2回の現場巡回時のほか、随時の魚市への出張時に勤務実態を直接確認してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

7. 水産振興課(長崎魚市場特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.109	水産振興課	<p>長崎魚市場管理運営業務及び事務委託について 管理運営委託の実績報告書の内容について(指摘)</p> <p>協会では、I氏、F氏、N氏、A氏の4名が業務に当たっている。 実績報告書上、4名の給与がそれぞれの業務の人件費として充当されている。 I氏の給与 警備業務に全額、 F氏の給与 駐車場管理業務へ全額、 A氏の給与 車両入場承認業務へ全額、 N氏の給与 請求書発行管理業務へ半額 F氏については、上記【監査結果報告書108頁参照】の通りである。 警備業務の担当としてI氏の給与の金額についても、全額が委託料の精算書に挙げられているが、協会の会計帳簿の作成など協会独自の業務を担当している部分があることは明らかである。そのため、I氏の人件費についても委託料の対象となっている警備業務の対象金額から外すべき金額が存在する。 また、請求書発行管理業務についても、上記のとおり請求書発行管理業務にかかる労力は、所管課へのヒアリングでは、実際検針業務は2名で約1日、データ入力、チェック及び請求書発行業務は1名で約2日となっているとのことである。請求書発行管理業務についてもN氏の給与の半額が計上されており、委託料の対象となっている請求書発行管理業務の対象金額から外すべき金額が存在する。 協会に対する長崎県地方卸売市場長崎魚市場の管理運営に関する業務委託は、委託料に剰余金が生じたときは長崎県に対して返還が必要な契約となっている。以上のような経費の混入がある以上委託料の精算書において記載されている支出については、実際の業務の状況を日報などにより検証し、その支出の適正性について確認を行うべきであり、翌年度以降の委託料積算に反映させるべきである。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>協会の決算資料の完成を待って、平成25年5月27日に実地審査を行い、各事業毎に一般管理費を振り分けた資料を基礎に、再度精算報告書と比較した結果、全ての事業において事業費が精算額と同額又は上回っていることを確認しております。 以上の検証により、一般管理費を含めた事業費総額は委託契約額を上回ることが確認できたため、精算の結果戻入を求めないこととする根拠となると考えております。 なお、平成25年度の契約においては、実情を聴取したうえで、実態に即して「車両入場承認業務」を含む「その他の管理事務」については、時間単価700円、1日の業務時間を5時間、業務日数を開場日数の299日とし(見直し前は1日単価5900円、業務日数をひと月26日、12ヶ月)、「請求書発行管理業務」については、見込まれる業務を細分化し、細分化した業務毎に年間所要日数を算定(見直し前は、業務全体で算定)と積算内容を変更しております。</p>	<p>実績確認につきましては、勤務日報の作成を協会に依頼するとともに、当課職員による週2回の現場巡回時のほか、随時の魚市への出張時に勤務実態を直接確認してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

8. 長崎県総合水産試験場

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.114	総合水産試験場	平成17年度 長崎県の試験研究機関の財務に関する事務の執行及び試験研究業務の管理について シ. 物品の管理について 物品の持出し 工業技術センターにおいて、共同研究のための持出しを原因とした物品の紛失が判明している。物品の持出しに関する規程は特に定められていないが、物品の最終管理責任者は各試験研究機関の長であり、持出しには管理責任者の承認が必要である。設備貸付同様、物品の持出しについても所定の手続により管理責任者の承認を受けることが必要である。	物品の持出しについては、所属長への申請様式を制定し（平成18年9月11日制定）、今後、持出しを行う場合は当様式によることとしました。	貸付契約、貸出物品簿への登載は行われているが、修理の際、持出しがある場合には業者からの預かり証の徴取が必要である（意見）。	（措置済） 平成24年8月より、修理等物品の持出しがある場合には預かり証を徴取することとしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

8. 長崎県総合水産試験場

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.116	総合水産試験場	平成17年度 長崎県の試験研究機関の財務に関する事務の執行及び試験研究業務の管理について テ、研究課題別の原価管理について 原価とは、「全部原価」であり、職員の人件費、共通費も含む。人件費把握には、研究者の研究課題別時間管理が必要となる。窯業技術センター以外では、研究者の業務日報が未作成で、研究者の時間管理が全く行われていないことを意味しており、研究課題・業務別の時間割合も把握できず、原価管理もできない。今後、研究課題別原価管理のための具体的な検討が必要である。	業務管理については、今後の課題と認識しており、各機関の状況に合わせて、日報作成等の方策を検討していきます。	伺いシステムによりプロジェクトごとの全ての支出科目を管理している。ただし、当初監査の論点である人件費のプロジェクトへの振り分けについては、「方策の検討」がなされていない。 措置において「検討する」との記述をしている以上、何らかのアクションが必要である。（意見）	(措置済) 原価意識の醸成を目的として、研究課題毎に作成する研究事業評価調書に人件費を記述することとしています。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

8. 長崎県総合水産試験場

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.117	総合水産試験場	物品出納簿に記載された購入金額の誤り（金額相違、入力漏れ）（指摘） 平成23年度の物品出納簿に記載された無線受信器4台が記載されているが、一台当たり金額が、物品出納簿では、509,248円（@127,312円）備品購入費として計上されている金額が504,000円（@126,000円）、と物品出納簿が購入時の送料5,248円だけ多くなっている。財務会計上は、送料は役務費で計上されており、物品出納簿の記載が誤っている。 また水深測定器2台は物品出納簿の記載はあるが、金額入力が漏れており、0円で表記されている。当該物品の備品購入費は241,920円（@120,960円）である。 物品管理システムへの入力は正確に行う必要がある。	（措置済） 監査受検後、直ちに物品出納簿の金額を修正いたしました。	
p.118	総合水産試験場	物品整理票の貼付もれ（借入期間経過後の受入物品の処理、リース物件）と借入品管理簿の記載漏れ（リース物件）（指摘） （財）長崎県産業振興財団から受入れていた借入品について、期間満了により無償譲渡されたため、平成23年度から県の所有する物品として物品出納簿に記載されたものが「育種実験室」に多数所在している。しかしながら、物品管理票の貼替えがなされていない物品があるため、是正する必要がある。 また、今回の監査にあたり、再度サンプルで物品の現物照合を行ったが、借用品（リース契約）の一式（システム生物顕微鏡及び顕微鏡デジタルカメラ）について借用品の物品管理票の貼付並びに借入品管理簿の記載が漏れていた。なお当該物品については賃貸契約書が締結されている。	（措置済） 監査受検後、直ちに物品整理票を貼付し、借入品管理簿へも記載いたしました。	
p.118	総合水産試験場	付属品のうち備品として計上すべきものについて（指摘） 総合水産試験場所管の漁業調査船「鶴丸」の付属品について、本来物品として台帳管理すべきものが船舶に含まれて管理されている。 例えば自航式水中カメラは、視察時には機材倉庫に保管されており、船舶に取り付けられていない状態であった。これは調査目的によって積み込むこともあれば、倉庫で保管することもある「アタッチメント」である。公有財産台帳では主要設備の一つとされ、「総工費に含まれる」としているが、他所ではアタッチメント類は、別の物品として管理していることと整合性が取れず、別個に物品管理するべきである。	（措置済） 監査受検後、直ちに自航式水中カメラのアタッチメントについては、物品管理簿へ備品として記載いたしました。	
p.118	総合水産試験場	研究用消耗品の管理のあり方について（意見） 今回、総合水産試験場を視察したが、薬品類をはじめ（後段（10）【監査結果報告書124頁参照】を参照）、研究用消耗品類の整理が十分でないとの印象を受けた。今後、適切な調達ができるよう、まず、各課で持ち合わせている物品・消耗品類を整理し、不用品の見極めを行ったうえで、どのくらいの所有量があるのかを把握するべきである。試験場で消耗品の管理のあり方を再検討されたい。	（一部、措置済） 薬品類の管理については、点検・確認方法について場内に周知し、所有量を把握いたしました。	薬品を除く研究用消耗品類については、年に一度、必要性の再確認を行い、所有量を把握するとともに、不用品については処分していくこととします。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

8. 長崎県総合水産試験場

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.118	総合水産試験場	<p>請求の遅延する業者への指導について（意見）</p> <p>漁業者0から仕入れた調査用のケンサキイカ200キログラム170,000円については、履行確認が平成23年11月30日であったにもかかわらず、請求日が平成24年3月21日であり、約4か月遅延しているため、早期の請求を促すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年4月に、場内職員に対して請求書の早期の提出をもとめるよう文書により指導を行いました。</p>	
p.119	総合水産試験場	<p>総合水産試験場事業報告書の印刷代（需用費）について（指摘）</p> <p>毎年度、事業報告書の印刷を発注しているが、年々一冊当たりの印刷単価が上昇している。【監査結果報告書119頁参照】</p> <p>契約にあたって複数者より見積書を徴取して契約しているが、徴取先を見直すなど効率性のある事務を行う必要がある。</p> <p>印刷用紙の値上げの影響もあると思われるが、印刷単価が急激に上昇している（平成24年度は、平成22年度の約倍、平成23年度では1.5倍）。</p> <p>総合水産試験場側で原稿を準備するが、報告書内容は平成23年度で見直しが行われ、以前より整理されており、ページ数についても平成22年度が148ページ、平成23年度が152ページ、平成24年度が118ページと減ってきており、ページ数と単価は逆相関の関係にある。</p> <p>試みに、印刷用紙の高騰や原油価格の高止まりなど、市場価格の影響かどうかを考察するため、総合水産試験場で発注している他の印刷物の印刷代の推移と比較すると事業報告書印刷代の推移との違いが際立ってくる。【監査結果報告書119頁参照】</p> <p>平成22年度から平成23年度にかけて、他の印刷物は安定的な推移であることが分かる。通常、前年と同様の事務内容であれば、同じような契約金額に収斂するのが普通の発想である。上記3つの印刷物の推移はそれを物語っている。</p> <p>これに比して、事業報告書の単価のみが、1.5倍や倍になるといえるのは異例とも言える。しかも、閑散期である2月、8月の発注・契約であることを鑑みれば、異例としか言いようがない。</p> <p>このような不効率を排除するためにも、単に複数者見積もりで終わらせるのではなく、前年と比較して高額であることを認識するべきであり、更に見積もり徴取先を広げるなどの対応が必要であったと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>監査後の印刷物発注において、見積徴取先を広げる見直しを行いました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

8. 長崎県総合水産試験場

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.120	総合水産試験場	<p>空調機器保守点検業務委託について競争性の導入について（指摘）</p> <p>当該契約は、当該空調設備の唯一の保守管理専門業者であり、技術面のサポートや故障の対応が迅速かつ適切に可能であるなどの専門性を理由として、メーカー系列のメンテナンス業者と一者見積もりによる随意契約となっている（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、長崎県財務規則第106条第2項）。しかし、空調設備の保守点検業務については、他に保守点検業務を行える業者があるため、競争性を取り入れた契約手法の導入を行うべきである。</p> <p>近年入札等の競争性のある方法により契約を行っている自治体も見受けられる。国においても、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）」等を受けて、随意契約としていた保守点検業務等を競争性のある一般競争入札に移行している例も多数ある。また、エレベーターメーカー系列の保守業者が系列外の保守業者に対して交換部品の供給を拒絶した行為が独占禁止法上の競争者に対する取引妨害に当たるとして不法行為による損害賠償請求が認められた事例もある。</p> <p>地方公共団体の契約は、競争の方法によることが原則であることから、従前からの専門性を理由として随意契約を漫然と継続するのではなく、設備の特殊性などに十分配慮しつつ、競争性のある契約方法を導入すべきである。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>空調機保守業者の選定につきましては、指定保守業者がメンテナンスを行う必要性についてメーカー側に聞き取りを行うなど、詳細に調査をしております。</p>	<p>空調機の保守については、長期継続契約期間の満了する平成27年度までにメーカー側と十分協議・検討を行ってまいります。</p>
p.121	総合水産試験場	<p>庁舎警備業務委託について契約の準備手続きについて（指摘）</p> <p>当該契約は、長期継続契約であり、平成22年度に5年間の契約期間が満了するため、平成23年度から27年度の委託業者を決定するものである。当該業務は年度開始早々（4月1日）に契約を締結する必要があるため、その準備手続きについては、迅速かつ適切に行う必要がある。しかし、本件においては、準備手続きが間に合わず、4月から6月の3か月間は従前の業者と従前の月額により、一者見積もりによる随意契約となった。入札後の月額が33,600円削減されていることから、3か月分で100,800円の削減の機会を失ったことになる。今後は、委託料の効率的な執行のためにも、契約の準備手続きを迅速かつ適切に行う必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>長期継続契約については、複数年にまたがる管理簿を作成し、年度当初の事務漏れ等を防止する措置をとっております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

8. 長崎県総合水産試験場

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.122	総合水産試験場	<p>魚介類等管理業務委託について 委託費の精算について（指摘）</p> <p>往査時点（平成24年8月10日）において、委託費の精算が未了であった。委託先である一般社団法人長崎魚市場協会からは、平成24年4月10日付で委託費精算書が提出されている。委託費に剰余金が生じたときは、県に返納されるから、速やかに精算を行う必要がある。</p> <p>担当者によると、例年8月頃に実地検査を行い、精算額の確認を行っているとのことであった。平成22年度分の実地調査は平成23年8月29日に実施されていたが、平成23年度分の実地調査の日程は往査日現在未定であった。なお、実地調査は「長崎県総合水産試験場魚介類等管理業務委託契約書（以下、「契約書」という。）」第7条第2項において規定されているとおり、必要に応じて行うものであり、委託業務の検査は、委託業務終了後遅滞なく行う必要がある。</p> <p>精算が未了であった原因の一つとして、精算すべき時期が不明確である点が挙げられる。契約書第7条第2項には「遅滞なく」とされており、その期限が明確ではない。財務規則第121条第8項によれば、届出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。したがって、契約書にも検査を行うべき日を明記しておくことが望ましい。なお、契約書に検査の日を明記しなかった場合においても、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条及び第10条の規定により、届出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度分については、完了報告の届出を受けた日から10日以内に実地検査を行っております。また、平成25年度より契約書に検査を行うべき日を明記しております。</p>	
p.123	総合水産試験場	<p>魚介類等管理業務委託について 委託費の積算について（指摘）</p> <p>委託費は、補助業務を行う作業員の人件費（報酬、保険料等、諸手当）、被服費、損害保険料及び管理費からなる。人件費は、責任者、重作業員、場内整備、軽作業員の区分ごとに積算されている。被服費は、前年度の調達実績により単価を算出し積算されている。損害保険料は、委託先が加入する損害保険料の実費である。管理費は、人件費と被服費の合計に2.5%を乗じて積算している。</p> <p>（ ）人件費の積算について 人件費は、責任者とそれ以外の区分では報酬単価の算定方法が異なっている。責任者の報酬単価は、受託者である長崎魚市場協会の内規により決定している。一方、それ以外の区分では県臨時職員の賃金単価を参考に決定している。その結果、一人当たり報酬単価は年額976,800円だけ責任者が高くなっている。 責任者は作業員と同様の作業を行うほか、作業員を統括する役割がある分、他の区分の作業員より報酬単価が高くなることに一定の理解はできるが、受託者の内規による方法は適当ではない。</p> <p>（ ）管理費の積算について 管理費は、人件費と被服費の合計を算定基礎として、これに算定割合2.5%を乗じて積算している。しかし、算定割合について、その根拠が不明である。他の事例などを参考に、その根拠を明確にしておく必要がある。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>責任者の人件費については、平成25年度の委託業務積算より県の労務単価を参考に決定するように改めております。</p>	<p>管理費の算定基礎及び割合については他の事例を参考にしながら平成26年3月の次年度委託業務準備までを目処に検討してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

8. 長崎県総合水産試験場

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.123	総合水産試験場	<p>魚介類等管理業務委託について 実績報告書について（指摘）</p> <p>契約書第7条第1項において、委託業務実績報告書（様式第1号）を提出しなければならないが、当該様式を使用していない。提出されている書類は、委託費精算書となっており、実績報告書に求められている収支精算について判明することから、記載事項に不足はない。しかし、実績報告書において添付が求められている出勤簿及び給与台帳の写しのうち、給与台帳の写しが添付されていない。 支払実績を確かめるために、実績報告書及び添付書類は、規定どおり提出させる必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成23年度の実績報告で不足していた賃金台帳については、平成24年8月に提出を求め、内容を確認いたしました。平成24年度の実績報告においては、契約書に定められた様式での実績報告書及び添付書類を提出させております。</p>	
p.123	総合水産試験場	<p>魚介類等管理業務委託について 履行確認について（意見）</p> <p>作業員が計画通りに各自の担当補助業務を実施していることの履行確認は、委託業務終了後に提出される出勤簿のコピーによりなされている。 補助業務は、総合水産試験場研究員のもとで日々行われているのであるから、業務日誌等の形により、研究員が日々確認し、月に一度程度、検査職員が確認することも可能である。履行の確認を適切に行うための方法を検討する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度の契約から、月毎に報告書を提出することを契約書の条項に明記し、担当科長が履行の確認を行っております。</p>	
p.125	総合水産試験場	<p>毒物及び劇物の管理について 問題点について（指摘）</p> <p>今回、全科において貯蔵状況の確認、及び平成23・24年度の管理簿の調査を行ったところ、次のような結果であった。【監査結果報告書125頁参照】 上記のように、防止規定による3か月毎の在庫確認及び6か月毎の貯蔵設備の点検はほとんど行われておらず、更に使用量の確認においても未確認の事例があった。 毒物及び劇物に関しては、その取扱いに十分注意を要するところ、取締法によっても、その管理体制については必要な措置を講じるべき旨の規定があり、自ら制定した防止規定は当然に遵守すべきである。 現状、防止規定は制定したものの、周知が徹底されていないと言ふべきであり、早急に当該規定利用に関して周知徹底を図るべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>3か月毎の在庫確認及び6か月毎の貯蔵設備の点検などを確実にを行うよう平成24年10月の科長会議において防止規定の周知徹底を行っております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.128	交通局	平成14年度 地方公営企業の財務事務の 執行及び経営状況について (交通事業、病院事業(多 良見病院、大村病院、島原 温泉病院)、港湾整備事 業) 2 平成11年度包括外部監 査結果と措置状況について (3) 資本剰余金と固定資産 のみなし償却 工 中央整備工場敷地の売却 処理 「中央整備工場の敷地の一 部を土木事務所へ売却する にあたり、別の隣接地を土 木事務所が諫早市より購入 して交通局へ売却してい る。この取引のうち諫早市 より取得した土地の部分 を交換土地と考えて、これ を除いた金額(差金決済額) 部分についてだけ売却益を 計上している。また、取得 した土地は、譲渡した土地 の簿価を付替え(圧縮記 帳)している。この処理は 間違いであることから、法令 等の正しい解釈を確かめた 上で必要な処理を検討す るよう要望する」との監査の 結果に対し「総務省へ照会 中である」との措置の内容 である。総務省からはいま だ回答がないが、上記監査 の結果と同じように考える ので速やかに対処されるよ う要望する。	総務省からは、「資本剰余 金については今後会計制度 の改正等を検討していると ころであり、過去の事例に ついての解釈、適用は行わ ない。」旨の回答を得てお りません。従いまして、総務 省において会計制度の改正 が行われるのを待って、今 後は会計制度に沿った処理 を行ってまいりたいと考え ております。	総務省において、会計基準 の改正が行われ、平成26年 度から適用されることと なったため、今後は、改正 後の基準に沿った処理を行 う必要がある。 この他にも、資本剰余金の 内容を精査し、新たな会計 基準の適用を行う必要があ る。早期にかかる作業に着 手し、会計基準への準拠性 に不備のないよう努める必 要がある(意見)	(措置済) 資本剰余金の内容を精査し、固定資産との関 連づけ作業を完了したところであり、平成26 年度から適用される新たな会計基準への準拠 性に不備がないよう努めてまいります。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.130	交通局	平成14年度 地方公営企業の財務事務の 執行及び経営状況について (交通事業、病院事業(多 良見病院、大村病院、島原 温泉病院)、港湾整備事 業) 2 平成11年度包括外部監 査結果と措置状況について (5)一般会計からの協力(意 見) 「駐車場営業以外に、他の 会計から土地・建物等を無 償あるいは低廉な賃料で借 りているものがあるが、こ れらは駐車場の場合と同じ く県営であるが故の特別な メリットであり、会計報告 においてはこれを表示する ことが望ましい」との意見 に対し、いまだ会計報告で は表示されていないので、 会計報告で開示することが 望ましいと考える。	平成15年度中に一般会計か らの協力の状況について整 理し、会計報告において表 示する必要があるか検討し ます。	地方公営企業法施行規則第 12条に定められる決算書等 の様式に同様の様式はな く、また、他の地方公営企 業の決算報告においても同 様の表示は見受けられない ことも踏まえ、現在、かか る表示を行っていない。 なお、新会計基準適用後 は、「その他の注記」にお いて左記記載を活用するこ とを検討するべきと考え る。(意見)	(措置未済) 新会計制度の適用後における注記の有無につ いて検討してまいります。	注記の有無については、新会計制度の適用ま でに検討を進めてまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.131	交通局	<p>公有財産の目的外使用許可とするべき案件を使用許可扱いとしている事例について（指摘）</p> <p>交通局所有のつつじヶ丘変換場（局の駐車場）等の外部への使用許可について、目的外使用にあたるにも拘らず、使用許可扱いとしている案件が複数件見られた。事務取扱の誤りである。また、使用許可書に記載されている「1使用許可財産」の「所在地及び地番」の記載も、つつじヶ丘駐車場の本来の所在地（諫早市多良見町市布）が別の住所（諫早市永昌東町）となっており、記載誤りである。単純な誤りを防止するよう、牽制を見直す必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>公有財産の使用許可については、許可申請から許可までの一連の事務手続きにおいて、規程等に基づきチェックリストによる確認を行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	
p.132	交通局	<p>公有財産の使用許可手続の更新事務について（指摘）</p> <p>継続的に使用許可をしている物件について、使用料に異動がない申請については、申請書に添付する使用料の計算根拠となる資料を初回の申請時のみ提出させ、翌年度以降省略している例が、ほぼ全てであった。使用料の算定根拠となる資料は、申請毎に提出を求め、適正にチェックしなければならない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>使用料の算定根拠となる資料は、申請毎に提出を求め、規程等に基づきチェックリストによる確認を行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	
p.132	交通局	<p>差入保証金のうち、既に解約に伴い精算されているものの処理漏れについて（指摘）</p> <p>固定資産のその他投資に含まれる敷金（差入保証金）150,000円は、平成22年7月18日に賃貸契約解約につき敷金の精算が行われているため、本来資産計上を取り消し、費用化する必要があるが、この処理が漏れていた。</p>	<p>（措置済）</p> <p>指摘事項については振替処理を行いました。</p>	
p.132	交通局	<p>流動資産に計上されている差入保証金のうち、固定資産に振り替えるべきもの（指摘）</p> <p>その他流動資産に計上されている宿泊所賃借の保証金（500,000円）、同敷金（290,000円）については、一年基準（フナイヤールール）により固定資産のその他投資へ振替えるべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>指摘事項については振替処理を行いました。</p>	
p.132	交通局	<p>車両任意保険契約時の対象車両数の把握について（意見）</p> <p>年初に行われる交通局所有の車両について、任意保険契約を結ぶ際、対象となる車両が確実に把握されていない。担当者みでの作業とすることなく相互牽制を行ってチェックを徹底するべきである。なお、交通局担当者が契約台数の確認書を作成した際は、一台分少なくともカウントされていたものの、契約書上は添付の資料を基に保険会社側が訂正しており、事なきを得ている。</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後は、同様の誤りが生じないよう車両台帳と契約書の台数を複数人での確認を行うなど、チェック機能の向上に努めてまいります。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.132	交通局	<p>運賃収入の期間帰属誤りについて（指摘）</p> <p>バスを運行している際、つり銭不足により乗客から運賃以上に現金を受け取ることがある。この乗客に返還すべき金銭については、「払戻し<窓口払い>証明書」を発行し、後日営業所窓口にて返還する。</p> <p>乗客から預かった金銭の返還が期末日をまたぐ案件があり、平成24年4月1日～13日まで返還報告のあった金額27,690円を、4月13日の経理処理で平成24年の運賃収入のマイナスとして処理している。このうち、平成23年度中に乗客から預かり、平成23年度の運賃収入として計上されていたものが5,850円含まれていたため、5,850円が平成23年度で過多、平成24年度で過少となっている。</p> <p>つまり、本来は、平成24年3月31日に 借方（23運賃収入）5,850円 貸方（預り金）5,850円 と処理し、翌年度の期中処理として平成24年4月13日に 借方（預り金）5,850円 貸方（現金）27,690円 （24運賃収入）21,840円 と、処理すべきである。</p> <p>しかし県交通局では、平成24年4月13日に、 借方（24運賃収入）27,690円 貸方（現金）27,690円 と、処理している。</p>	（措置済）	平成24年度決算期から、適正な期間帰属となるよう、ご指摘のような事務処理に改めました。
p.133	交通局	<p>新会計基準での検討すべき事項について全般について（意見）</p> <p>地方公営企業会計基準の改正が行われ、平成26年度予算・決算から新基準が適用される。</p> <p>新基準の適用に伴い、県交通局においても、上述の措置状況で触れた通り、改正内容に準拠しうよう、過去に遡って資本剰余金の整理を進め、土地勘定に対応するもの、償却資産に対応するものの整理を行い、これまで行ってきたいわゆる「みなし償却」の廃止に伴う修正を行わなければならない。これには現状資本扱いである借入資金の負債の部への振替や長期前受収益への振替が伴う。また、これまでほとんどの公営企業で計上されてこなかった退職給付引当金の認識など、従前の会計処理と大きく異なる会計処理によって貸借対照表の様相が一変すると思われる。</p> <p>県交通局にあつては、新制度への対応に向けて、財務システムの改修や現行制度とのいわゆる「ギャップ分析」に着手しているところであるが、更に情報の収集を的確に行うためのパイプ作りや、人材育成に努めつつ、それを基礎にして作業のスケジューリングを明確にする必要がある。その過程において諸々の規程の整備や関係部署との連携、業務の見直し、システム改修の要否やその範囲などの課題を着実にクリアしつつ推進する必要がある。</p>	（措置済）	平成26年度予算・決算からの適用となる新会計基準に円滑に移行できるよう、情報収集や事前の準備作業を進めるなど、諸課題の解決に努めてまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.133	交通局	<p>新会計基準での検討すべき事項について 修繕引当金について（意見）</p> <p>修繕引当金は現状、272,169千円が残高として計上されているが、長年にわたり残高に変化がない。新基準における引当金の計上要件は、法令によって強制される大規模な修繕や、経営計画立案すべき大規模修繕などに限定されており、地方公営企業法施行規則により経過措置が設けられているものの、その後の経営成績の判断を行っていくうえでは、平成26年度の特別利益（引当金戻入益）として計上する方が望ましいと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度の特別利益として計上する方が望ましいと考えるのご意見を踏まえ検討を行った結果、経営健全化の一方策として進めている、車齢延長などによる車両更新費用の抑制の影響等により、バス修繕費用が増高してきている現状に鑑み、改正地方公営企業法施行規則附則第4条及び当局の修繕引当金取崩の基準に基づき、引き続き従前の例により取崩を行って、バス修繕費用の平準化を図っていくことといたしました。</p>	
p.134	交通局	<p>新会計基準での検討すべき事項について 出資金（非上場株式）の評価について（意見）</p> <p>現行会計では有価証券の評価は取得原価によっていたが、新基準では保有目的により評価方法が異なる取扱いへと変わる。県交通局の出資金の内容は、非上場の株式会社である。このため、新基準ではその他有価証券の区分となり、時価がないため取得原価による評価が原則となるが、財政状態の著しい悪化の場合には、実質価格による評価をもとに評価損の計上も必要となってくる場合も想定される。このため、毎期発行元企業の決算書を入力し、一株当たり純資産と取得原価の一株当たり価格との比較による管理が求められる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>出資企業の決算書は毎期入手しており、平成26年度以降は一株当たり純資産と取得原価の一株当たり価格との比較による管理を行ってまいります。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.134	交通局	<p>新会計基準での検討すべき事項について 貸倒引当金の設定について（意見）</p> <p>貸倒引当金の計上を行うに当たっては、債権の分類を行う必要がある。正常な取引先との間での取引によって計上される債権の有する回収リスクと、そうではない取引先との間の債権（特に回収が滞っている場合など）の有する回収リスクとは、そのリスク量には大きな違いがあるため、同じ尺度で引当金を計算するわけにはいかないからである。一般には、回収の懸念のない「一般債権」、経営破綻にはないが回収に問題のある（若しくは問題の生じる可能性が高い）債務者に係る「貸倒懸念債権」、そして破綻や実質的に破綻している債務者に係る「破産更生債権等」に分類され、これが交通局内で的確に分類できなければならない。</p> <p>一般債権は、過去の貸倒実績率により引当を計算し、貸倒懸念債権は、担保処分見込額を除いた額から回収可能と見込まれる額を除いた残額を引当金として計上する。そして破産更生債権等の場合は、担保処分・保証による回収見込み額を除いた額を引き当てる。</p> <p>平成22年度発生した、スマートカード積増業務委託契約先の積増代金の未収債権43,002千円（平成23年度未残高）については、原債務者である委託業者（有限会社）は既に経営破綻しており、債権分類としては、「破産更生債権等」になるものと考えられる。</p> <p>更に保全のために準消費貸借契約書が未収金発生後、経営破綻前の平成23年5月13日に締結され、法人代表者の他、近親者4名の連帯保証人の設定もされているが、いずれも返済資力に欠け、準消費貸借契約による返済条件の履行も滞っており、設定された抵当権も県交通局は後順位にあり回収は困難な状況にある。</p> <p>このような状況から判断すると、未収金の全額43,002千円の全額について回収不能の懸念があるため、貸倒引当金の引当額も債権金額とほぼ同額となる可能性がある。無論、このような事態をさけるべく、保証人からの回収の一層の努力が求められることは言うまでもない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>貸倒引当金の計上を行うに当たっては、平成26年度から適用される新会計基準に基づき、適正な債権分類を行い、必要な引当額を計上するように努めてまいります。</p>	
p.135	交通局	<p>物品管理について（意見）</p> <p>交通局における物品管理も本庁の「長崎県物品取扱規則」に準じた取扱いを行うべきである。現行の長崎県交通局物品取扱規則と見比べてみると両者の相違が多々見られるところであるが、本庁の事務と当然に相違する点は別として、管理手法は均一であるべきであると思われる。</p> <p>例えば、物品への物品整理票の貼付はなされているが、交通局で整備している物品管理簿は、「備品出納簿」のみであり、現物照合も本庁で行っている水準（品質）で実施されていない。今後は本庁の管理簿と足並みを揃え、配置物品管理者の指名、年間の管理スケジュールを策定して、現物照合等の現物管理を行うとともに、物品管理簿、物品出納簿、借入品管理簿、貸付品管理簿等を整備するよう規程を整備し、運用するべきである。また正確な管理を実現、維持するためには、今後物品管理システムの導入も必要ではないかと思われる。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>「長崎県物品取扱規則」に準じ、配置物品管理者の指名、年間の管理スケジュールを策定して、現物照合等の現物管理を行うとともに、物品管理簿、物品出納簿、借入品管理簿、貸付品管理簿等を整備するよう規程を整備し、運用する。</p>	<p>本庁に準じた取扱いとなるよう、備品管理システムの活用も含めて管理手法の見直しを進めているところです。平成25年度末を目途に関係規定の見直しを行ってまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.136	交通局	倉庫品の管理について 軽油について（指摘） 長崎県交通局財務規程（以下規程という。）第84条による倉庫品請求伝票による払出しがなされていない。また、第87条に定められている倉庫品出納簿による払出し記帳も行われていない。更に第92条第4項に定められている職員の立会に関しても一人が棚卸を行っているだけである。 また、第92条第1項に定められている倉庫品受払明細書が作成されていないため年度末在庫の数量を確認出来ない状況である。	（措置未済） 長崎県交通局財務規程に基づき、関係帳簿類の整備を行い、仕入量、使用量、在庫量の管理を徹底し、棚卸しの際には、複数で確認し、所属長からの報告を受けることといたします。	実情に即した在庫管理の方法について、品目ごとに効率的な管理ができるよう、平成25年度末を別途関係規定の見直しを行ってまいります。
p.136	交通局	倉庫品の管理について タイヤについて（指摘） 長崎県交通局財務規程（以下規程という。）第84条による倉庫品請求伝票による払出しがなされていない。また、第87条に定められている倉庫品出納簿による払出し記帳も行われていない。また、第92条第1項に定められている倉庫品受払明細書が作成されておらず、簡易な受入簿の作成で受入れ及び年度末在庫数量を把握している状況である。	（措置未済） 長崎県交通局財務規程に基づき、関係帳簿類の整備を行い、仕入量、使用量、在庫量の管理を徹底し、棚卸しの際には、複数で確認し、所属長からの報告を受けることといたします。	実情に即した在庫管理の方法について、品目ごとに効率的な管理ができるよう、平成25年度末を別途関係規定の見直しを行ってまいります。
p.137	交通局	倉庫品の管理について 油脂（エンジンオイル）について（指摘） 長崎県交通局財務規程（以下規程という。）第84条による倉庫品請求伝票による払出しがなされていない。また、第87条に定められている倉庫品出納簿による払出し記帳も行われていない。更に第92条第1項に定められている倉庫品受払明細書が作成されていない。 払出しに関しては各車両の整備手帳にいつどれだけ使用されたか、また在庫に関しては独自の残高調（棚卸資料）を作成している状況である。 しかしながら中央工場の平成23年度軽油・油脂残高調（棚卸資料）に関しては、1月の仕入数量が400リットル、3月の仕入数量が200リットルあったにもかかわらずその仕入の記載がなされていない。また使用数量も本来は1,490リットルにもかかわらず1,090リットルと記載されていた。	（措置未済） 長崎県交通局財務規程に基づき、関係帳簿類の整備を行い、仕入量、使用量、在庫量の管理を徹底し、棚卸しの際には、複数で確認し、所属長からの報告を受けることといたします。	実情に即した在庫管理の方法について、品目ごとに効率的な管理ができるよう、平成25年度末を別途関係規定の見直しを行ってまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.137	交通局	<p>倉庫品の管理について パスカードについて（指摘）</p> <p>回数券カード受払簿及び乗車券受払月報の作成方法に関してカードが破損した場合、本局から各営業所等が受け入れた数量は本来は本局が払い出した枚数を記載すべきであるが、破損分に見合う数量が受入にカウントされていない。またそれに伴い払出しもその分少なく記載している状況であり、本局からの払い出しと営業所での受入の数量に相違が生じている。本来は通常受入分と破損による受入分どちらも受入としてカウントすべきであり、今作成されている乗車券受払月報に破損による受入及び払出しの欄を追加する等作成方法を改善すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>ご指摘のとおり、乗車券受払月報に破損による受入及び払出しを記載してカウントするよう処理を改めました。</p>	
p.137	交通局	<p>倉庫品の管理について パス部品について（指摘）</p> <p>長崎県交通局財務規程（以下規程という。）第84条による倉庫品請求伝票による払出しが中央整備工場からの受入に関してはなされているが、各営業所等での払出しの際にはなされていない。また、第87条に定められている倉庫品出納簿による払出し記帳も行われていない。また、第92条第1項に定められている倉庫品受払明細書が作成されておらず、簡易な受入簿の作成で受入れ及び年度末在庫数量を把握している状況である。</p> <p>実際に長崎営業所において現場の視察を行い、数点のみ実査を行ったところ、下記のような誤りが発見された。【監査結果報告書137頁参照】 このような状況において、規程第92条及び93条に定められている手続きが正確になされているとは言えない状況であり、早急に改善すべきである。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>長崎県交通局財務規程に基づき、関係帳簿類の整備を行い、仕入量、使用量、在庫量の管理を徹底し、棚卸しの際には、複数で確認し、所属長からの報告を受けることといたします。</p>	<p>実情に即した在庫管理の方法について、品目ごとに効率的な管理ができるよう、平成25年度末を目途に関係規定の見直しを行ってまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.138	交通局	<p>倉庫品の管理について 廃車バス（倉庫品）について（指摘）</p> <p>平成23年度末における廃車バスの倉庫品は121,000円貸借対照表に計上されている。規程において、評価額に関しては下記のように定められている。 （受入価格） 第83条 倉庫品の受入価格は、次の各号に掲げるところによる。 （1）購入品 購入価格 （2）その他の物品 価額の判明するものについてはその価額、不明のものについては時価による評価額 長崎県交通局においては、現在、廃車バス倉庫品価格算出表を作成し、各廃車車両の算定を個別に行っているが、算定額の金額は1台あたり1,000円から21,000円となっており、実際に売却される金額と大きな差が生じていることになっている。規程第83条（2）で定められているように、本来は時価で評価すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>廃車バス倉庫品価格については、車種別の過去3年間の売却実績の平均により算出することといたしました。</p>	
p.138	交通局	<p>車両のリサイクル預託金に関して（指摘）</p> <p>リサイクル預託金に関して、全車両に関して現物が保管されているか、また台帳管理がなされているか確認したが、現物の保管に関しては全件確認出来た。しかしながら台帳に関しては下記のような不備が見受けられた。 台帳に記載がないもの【監査結果報告書139頁参照】 また、現在作成されている台帳には取得年月日及び金額の記載がない。そのため、貸借対照表に計上されている金額と台帳との整合性も図れない状況である。 以上、早急に台帳の整備等を行う必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>車両のリサイクル預託金に関して、必要事項を記載した台帳を整備いたしました。</p>	
p.139	交通局	<p>長崎県交通局に勤務する職員への無料乗車証の発行について（指摘）</p> <p>長崎県営バス運賃等条例において下記のように記載されている。 （無料乗車証） 第12条 管理者は、特別の事由のある者に対し、定期無料乗車証又は片道無料乗車証を発行することができる。 また、「無料乗車証の発行に関する規程」において、第12条に定める無料乗車証の発行に関する必要な事項が定められている。 この運賃条例を受けて定められている「無料乗車証の発行に関する規程」のうち別表第4の無料乗車証使用禁止路線において、現在廃線となった路線の記載や現在禁止されてい記載されていない路線があるなど、現状の運用とかなり乖離が見受けられるので改善が必要である。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>無料乗車証の発行に関する規程の別表第4については、改正を行います。</p>	<p>平成25年度中を目途に当該規定（別表第4）の改定を行ってまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.140	交通局	<p>長崎県中央バス株式会社との取引等について 県交通局と長崎県中央バスとの委託契約事務（平成23年度運行委託料）について（指摘）</p> <p>平成23年度分の長崎県中央バスにおける退職給付引当金の繰入額が単純な計算ミスにより4,729,860円過大計上されていた。これにより決算書負債の部の退職給付引当金の金額は、本来は23年度末退職手当期末要支給額の18,789,516円であるべきところ、23,519,376円が計上されている。</p> <p>交通局から長崎県中央バスに対して支払われる運行委託料の積算根拠には、運行委託分に係る人件費が含まれており、退職給付引当金の繰入額もその対象とされている。平成23年度分の適正な退職給付引当金の繰入額（上記）を加味したところの委託料の対象となる費用額は計626,404,724円である。現精算額である630,804,184円との差額である4,399,460円は過大な委託料の請求額であり、実額精算により県交通局は返還を求める必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>ご指摘の委託料の過払い金については、平成24年度に実額精算し、返還を受けました。</p>	
p.140	交通局	<p>長崎県中央バス株式会社との取引等について 長崎県中央バスの運営に対する交通局からのチェック機能の向上について（意見）</p> <p>長崎県中央バスには常勤の専任管理者やプロパーの事務職員がいないため、管理業務、総務業務、経理業務等の事務業務すべてが交通局に委託されており、交通局の職員が長崎県中央バスの書類をすべて作成している。</p> <p>その結果、長崎県中央バスから提出される資料の作成者と、それを確認・審査する交通局の職員が同一の者となっている状況にある。早急にチェック体制の見直しが必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度から事務分掌を見直し、長崎県中央バスからの受託業務として長崎県中央バスの書類を作成する担当者と、交通局として当該書類を確認・審査する担当者を、原則として別の職員が行うこととし、チェック機能の向上を図りました。</p>	
p.141	交通局	<p>長崎県中央バス株式会社との取引等について 双方代理（代理権限の委託）について（指摘）</p> <p>交通局の局長は長崎県中央バスの代表取締役を兼務しているため、交通局と長崎県中央バスが締結する委託契約書の契約者については、双方代理となるため代理人の選定が必要となる。このため、実際の契約書の締結時には代理人が記名押印しているが、社内において代理権人へ委任状が作成されておらず、委任手続が適正になされていない状況にある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度から、委任状を確認のうえ契約を締結するよう改めました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

9. 長崎県交通局

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.141	交通局	<p>長崎県営バス観光へのターミナル業務委託について 委託料の精算書の確認について（指摘）</p> <p>長崎県営バス観光との委託契約では第5条において、余剰金が生じた場合には余剰金を返還することとされている。返還が条件とされている委託契約については、委託先から提出された精算書について、その根拠となる領収書、請求書などの原始資料について厳格な精算確認が必要である。</p> <p>しかし、平成23年分までについては、先方から提出された精算書の金額のもととなる給与台帳やその他経費の領収書の確認などは行われていない状況であった。今回の監査に当たり、平成23年度の人件費について確認した所、人件費については事業年度開始前の平成23年3月29日に長崎県営バス観光から交通局へ提出された積算金額と事業年度終了後の平成24年4月30日に提出された金額が完全に一致していた。長崎県営バス観光では、時間外手当なども生じているため、本来は積算金額と精算金額が1円単位まで一致することは考えづらい。この点については時間外手当の計上額を積算のもととなった前期の実績金額を使用し、差額が生じた部分については他の独自事業の部門の給与で調整を行っているとのことであった。</p> <p>また、賞与についても、平成23年度の実際の支出額が15,351,987円であるのに対し、精算明細書の金額は積算金額と同じ16,591,671円となっており、実際にかかっている金額よりも1,239,684円多い金額が委託事業の経費として報告されていた。この差額についても、他の独自事業との間で調整されていた。</p> <p>これらの余剰金額については、長崎県交通局と長崎県営バス観光との間で締結された平成23年度ターミナル業務委託契約書の第5条によれば、長崎県営バス観光は長崎県交通局に精算（返還）する必要があるため、実績確認は厳格に行う必要があったと考える。</p> <p>なお、平成24年度から、実費精算方式の委託契約へ見直しており、不足額及び余剰金のいずれについても精算が行われることとなる。このため、平成24年度以降については、精算にあたっては原始資料の確認、担当者の確認など現地での確認を行うなどより一層の注意が必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度の契約から、精算にあたっては、担当者が現地に赴き、原始資料を確認のうえ精算額の確定を行うよう事務処理を改められた。</p>	
p.142	交通局	<p>長崎県営バス観光へのターミナル業務委託について 事業報告の提出期日について（指摘）</p> <p>事業報告はターミナル業務委託契約書第5条の受託業務の報告において、受託業務完了後30日以内に提出するものとされている。しかしながら、平成22年、23年ともに提出日は4月30日であるが、受付日は5月2日となっており、期限を超えて提出されている。提出期限の徹底が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度分については、提出期限内に提出されたところであり、今後についても、指導を徹底してまいります。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

10. 総務事務センター(物品調達基金)(一部、税務課、こども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.157	税務課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 税務課に関する検出事項について(No1~23) 窓あき封筒の分割調達の検討について(意見)</p> <p>税務課では、窓あき封筒など県税諸用紙を地方機関分もまとめて一括印刷により調達している。毎年度10月中旬頃に、翌年度分の所要量調査を実施し、様式が固まった順に様式ごとに印刷発注している。このため、印刷発注は年度末近くに行われている。このように、翌年度に使用する窓あき封筒を、当年度の予算執行により調達している。予算単年度主義が原則であるから、合理的な理由がない限り、新年度に使用する窓あき封筒は、新年度予算により調達しなければならない。</p> <p>法人二税用の窓あき封筒は、3月決算法人が多いため、4月の使用量が年間で最も多くなる。4月に調達することとした場合、法人の申告期限を考慮すると、業務に支障をきたすことも考えられる。このため、法人二税用の窓あき封筒については、翌年度使用分を年度末に一括調達することも、合理的な理由があるといえる。</p> <p>しかし、個人事業税用の窓あき封筒については、納期限が8月末と11月末であるため、8月に使用することとなる。このため、個人事業税用の窓あき封筒については、新年度に調達すれば足り、翌年度使用分を年度末に調達する合理的な理由はない。</p> <p>不動産取得税用の窓あき封筒については、地方機関により状況が異なり、4月に使用しない地方機関もある。4月に使用しない地方機関分の窓あき封筒については、新年度に調達すれば足りるといえるが、4月に使用する地方機関分と合わせて一括調達した方が、コスト面で効率的に調達できる可能性もある。このような場合には、コスト面とのバランスを考慮した上で、4月に使用する地方機関分を年度末に調達し、4月に使用しない地方機関分を新年度に調達するか、全地方機関分を年度末に一括調達するかについて、検討する必要がある。</p> <p>以上のとおり、窓あき封筒の種類により、年度末に翌年度分を調達することの合理的理由の有無を検討し、合理的な理由の有無に応じて分割して調達する必要がある。</p>	<p>(措置済)</p> <p>年度当初に必要な窓あき封筒についてはこれまでどおり前年度に一括して発注し、それ以外の窓あき封筒については、使用時期や使用数量、分割して発注時のコスト等を勘案しながら、当該年度にその使用分を発注するようにいたします。</p>	
p.158	税務課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 税務課に関する検出事項について(No1~23) 軽油取引税免税証の分割調達の検討について(意見)</p> <p>軽油取引税免税証についても、窓あき封筒と同様のことが言える。これも翌年度分41,500枚をまとめて発注し、平成24年3月9日に納品している。免税証の払出は毎月行われているため、翌年度使用分が大半と言え。これも、コスト面とのバランスになるが、4月に使用するものを年度末に調達し、それ以降の使用見込を新年度に調達するか、年度末に一括調達するかについて、検討する必要がある。</p>	<p>(措置済)</p> <p>年度当初に使用するものを除き、毎年4月に当該年度使用見込分を発注するようにいたします。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

10. 総務事務センター(物品調達基金)(一部、税務課、子ども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.158	税務課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 税務課に関する検出事項について(No1~23) 在庫の管理について(意見)</p> <p>上記で述べたとおり、税務課では、毎年度10月中旬頃に翌年度分の所要量調査を実施している。調査は「一括印刷所要量調査表」に、様式ごとの在庫数と使用見込数及び注文数を入力することによって行われる。したがって、在庫数は適切に把握されていないと見られる。使用見込数も前年度実績等を踏まえたある程度の確度の高さが求められる。</p> <p>在庫数が適切に把握されていないと見られる。使用見込数が適切であったとしても、適切な注文数とならない。使用見込数に不足があると在庫不足を招き、逆に使用見込数が過大であると過度の在庫を抱えることになる。</p> <p>以下、平成21年度、22年度、23年度の一括印刷所要量調査表を転記したものである。 なお、島原出張所分は県央振興局分に含まれている(数字は個数(枚数)である)。 【中略：監査結果報告書158頁から162頁までを参照】</p> <p>これらの事例を見ると、使用見込みと実際の使用量とのバランスが取れておらず、結果的に不要な在庫を抱えてしまう結果となり、在庫管理も十分に行われているとは言えないのではないかと見られる。 今後は、適切な在庫管理に基づき、効率的な物品調達が行われるべきと考える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>効率的な物品調達を行うよう、税務課及び各振興局において、主な印刷物について一定期間(四半期)ごとに在庫確認を行い、「在庫管理台帳」により在庫数を適切に管理するよういたしました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

10. 総務事務センター(物品調達基金)(一部、税務課、こども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.162	こども家庭課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について こども家庭課に関する検出事項について(No24)(意見) 市町との連携について</p> <p>当該マグネットシートは、安心こども基金児童虐待防止対策強化事業に係る啓発用である。公用車の両側面に添付し走行することで、県民に対し理解と意識向上を図ることを目的として作成している。平成23年度当初予算及び9月補正予算において、啓発用マグネットシート作成は予定されていなかったが、児童虐待に向けた取り組みを強化するために、平成24年3月に県用130枚、市町・施設用970枚を作成し、平成24年3月31日に各市町・施設に配布した。</p> <p>配布状況は、下表のとおりである。【監査結果報告書163頁参照】 公用車台数(a)の両側面にマグネットシートを添付する場合の必要枚数(b)と当該必要枚数(b)とマグネットシート実際配布枚数(c)の差を過不足数(d)として示している。</p> <p>市町・施設に対する配布は、県からのマグネットシート活用をお願いとして一方的に行われており、市町・施設の要望等に基づいて配布しているものではない。配布枚数についても、市町・施設の公用車台数等を勘案することなく、1市町一律40枚、1施設一律10枚となっている。その結果、公用車台数からするとシートが余っている市町・施設が存在する。また、県はシート配布後の実際の使用状況について、把握していない。そのため、シートが実際に啓発に活用されたか否か等の検証もできず、その効果は不明である。</p> <p>安心こども基金児童虐待防止対策強化事業においては、上記のほか、市町に対する児童虐待防止啓発事業費補助金もある。当該補助金は、市町が、児童虐待防止について一般住民を対象に啓発するための事業経費を、1市町500千円を上限に補助するものである。各市町においても啓発事業を実施することから、県事業と類似の取り組みを行う可能性がある。</p> <p>したがって、県はマグネットシートの必要性や必要である場合の必要枚数等について、市町と連携し、取り組むべきであったと思われる。</p> <p>県用130枚については、監査時点(平成24年10月)において50枚がこども家庭課に予備として保管されていた。しかし、予備の活用予定は何ら決まっておらず、結果として、必要以上の枚数を作成したこととなる。市町・施設用970枚も含め、シートの必要性及び必要枚数について、十分に検討することが必要であったと思われる。</p>	<p>(措置済)</p> <p>今後、同様の啓発物品等の購入の際は、物品内容・数量等について他課、市町等関係機関と十分に事前調整を行い、必要枚数を検討いたします。</p> <p>なお、ご指摘があった当該マグネットシートの在庫50枚については、現在も同数をこども家庭課で管理しており、今後、経年劣化等で交換が必要になった場合に使用していくこととしております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

10. 総務事務センター(物品調達基金)(一部、税務課、こども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.164	大会総務課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 大会総務課(国体総務課)に関する検出事項について(No25)(意見)</p> <p>2014年の長崎がんばらんば国体開催に向けて、国体・障害者スポーツ大会部の組織改正に伴う大幅な人員増が平成23年度、平成24年度に行われている。国体・障害者スポーツ大会部には、大会総務課(平成22年度は国体総務課)のほか、競技式典課、施設調整課、障害者スポーツ大会課、県民スポーツ課の各課がある。国体関係課(大会総務課・競技式典課・施設調整課・障害者スポーツ大会課)の予算の事務に関することは、大会総務課が所管している。そのため、国体関係課の人員増により、対象取引の電卓購入のほか、新規増員分の消耗品の購入を大会総務課が行っている。大会総務課によると、新規増員者が新年度当初から仕事ができるように、年度末に新規増員分(+1個)の電卓等を調達したとのことである。新年度に入ってから調達の場、総務事務センターが共通単価物品につき業者を選定し単価契約を締結するため、2週間程度要することから、新年度当初からの業務に支障をきたすとのことであった。</p> <p>しかし、新年度当初からの2週間程度の期間において、新規増員分(+1個)の電卓等を調達する必要性、緊急性は通常認められない。また、国体関係課の増員に伴い減員となった他部各課に不要な電卓等が残る結果ともなり、物品の効率的使用の面からも不合理である。</p> <p>地方公共団体の会計が会計年度独立の原則、単年度主義であることを踏まえると、新年度に必要な物品を年度末に調達した当該電卓等の購入はその理由に合理性はないものと判断する。</p>	<p>(措置済)</p> <p>大幅な人員増にともなう消耗品の購入に関しては、物品めぐりあいシステムを活用するとともに、年度初めに必要数が明らかになったところで購入いたします。</p>	
p.164	医療政策課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 医療政策課に関する検出事項について(No26)(意見)</p> <p>当該事案は、献血記念品としてチューブ入り歯磨き粉を調達しているものである。この歯磨き粉を献血者への謝礼として贈呈し、献血推進を図っている。しかしながら、契約事務が一般競争入札を採用していることもあり、入札及び契約が6月末、納品が7月末というタイミングとなっている。平成23年度は815箱(ひと箱80本入)を調達しているが、県内の採血施設での年度末時点での在庫は328箱であり、約4割が在庫として繰越されている。結局、その4割の在庫については、翌年度に需用費が消費されていることとなるため、適正在庫を意識した改善の検討が必要と考える。</p> <p>また、この事業について過去のもの进行调查してみると、当方で検証可能な平成19年度まで遡ったところ、落札業者が全く変わっていない。入札は行われているので競争性が発揮されていないわけではないが、発注の際の仕様が参入障壁となっている懸念がある。</p> <p>この記念品は、市販の歯磨き粉を単に贈呈するのではなく、歯磨き粉本体への印刷と特注の外箱(いずれも県の事業であることを周知させ、献血推進のメッセージや献血施設の案内が記される)を準備しなければならない。このような仕様が原因となって落札経験のある業者に有利な仕様となっている可能性があり、仕様の見直しを検討する必要があると思われる。</p>	<p>(措置済)</p> <p>適正在庫に関する検討については、次年度の発注までの間に使用する分の在庫は必要であると考えております。</p> <p>なお、献血推進のメッセージを本体に掲載(名入れ)する仕様に変更はありませんが、多くの業者が入札に参加しやすいようにするため、製品の仕様(1本あたりの容量)の見直しを行い、納入対象となる製品の拡大を行いました。その結果、平成25年度の入札では、複数業者が応札し、平成24年度とは異なる業者が落札しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

10. 総務事務センター(物品調達基金)(一部、税務課、こども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.165	水産振興課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 水産振興課(長崎魚市場特別会計)に関する検出事項について(No27)(意見)</p> <p>平成21年度から平成23年度における、長崎魚市場特別会計の需用費で、トイレットペーパーの調達を抽出すると以下のデータが見られた。【監査結果報告書165頁参照】 抽出した期間内で、毎年、二回しか調達を行っていない。表の最下段、平成23年度の二回目の調達による納品は、3月19日であった(発注数4,800ロール)。つまり、この発注によるトイレットペーパーは最短でも9月半ば、最長では10月半ばまで在庫として存在することが、過去の発注の頻度とタイミングから分かる。 このような発注は見直すべきであり、年度末時点で保有すべき在庫量としては、4月の納品時点まで耐えられる適正在庫量に修正するべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成24年度最後の発注の際、「年度末までの所要数」+「新年度での発注ができる平成25年4月分までの所要数」を算定し、適正な数量で発注しております。</p>	
p.165	長崎港湾漁港事務所	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 長崎港湾漁港事務所(港湾施設整備特別会計)に関する検出事項について(No28)(意見)</p> <p>平成23年度と平成24年度のトイレットペーパーの調達を抽出すると以下の通りとなる。【監査結果報告書165頁参照】 この結果、平成23年度の年間では合計544,320円が発注されており、月平均で平成23年度の最終調達136,080円を除くと約3か月分の発注が行われていることが分かる。 この発注の納品は3月9日であった。平成24年度の最初の発注は、上記表の最下段であるが、納品が6月であるから、やはり4月半ばから6月半ばまでの約2か月分は過剰な発注であったと言える。 このような発注は見直すべきであり、年度末時点で保有すべき在庫量としては、4月の納品時点まで耐えられる適正在庫量を意識した発注を行うべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成24年度最後の発注の際、「年度末までの所要数」+「新年度での発注ができる平成25年4月分までの所要数」を算定し、適正な数量で発注しております。</p>	
p.166	農業経営課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 農業経営課(農業改良資金特別会計)に関する検出事項について(No29、30)(意見)</p> <p>当該特別会計の需用費について検証したところ、リサイクルトナーカートリッジの調達について平成22年度は4月(出納整理期間)の一件、平成23年度は3月と4月(出納整理期間)の二件であった。【監査結果報告書166頁参照】 トナーカートリッジの調達のサイクルが決まって年度末であり、しかも特別会計は特定財源によって賄われている以上、一般会計とは支出及び消費が当然に分離していなければならないはずであるが、需用費にはトナーの調達はあってもP P C用紙(コピー用紙)の調達が見られず、需用費の内容に矛盾が存在する。このような事務は適切ではないため、今後は正すべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>特別会計と一般会計の経理区分を明確にし、トナーやコピー用紙の在庫量を見極めたうえで、適切な時期に調達を行うよう平成24年度から事務処理をいたしております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

10. 総務事務センター(物品調達基金)(一部、税務課、こども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.166	農村整備課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 農村整備課に関する検出事項について(No31)(意見)</p> <p>平成22年度から平成23年度のリサイクルトナーの調達は、以下の通りである。【監査結果報告書167頁参照】 24か月の平均からすると、最終の調達は、2.7か月分に相当することがわかる。最終調達の納品は、3月13日、平成24年度の最初の発注による納品は8月14日と約5か月間納品がない状態が続いており、昨年度からの在庫が存在していたことは明らかである。組織における業務の見直しや、プリンタからコピー機への出力機器の移行によるトナーの消費スピードの鈍化もあったようであるが、適正な在庫量を意識した調達をするべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>トナーの在庫量を見極めたうえで、適切な時期に調達を行なうよう平成24年度から事務処理をいたしております。</p>	
p.167	物産ブランド推進課	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について 販売戦略課に関する検出事項について(No32)(意見)</p> <p>平成22年度から平成23年度のPPC用紙(コピー用紙)の調達は、以下の通りである。【監査結果報告書167頁参照】 平成23年度の平均で最終の調達を除くと、3.6か月分の調達であったことが分かる。この調達の納品は、3月14日であり、翌年の同一品の納品は7月18日となっているため、約4か月間調達が行われていない。最終調達が翌年度に繰り越されているのは明らかである。今後は、適正在庫を意識した調達を行うべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成24年度からは、コピー用紙の在庫管理を行い、適正かつ計画的な発注を行うよう改善しております。</p>	
p.168	物品管理室	<p>各論：データ抽出し個別に検討を行った事案について まとめ(意見)</p> <p>以上のように、個々に調達事務を検証していくと、過剰な在庫保有につながる発注が年度末に行われ、必要以上の在庫が翌年度に繰り越され、消費されている事例が見られた。 長崎県物品調達基金管理規則第6条第2項には、「総務事務センター長は、前条第1号イ又は前条第2号の規定による請求を受けたときは、購入の適否について審査し、」とある。今後は、物品調達基金を通して調達が行われる案件について適正在庫に意識するよう各課に周知し、過剰在庫に対する牽制手続きを整備するよう呼びかける必要がある。 また、年度末における通知文書「年度末における物品の調達請求期限等について」が各課に通知されているが、その中で「契約締結に1週間程度要するため、年度末の最終発注の際、コピー用紙等数量に余裕を持った発注をされるようお願いいたします」との文言も、過剰在庫を誘発するような誤解を与えぬよう今後表現を改める必要がある。</p>	<p>(措置済)</p> <p>「年度末における物品の調達請求期限等について」など、平成25年1月以降に送付した物品の調達に係る通知等において、過剰な在庫とならないよう計画的な発注を行うよう明記し、周知するように改めました。 また、平成25年度より、共通物品の調達依頼票に適正在庫数チェック欄を設け、請求前に各課で在庫確認を行うように様式の変更を行いました。 適正在庫のあり方については、今後も各種通知や説明会等を通して、継続的に各所属へ周知を図っていきたいと考えております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

10. 総務事務センター(物品調達基金)(一部、税務課、子ども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.168	長崎振興局	<p>その他の問題点について 長崎振興局に関する検出事項について 適切な在庫管理の徹底について(意見)</p> <p>税務課では、窓あき封筒など県税諸用紙を地方機関分もまとめて一括印刷により調達(3月納品)している。しかし、当該取引は、税務課による一括調達とは別に、「様式9-2 窓あき封筒(個人事業税) 料金後納」を長崎振興局税務部が個別に調達(10月納品)しているものである。</p> <p>個別に調達した理由は、当該封筒が通常保管している場所になかったことから、在庫切れであると誤認したためであった。実際は一時的に別の場所に保管されていたものである。</p> <p>不要な調達を行わないように、在庫保管場所を徹底するとともに、在庫数を常に把握できるように、管理簿(在庫有高帳)を継続記録し備置しておく必要がある。</p> <p>「3. 税務課 適正在庫の管理について」で記載したとおり、長崎振興局に限らず、各地方機関において、在庫数が適切に把握されていないと思われる。したがって、税務課及び各振興局において、在庫の増減を継続して記録し、常に在庫数を適切に把握できるように、管理簿(在庫有高帳)を作成する必要がある。</p> <p>今回、「様式9-2 窓あき封筒(個人事業税) 料金後納」を個別に調達したことにより、2点影響があった。</p> <p>1点目は、過剰在庫となった点である。平成23年10月に2,000枚を個別調達(9月発注、10月納品)しているが、平成23年度(24年度用)の一括印刷所要量調査表によれば、在庫は6,000となっている。少なくとも個別調達時点で約4,000の在庫を抱えていたことになる。また、2,000枚の根拠についても、$80\text{枚} \times 12\text{か月} \times 2\text{年分} = 1,920\text{枚}$であり、年間使用見込量を超えている。このように在庫が過剰となっているため、適正在在庫量について再検討する必要がある。</p> <p>2点目は、単価が高くなった点である。平成23年度(24年度用)の一括調達においては、1枚当たり6.5円であったのに対し、今回の個別調達においては1枚当たり21円であり、約3倍の単価となっている。総額では$30,450\text{円} (= (21 - 6.5) \times 2,000\text{枚} \times 1.05)$の無駄な支出となっている。在庫管理が適正になされていれば、抑えることができた支出である。この点からも、適正在在庫管理を徹底する必要がある。</p>	<p>(措置済)</p> <p>税務課及び各振興局において、主な印刷物について在庫管理台帳を作成し、在庫数を適切に把握できるようにいたしました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

10. 総務事務センター(物品調達基金)(一部、税務課、子ども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.169	長崎振興局	<p>その他の問題点について 長崎振興局に関する検出事項について PPC用紙・トイレトペーパーの調達方法について(意見)</p> <p>後段、「長崎地区の物品調達について(意見)」でも述べるが、長崎振興局においては、物品調達基金をとおさずPPC用紙・トイレトペーパーを調達している。平成24年度のトイレトペーパー(直払単価物品)の契約単価は、一個当たり54円である。物品調達基金つまり総務事務センター(長崎地区物品センター)をとおし直払単価物品として調達すると、この単価により調達できる。下表【監査結果報告書169頁参照】は、長崎振興局における当該取引の調達単価と総務事務センターの契約単価を比較したものである。</p> <p>同一仕様ではなく、発注個数も異なることから、単純な単価比較はできないが、1mあたり単価は総務事務センターが0.23円低い。今回抽出した上記税務部と建設部の調達について、仮に総務事務センターで行ったとすると、600個×65m×0.23円=8,970円の支出が抑えられた計算になる。年間の長崎振興局全体の調達量を考えると、更に支出を削減できると思われる。</p> <p>PPC用紙・トイレトペーパーについては、長崎振興局の個別調達ではなく、物品調達基金をとおした調達を検討すべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成25年度から、物品調達基金を通して調達しています。</p>	
p.170	長崎振興局	<p>その他の問題点について 長崎振興局に関する検出事項について 長崎地区の物品調達について(意見)</p> <p>「19総事号外 平成19年4月12日 長崎・大瀬戸地区地方機関の物品調達について」に以下のとおり記載されている。 <「19総事号外 長崎・大瀬戸地区地方機関の物品調達について」より抜粋></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通単価物品 総務事務センターで、すべて調達します。 2. 直払単価物品(PPC用紙・トイレトペーパー) 希望する地方機関については、総務事務センターで調達することができます。 3. その他の物品 各地方機関で物品購入伺簿により調達願います。 総務事務センター及び長崎地区物品センター発足時から、この通知がなされているが、物品調達及び管理事務を一元化するために、本庁に総務事務センターを、地方機関に物品センターを設置したという経緯も踏まえると、PPC用紙、トイレトペーパーを物品調達基金で購入することも検討すべきである。 	<p>(措置済)</p> <p>平成25年度から、物品調達基金を通して調達しています。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

10. 総務事務センター(物品調達基金)(一部、税務課、こども家庭課、大会総務課、医療政策課、水産振興課、長崎港湾漁港事務所、農業経営課、農村整備課、販売戦略課、長崎振興局)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.170	物品管理室	<p>その他の問題点について 検収委任が行われていないにもかかわらず、発注元の課で検収が行われている事案について(意見)</p> <p>前述、軽油取引税免税証の調達事務において、検収委任が行われていないにもかかわらず、発注元の課で検収が行われていた。当該調達は、100万円未満であるため、通常、検収委任は行われませんが、印刷所から課へ直接印刷物が届けられたため、検収が課で行われたものである。このように、100万円未満でも事実上検収委任が行われる場合には、検収委任の手続きをおこなう必要がある。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成25年1月4日以降に契約した契約案件について、100万円以下の調達物品についても文書で検収委任を行うよう取扱を変更いたしました。</p>	
p.170	物品管理室	<p>その他の問題点について 総務事務センターにおける納品書の受領等について(意見)</p> <p>現在、各課に直接納品される物品等に関しては、金額の大小に関わらず、各課において納入業者が発行した納品書を受領・保管している。 総務事務センターで調達した物品のうち、検収調書の作成が省略できる場合は、県が作成した書式である納品確認書において、担当者が検収日を明記した上で、検収印を押印する方法を採用している。 総務事務センターにおいて、何故納品書を受領しないのかヒアリングを行ったところ、納品書に代わるものとして、納品確認書に検収日及び担当者の押印を行っている。もともと財務規則で基金については納品書が必要であるとされていないとの理由であった。仮に現状で納品書を受領すると、毎日、大量の物品が納入されるため、検閲する事務負担が大きく日常の業務に支障が生じるとのことであった。 しかし、これでは納品日に関して、何ら外部の証拠が存在しないことになる。 当該納品確認書には「納入業者記入欄」が存在するが、現在全く使用されていない。 当該「納入業者記入欄」の存在意義については不明とのことであったが、事務負担軽減のため納品書を受領しない代わりに、物品等の納品時に、納入業者に納品日の証明をさせるために存在すると思うのが普通であると言える。 今後、納品日が判る外部証拠書類は何らかの形で受領・保管しておくべきであり、対応を検討すべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成25年4月1日より、納品の際に納入業者が納品確認書の「納入業者記入欄」へ業者名、納品日等を記載し、納品日が判る外部証拠書類として保管しております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

11. こども医療福祉センター

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.173	こども医療福祉センター	平成18年度 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について (3) 組織の状況 イ. 意見 (ア) 病棟と母子棟の集約について 看護部が病棟と母子棟に分けられており、それぞれに看護師が所属している。母子棟の利用状況は低い水準となっており、母子棟専属の看護師を配置する必要性は乏しくなっている。看護部の病棟と母子棟を集約し、業務の効率化を図ることが必要である。	母子入所は障害児にとっ て、早期療育の場であり、特に両親にとっては、家庭療育のポイントを学ぶ場でもあります。入所者のアンケートにおいても、80%以上の方が今後も母子入所を希望するという結果が出ており、平成 19年度は、若干ですが利用者数も増加しております。(1日の平均利用者数 平成 18 年度2.6人、平成 19年度 11月現在3.2人)また、母子入所には障害の受容に向けた心のサポート等お互いの信頼に基づく継続的な支援が求められており専属の看護師が必要であります。今後は、専属の看護師の配置数及び母子棟の有効活用を検討しながら業務の効率化を図ってまいります。	監査当時と状況が変化しており、また効率性の観点のみでは、当施設の本県における役割は判断できないと考える。 とはいえ、監査を受けての対応をセンター側でも行っており、その内容については、別記(No5,6)【監査結果報告書179頁参照】にて掲載している。 また下記No13【監査結果報告書179頁参照】にあるように、毎期2億以上の支出超過が生じている現実も無視できない。 センターの役割と効率性とのバランスは今後一層の努力が求められると考える。 (意見)	(措置未済) センター内で検討委員会を作り、巡回療育相談、地域支援など収益を伴わないもの、診療など収益を伴うものそれぞれの役割と効率性の検討を行ってまいります。	平成25年度を目途にセンター内で検討委員会を作り、巡回療育相談、地域支援など収益を伴わないもの、診療など収益を伴うものそれぞれの役割と効率性の検討を行ってまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

11. こども医療福祉センター

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.176	こども医療福祉センター	<p>平成18年度 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について</p> <p>(6) 契約事務 ウ. 意見 (7) 委託契約について 平成17年度は、1,000千円以上を対象とした7件の委託契約に対して一般競争入札は0件、指名競争入札は3件であり、他の4件はすべて随意契約であった。随意契約について2社以上の見積を必要とする契約について、入手されていない契約も多く見受けられた。随意契約については落札率が99.4%～100%と高い水準である。また、随意契約の理由も過去の実績に基づく専門性、同業他社の価格についての推測及び信頼性等である。特に、医事業務については、個人情報取扱が厳格になっているという社会環境に反して、個人情報を外部保管していることを随意契約の理由としており、随意契約を締結する以前の問題といえる。今後は、競争原理導入及び透明性の観点から競争入札の実施を検討する必要がある。</p>	<p>平成19年度から、1,000千円以上の委託契約のうち医事業務を含む3件について、新たに指名競争入札を実施いたしました。今後も、透明性及び経済性を確保するため、基本的に競争入札を行ってまいります。</p>	<p>委託契約については、左記の措置とは相違して、平成22年度末の入札形態は、4件中3件が随意契約、1件が指名競争入札であった。 なお、随意契約3件のうち、清掃・洗濯業務は平成21年度に2年間の長期継続契約ということで、医事業務は平成21年度に3年間の長期継続契約ということで、それぞれ指名競争入札を行ったもので、それにより平成22年度は随意契約となっている。 平成23年度からは警備業務も一般競争入札を導入したとはいえ、今後も競争入札の導入による競争性・公平性の確保が必要である。 (指摘)</p>	<p>(措置済)</p> <p>1,000千円以上の委託契約は競争入札を実施しており、今後も競争性・公平性の確保に努めてまいります。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

11. こども医療福祉センター

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.179	こども医療福祉センター	平成18年度 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について [総論（総合所見）] (2) 意見 ウ. 施設の利用状況等 (ア) 受益者負担及び県民負担 受益者負担について ・長崎県立こども医療福祉センターサービスの基礎度 基礎的サービス受益者負担割合 40.6% 検討した13の施設をサービスの基礎度と利用者1人当り運営コストに基づいて分類した。なお、長崎魚市場については、利用者数のデータがないため含めていない。 「利用者1人当り運営コスト」は、その施設の利用者1人・1回当りの県民負担額を示すが、対象施設の概ね中間値である1,000円/人で区分している。 利用者1人当り運営コストが高い施設については、使(利)用料金がゼロまたは安価、運営コストが多額等個々の事情はあるが、県民負担を軽減させるためにより一層の利用促進、コスト削減及び利用料金改定の検討が必要であると考えられる。 ・長崎県立こども医療福祉センター 利用者1人当り運営コスト17,451円/人	当センターの利用者負担金(入院料・外来料)は、健康保険法、国民健康保険法等の各法で、厚生労働大臣が定めるところにより算定するとなっております。厚生労働省が告示する診療報酬点数表に基づいて請求することとなるため、利用料の改定は出来ないものと考えておりますが、ご意見を踏まえ、利用者のニーズにあわせた運営を行うとともに、施設の効率的な運営を行うことで、利用促進やコスト削減に努めてまいります。	平成17年度から平成23年度までの医業収支差の推移をみると、以下の通りである。 平成17年度 455,320千円 平成18年度 375,330千円 平成19年度 402,924千円 平成20年度 398,482千円 平成21年度 345,356千円 平成22年度 288,188千円 平成23年度 238,757千円 平成17年当時からすると、現在は53%程度まで赤字が削減されており、22年度と比較しても約5千万の削減ができています。ただし、ここでいう経費には減価償却費は含まれていない。 また、赤字の削減は、収益の増加によるものであって、経費の削減によって達成されたものではない。 今後は、入札のありかた、材料費等調達効率化、人員配置の見直しなど経費削減を進めていく必要がある。(意見)	(措置未済) センター内で検討委員会を作り、高額薬品とその他の薬品と分けて入札を行うなど入札のあり方などを検討し、経費の削減について検討してまいります。 また、薬の院外処方を進め、薬品購入額を抑えることにより、更に経費の削減に努めます。	平成25年度を目途にセンター内で検討委員会を作り、高額薬品とその他の薬品と分けて入札を行うなど入札のあり方などを検討し、経費の削減について検討してまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

11. こども医療福祉センター

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.181	こども医療福祉センター	<p>医事システムで管理できない請求事務のチェック体制の強化について（意見）</p> <p>医事システムで管理できない福祉施設利用者負担金等の請求業務について、通常の医療事務に比べシステム依存度が低く、請求内容が自動計算されない環境にありながら、計算チェックが行き届いておらず、牽制が甘い状態となっている。実際に計算誤りも生じており、還付処理が発生している。今後は、ダブルチェックを用いるなど計算誤りの抑制に努めるべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>利用者への負担額通知伺いの際に、請求内容のダブルチェックを実施しております。</p>	
p.181	こども医療福祉センター	<p>窓口で発行される手書き領収書の管理について（意見）</p> <p>また、発行される本人請求分（窓口納付）の領収書がナンバリング管理されていない。更に使用中の領収書のナンバリング管理はもちろん、未使用の領収書綴りのナンバリングや領収書綴り自体の出納簿の作成、未使用の領収書綴りの金庫内管理の実践など、現金取扱いの牽制強化の早急な対策が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>現金取扱いの牽制強化のため、平成24年10月から領収書のナンバリング管理、領収書綴りの出納簿の作成及び未使用の領収証の金庫内保管を実施しております。</p>	
p.181	こども医療福祉センター	<p>適時な調定が行われていないことによる越年処理について（指摘）</p> <p>平成24年度の入院料の調定において、窓口納付（本人負担分）の遅延から前年度分とすべき調定が2件、計83,600円が発見された。本来は退院時が平成23年3月中なのであるから、診療行為の完了した年度の歳入として3月中に納付させるべきであったはずである。適時適切な納付手続きを行うべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度から退院者については、即時調定を行うように改めました。</p>	
p.182	こども医療福祉センター	<p>レセプトの査定・再審査の管理について（意見）</p> <p>レセプトの査定、再審査結果の管理のための一覧表が作成されているものの、顛末が完全に記載されていない。今後は、査定減で受け入れた案件についても、その旨記載するとともに、担当者のみならず、上席者の査閲も証跡として残すべきであろう。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年10月から、レセプトの査定、再審査結果の顛末を記載した一覧表を上席者に供覧し、査閲の証跡も残しております。</p>	
p.182	こども医療福祉センター	<p>請求事務の承認手順の見直しについて（意見）</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会への請求事務につき、実質は事後承認となってしまう。本来はオンラインでデータ転送する前に承認を受け、データ転送の受領を担当者が検証（確認）したうえで上席者に報告するべきではないか。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年10月から請求伺及び処理済供覧を行っております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

11. こども医療福祉センター

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.182	こども医療福祉センター	<p>歯科の請求事務の正確性の確保について（意見）</p> <p>また、歯科については、医事システムが導入されていないためオンライン外（手書き）であり、集計ミスや転記ミスが生じうる環境にある。計算チェックの証跡を残し、正確な事務に努めるべきである。また、担当者へのヒアリングでは、性別誤りで基金等から返戻される案件もこれまでであったとのことであったので、入力段階での初歩的なミスのないようチェックの徹底を求めたい。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年4月から医事業務委託の委託業者に計算チェック等の徹底の申し入れを行っております。</p>	
p.182	こども医療福祉センター	<p>こども医療福祉センターで発生した過年度収入未済の管理・徴収について（指摘）</p> <p>センターで発生する債権の多くは、障害施設使用料（入院料、外来料、文書料）であり、これらは私法上の債権（時効3年）である。私法上の債権であるため時効の援用がないかぎり催告を続けなければならないが、一方で時効を中断させるよう、債務承認を取り付けるなどの適切な時効管理が必要である。債権管理簿に記載された催告の状況では、継続した催告が行われていない事例も見られたところなので、每期継続して催告を続け、回収努力を続けられたい。また債権管理簿の記載も漏れのないようにするべきである。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>未集金の徴収については、每期継続して催告を続け、債権管理簿にも漏れがないよう記載するとともに債務承認を取り付けるなど適切な時効管理に努めてまいります。</p>	<p>未集金の徴収については、每期継続して催告を続け、債権管理簿にも漏れがないよう記載するとともに債務承認を取り付けるなど適切な時効管理に努めてまいります。</p>
p.182	こども医療福祉センター	<p>医事システムの管理が不十分であることについて（指摘）</p> <p>こども医療福祉センターにおける医事システムを中心としたシステム管理が脆弱である。パスワード管理（IDやパスワードの付与、特権IDの管理、パスワードの変更管理など）、マスタの変更管理（例えば点数変更等のデータ更新の履歴やプログラム更新、その後のテストによる検証など）、バックアップ管理、外部からのアクセス管理（ウイルス対策）、非常用電源の確保、システム使用者からの個人情報に係る誓約書の徴収、システム管理基準書の不存在などが見られた。今後は、本庁のシステム管理基準を参考にして適切な管理が必要である。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>センター内に検討委員会を作り、医事システムの適切な管理を行うためシステム管理基準書を作成してまいります。</p>	<p>平成25年度中にセンター内に検討委員会を作り、医事システムの適切な管理を行うためシステム管理基準書を作成してまいります。</p>
p.183	こども医療福祉センター	<p>BCP（事業継続計画）の不存在について（意見）</p> <p>現在、非常時の事業継続計画を策定中とのことであるが、本来は既に作成がなされており、訓練が実施されていなければならない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年3月にこども医療福祉センター災害対策実施要綱を作成しました。また、平成25年度中に本計画に基づき訓練を実施いたします。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

11. こども医療福祉センター

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.183	こども医療福祉センター	センター内の委員会について（意見） センターにおける医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供体制を確立するため、医療安全管理委員会が置かれている。また、医療事故防止対策を実効あるものにするため同委員会にはリスクマネジメント部会も設置されている。これらの委員会、部会は毎月一回程度定期的で開催され、センター内の事故報告及び防止対策等について協議されている。 現在、委員会は所長・副所長・次長・看護部長・療育課長・地域連携室師長によって構成されているが、薬局長については構成員とされていない。 従来は構成員であったが、薬局の業務対応のため、従来からほとんど会議に出席することができない状況が続いたため、平成22年11月より構成メンバーから外されている。その後は、必要があるとき参考人として会議に参加することができるとされているが、過去に誤調剤によるインシデント報告もなされているということからしても、薬局関係者は当然に委員会の構成員に含まれるべきと思われる。 会議の開催時間等を再度検討して、センター内の安全管理体制を高めていく必要があると考える。	（措置済） 平成25年4月から可能なかぎり薬局長が出席できる時間帯に医療安全管理委員会を開催することとしております。	
p.183	こども医療福祉センター	物品の現物照合作業のありかたについて（指摘） 「物品管理簿との点検・照合結果報告書」において、配置物品管理者が所長で、その確認を同じ所長が行っている例があったが、牽制が喪失している。このような場合は、代理を立てて牽制を効かせないと作業の信頼性が得られない。 また、各セクションから「物品管理簿との点検・照合結果報告書」が提出されているものの、点検照合の結果、報告すべき事項の有無についての記載欄に、「有」「無」のいずれにも丸囲みがなく、しかも、「有」に丸囲みがあるにも拘らず、その内容と是正措置の記載のないものも見られた。運用の見直しが必要である。 また、下記【監査結果報告書184頁参照】検出件数の多さから、当該現物照合作業の信頼性も疑義がある。現物照合作業は厳密に実施するべきである。	（措置済） 所長管理の物品に関しては、物品管理簿との点検・照合作業を総務係長が行い、牽制が効くようにいたしました。 また、各セクションから提出される物品管理簿との点検・照合結果報告書は適切に記載するよう改めました。 また、現物照合作業は厳密に実施してまいります。	
p.183	こども医療福祉センター	物品管理について（指摘） 監査にあたり、再度現物照合を行ったが、管理簿への登載漏れ、整理票の貼付漏れ、パソコンの倉庫への廃棄等、多数問題が検出された。物品管理を徹底する必要がある。	（措置済） 長机等移動しやすい物品には、配置場所を大きく表示したシールを貼付し、元に戻すときに保管場所を誤らないよう措置を行いました。物品管理簿への登載漏れや整理票の貼付漏れについては、調査を行い、是正いたしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

11. こども医療福祉センター

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.184	こども医療福祉センター	<p>パソコンの廃棄に関して（指摘）</p> <p>上記パソコン【監査結果報告書184頁参照】に関しては、不用手続、廃棄手続が行われておらず、当初配置場所に存在する物として物品管理簿に計上されている。県の方においてもどのパソコンが廃棄状態になっているかを正確に把握していない状況であった。また野外倉庫においては、私用のパソコン2台も同じ場所に保管されており、保管状況は杜撰というほかない。</p> <p>保管されているパソコンにはハードディスクがそのまま装着された状況であるが、こども医療福祉センターには患者の個人データ等機密情報が入っている可能性があることから、早急な不用手続、廃棄手続が必要である。更に廃棄の際、ハードディスクの破壊（データの物理的消去の徹底）等の取扱いについて具体的なマニュアルの作成が現在なされていないことから、この点についても早急な見直しが必要である。</p> <p>なお、本県においては「長崎県情報セキュリティ対策基準」が定められているが、この基準においては、具体的な廃棄手続は定められていない。一方Q&Aにおいては、使用済み製品に記録されたデータ等は県が責任をもって復元不可能な状態にしたうえで、委託業者に引き渡すとあり、少なくとも復元不可能な状態にしたうえで保管しなければ今の管理状況では万が一盗難等が発生した場合のリスクは大きい。</p>	<p>（措置済）</p> <p>不用となったパソコンは不用手続を行った後、ハードディスクを破壊してデータを復元不可能な状態にしたうえで、業者に委託して廃棄処分を行いました。</p>	
p.185	こども医療福祉センター	<p>眼科用備品について（指摘）</p> <p>平成17年7月29日と平成18年2月20日に眼科用機器として購入した下記の機器【監査結果報告書185頁参照】に関して、講堂奥の倉庫及び家族ルーム奥の事務倉庫にカバーをかけて保管されている状況である。</p> <p>これらはもともと眼科用として使用する目的で購入した機器であるが、眼科を開局する計画が頓挫し、現在においては、開局する見込みはないとの事である。にもかかわらず公費で購入した高額な資産を放置し続けることは許されない。</p> <p>また、下記の備品【監査結果報告書186頁参照】に関しては、配置場所が変更されているにもかかわらず配置場所は依然眼科となっており、適切な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>眼科用備品については、他の病院への売却等を検討してまいります。備品の配置場所の登録変更については平成25年3月に行っています。</p>	<p>平成25年度中を目途に、眼科用備品で使用可能なものについては他の病院への売却等を検討してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

11. こども医療福祉センター

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.187	こども医療福祉センター	<p>医薬品の管理について（意見）</p> <p>医薬品については、数量管理の徹底を求めたい。こども医療福祉センターで規定している「医薬品安全使用のための業務手順書」の見直しが必要と考える。近年、高額な医薬品使用が増加している状況においては、数量管理が厳格に行われてこそその調達必要性が、ますます求められる状況にあることを理解するべきであると考え。医薬品に関して、各都道府県衛生主管部（局）長宛に厚生労働省医政局総務課長、厚生労働省医薬食品局総務課長より「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルについて」が平成19年3月30日付で提出されている。これを受けて、長崎県こども医療福祉センターにおいても「医薬品安全使用のための業務手順書」を平成19年8月に作成し、8月18日に決裁を受けている。更に向精神薬の取扱いに関しては、「麻薬及び向精神薬取扱いの手引き」（平成24年1月 長崎県福祉保健部薬務行政室）において、保管、記録、廃棄に関する取扱いが定められている。長崎県こども医療福祉センターにおいては、医薬品の管理に関して、麻薬の取扱いに関しては、上記マニュアル、手引等に厳格に準拠して取扱等が行われており、特に問題はない。また毒薬であるマスキュラックス、ボトックスに関しては購入から払出しの数量管理、及び保管庫の施錠管理も行われている。他の薬品（向精神薬、劇薬）に関しては、払出しの数量管理の記帳は行われていないものの、納品伝票等の保管等はなされており、上記マニュアル、手引き等に準拠して取扱等が行われているため、事務手続上の不備があるとはいえない。しかし、上述の通り、紛失、盗難、誤投与等による損害が生じる可能性があり、重大な問題となる事態も想起されるため、数量管理、在庫管理を行う事が望ましいと考える。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>院外処方への移行を進め、薬剤師の調剤業務の負担を軽減することで、医薬品の数量管理を徹底してまいります。</p>	<p>平成25年度を目途に院外処方への移行を進めることにより薬剤師の調剤業務の負担を軽減し、年2回棚卸を行うなど医薬品の数量管理を徹底してまいります。</p>
p.188	こども医療福祉センター	<p>薬局の人事体制について（意見）</p> <p>長崎県こども医療福祉センターにおいては、薬局には薬局長一人しか配属されておらず、調剤等は勿論の事、医薬品の購入、品質管理等すべての事務手続きを一人で行っている状況であるため、事務手続上の誤りや不正への対応ができていない状況である。相互牽制の体制への見直しを行うべきである。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>センター内で検討委員会を作り、薬局の人事体制について検討するとともに関係部署と協議を行ってまいります。</p>	<p>平成25年度を目途に臨時の事務補助を雇用するなど薬局の人事体制の見直しを検討してまいります。</p>
p.188	こども医療福祉センター	<p>医薬品の廃棄について（指摘）</p> <p>医薬品の現物調査を行った際、使用期限切れの医薬品が多数発見された。実際に薬局長に確認したところ、薬局長が約3年前赴任してきて以来、一度も医薬品の廃棄手続きが行われていないとの事である。理由としては上記「（16）薬局の人事体制について」でも記載したとおり、人手不足により廃棄まで手が回らないとの事であった。適切な廃棄を行うべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>使用期限切れの医薬品については、業者に委託して廃棄処分を行いました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

11. こども医療福祉センター

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.189	こども医療福祉センター	<p>歯科部門、耳鼻咽喉科部門の医薬品の購入に関して（意見）</p> <p>歯科部門、耳鼻咽喉科部門においては医薬品安全管理責任者（薬局長）を通さずに直接医薬品の購入手続きを行っている状況である。それらの医薬品については、薬局部門は管理していないため、管理体制の見直しが必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年10月から薬局を通して購入するよう改めました。</p>	
p.189	こども医療福祉センター	<p>長崎県こども医療福祉センター「医薬品安全使用のための業務手順書」の周知徹底と、記載内容の見直しについて（意見）</p> <p>薬局部門以外の外来部門、病棟部門、手術部門の各担当者に当該業務手順書の周知状況を確認したが、担当者レベルでは存在自体認識していない状況であった。周知徹底が必要である。また、当センターには歯科部門が存在するが、業務手順書には歯科部門の記載がないため、記載内容の見直しが必要である。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>平成24年10月に「医薬品安全使用のための業務手順書」を配布し、周知徹底を図りました。歯科部門の記載など手順書の見直しについては検討委員会を作り検討してまいります。</p>	平成25年度を目途に検討委員会で検討を行い、歯科部門の記載など当センターの実態に即した手順書の見直しを行ってまいります。
p.189	こども医療福祉センター	<p>個人情報の管理の徹底について（指摘）</p> <p>医療機関でありながら、個人情報の管理が極めて脆弱である。カルテ保管室の入退室管理、レセプト保管室の入退室管理、レセプト保管年限（5年）を超えた際の廃棄証明の不存在をはじめ、本来厳格に管理され廃棄されるべきレセプトの印刷ミスしたものが、事もあるが、センター内の書類綴りにおいて裏紙として使用されていた。</p> <p>写真（上）【監査結果報告書189頁参照】は、物品の現物照合を行った際の綴りで、物品管理簿の裏紙としてレセプトが使用されていた例（左側がレセプト）である。写真（下）【監査結果報告書189頁参照】は、支出証拠書類綴で、領収書を貼り付ける台紙としてレセプトが使用されていた例（左側がレセプト）である。</p> <p>こども医療福祉センターではパソコンの廃棄についても、施設屋外の倉庫に放置されており、ハードディスク内に個人情報が記録されたままになっている可能性についての意識がない。極めて遺憾な状態であるので、今後このようなことのないよう改善を強く求める。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>平成24年10月から裏紙としてレセプト等の個人情報が記されたものは使用しないよう改め、パソコンの廃棄については、業者に委託して処分いたしました。また、個人情報の管理の徹底については平成25年度に2回研修会を開催しました。今後は、検討委員会を作り個人情報取扱に関するマニュアルを作成いたします。</p>	平成25年度を目途に検討委員会で検討を行い、個人情報取扱に関するマニュアルを作成いたします。
p.189	こども医療福祉センター	<p>人材育成の必要性について（意見）</p> <p>県立病院が、病院事業団へ移行したことから、こども医療福祉センターは県の組織として唯一残された病院機能を有する施設となってしまった。このため従前可能であった医療事務に通じた人材育成が困難な状況に陥っている。人材の枯渇によってセンターの運営管理が危ぶまれることも懸念されるため、今後は全庁レベルで計画的な人材育成を図るべきである。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>センター内で検討委員会を作り、医療事務の外部委託も含めて検討してまいります。</p>	平成25年度を目途にセンター内で検討委員会を作り、医療事務の外部委託も含めて検討してまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

12-1. 長崎港湾漁港事務所(港湾整備事業会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.192	長崎港湾漁港事務所	<p>平成14年度 地方公営企業の財務事務の執行及び経営状況について（交通事業、病院事業（多良見病院、大村病院、島原温泉病院）、港湾整備事業）</p> <p>2 土地造成事業について (4)造成土地の帳簿管理（造成土地原価の管理単位での区分） ・企業会計では、造成土地に係る原価台帳が作成されておらず、発生した事業費を地区別にプールしているのみである。造成土地を適切に管理するには、あるべき管理単位ごとの原価台帳を作成することが望まれる。</p>	<p>平成13年度までは、土地売却台帳は整備されていたが原価についての記載がなされておりませんでした。過去に遡って正確な原価台帳を作成することは困難とは思われますが、可能な限り正確な台帳作成を進めてまいります。</p>	<p>土地造成台帳は作成され、この点においては措置はなされている。しかしながら、現行の土地造成台帳の有する機能には、前回監査人が求めた「原価計算制度の導入」に叶うだけの十分な機能を満たしているとは言えない。つまり、管理コストの台帳上での把握がなされていないため、管理単位ごとの採算管理を把握できる機能までは有していないのが現状である。この点早急に整備する必要がある。（指摘）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>土地造成台帳について、台帳上で管理コストを把握できるよう帳簿記載内容の検討を行ってまいります。</p>	<p>平成25年度中に土地造成台帳上で管理コストを把握できるよう帳簿記載内容の検討を行い、台帳を作成します。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

12-1. 長崎港湾漁港事務所(港湾整備事業会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.194	長崎港湾漁港事務所	<p>平成14年度 地方公営企業の財務事務の執行及び経営状況について（交通事業、病院事業（多良見病院、大村病院、島原温泉病院）、港湾整備事業）</p> <p>2 土地造成事業について (7)未成・完成土地に係る経理処理 イ 経費の支出 ・取扱いでは「完成土地にかかる経費は3条予算の一般管理費、未成土地にかかる経費は4条予算の土地造成事業費で支出。企業債等の利息は、完成土地は3条予算の営業外費用、未成土地は4条予算の土地造成事業費で支出する。ただし、完成土地についても、企業進出に伴うインフラ整備工事等が必要な場合、4条予算の土地造成事業費で支出し、年度末において未成土地増加分を完成土地に振替える」とされている。 ・資本的支出と収益的支出の区分が明確化され改善されているが、企業進出に伴うインフラ整備工事のうち将来の土地売却代金で回収すべき事業費は資本的支出として処理する必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、企業進出に伴うインフラ整備工事等のうち将来の土地売却代金で回収すべき事業費は、資本的支出として処理いたします。</p>	<p>これについては、左記「監査の結果」の文面と実際の監査結果報告書の文面が相違する事態となっている。</p> <p>この件は重要であるので、下記、別記（No6）を参照のこと。（指摘）【監査結果報告書198頁参照】</p>	<p>（措置済）</p> <p>企業進出に伴うインフラ整備工事費のうち将来の土地売却代金で回収すべき事業費は、資本的支出として処理しており、法面補修工事費等維持補修費の性格を有するものは収益的支出として処理しております。収益的支出と資本的支出の判断基準である経費の支出の取扱いは、平成25年4月1日付けで現状の処理に沿った形に修正しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

12-1. 長崎港湾漁港事務所(港湾整備事業会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.195	長崎港湾漁港事務所	平成14年度 地方公営企業の財務事務の執行及び経営状況について（交通事業、病院事業（多良見病院、大村病院、島原温泉病院）、港湾整備事業） 3 港湾施設提供事業について (3)港湾施設提供事業のあり方（意見） ・港湾整備事業は、港湾施設提供事業も事業の目的としているが、同様に港湾施設の提供を事業目的とする特別会計は、企業会計が発足した後に設置されている。また、小ヶ倉埠頭野積場の一部及び上屋は、平成12年度に企業会計から特別会計に売却されている。当該事実に着目すれば、港湾施設提供事業は、本来、特別会計で実施されるべき事業と思われる。 ・大波止ビルは、特別会計が発足日より前に企業会計が取得したものであり、現在では企業会計が保有する必要性は乏しいと考えられる。なお、大波止ビルは、ビッグピットの完成により港湾施設でなくなったことから、特別会計への譲渡が困難な状況であるため、本来保有すべき機関はどこであるのかについて検討する必要がある。	港湾施設提供事業を実施する会計につきましては、引き続き検討いたします。 大波止ビルについても、引き続き検討いたします。	小ヶ倉埠頭野積場及び上屋敷地の所管換えは進んでいない。早急に上記物件は所管換えをするべきである。（意見） また、港湾整備事業会計の保有する公有財産の妥当性については、監査結果を実現できるような、再度そのすべてを検討し、適切な対応を求める。（意見） 左記後段の大波止ビルについて、平成20年度及び平成22年度において、県関係部局と港湾整備事業会計のあり方について協議を行ったが、平成20年度に大波止ビルを含めた（ ）保有施設の引継ぎ等の閉鎖に向けた検討を行った経緯がある。ただし、平成14年度の監査の措置としては平成20年度までという時間がかかっている点については、対応が遅いと言わざるを得ない。監査の結果に対しては迅速な対応が必要であると考えられる。（意見） （ ）当企業会計の保有すべき物件の妥当性の問題については、出島交流会館敷地についても同様であるが、これも上記に含まれている。	（措置未済） 小ヶ倉埠頭野積場及び上屋敷地の特別会計への所管換え実現に向けて関係部署との協議及び要望を行ってまいります。 また、大波止ビルや出島交流会館敷地などの公有財産の保有の妥当性についても検討し、方向性を出してまいります。	平成25年度中に、港湾整備事業会計で保有する財産の妥当性について関係部署との協議を進めながら、その方向性を検討してまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

12-1. 長崎港湾漁港事務所(港湾整備事業会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.199	長崎港湾漁港事務所	<p>小ヶ倉地区上屋敷地の土地使用について（意見）</p> <p>標記の案件は、上記「1. 措置状況と検証結果」のNo8【監査結果報告書195頁参照】に関連する問題であり、本来は同地区の野積場16,741.40㎡、上屋敷地3件合計7,714㎡について、港湾施設整備特別会計へ有償所管換入を検討すべき問題があるが、この項では、上屋敷の土地使用料に係る事務について検証する。</p> <p>検証した資料では、平成13年3月9日に当時の臨海開発局で決裁された記録があり（貸付契約書については、平成3年の行政財産使用許可から始まる一連の契約書類を検証した）、上記3件について、公有財産使用料算定額の10%（90%の減免）で土地使用料とする旨決裁されている。</p> <p>つづいて、平成14年の包括外部監査の結果を受けた後の、平成15年8月27日に臨海開発局から知事宛てに発行された「貸付料の減免（免除）の取扱いについて」において、当該物件が、普通財産であること（筆者註：売却を念頭に置いていると思われる）を鑑み、平成16年度から貸付料を徴収することを原則として取り扱うこととし、経過措置を設け、下記のように順次減免割合を引き下げ、解消する（満額徴収）よう要望が出されている。【監査結果報告書200頁参照】</p> <p>しかしながら、港湾施設整備特別会計での貸付料増額のための予算化は進まず、18年度までは貸付料の10%（90%の減免）、平成19年度以降は20%（80%の減免）のまま推移している。</p> <p>このため、平成23年11月14日付で港湾漁港事務所から港湾課長宛て以下の買取要望書【監査結果報告書201頁参照】が発行されている（買取要望自体はほぼ毎年行われているとのことである）。</p> <p>以上の経緯があるが、そもそも、現在港湾整備事業会計が行っている他の普通財産貸付案件において、県向けの貸付で減免が行われている例がなく、公平性に欠ける処理であり、早期に是正すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度より全額徴収するよう是正しております。</p>	
p.202	長崎港湾漁港事務所	<p>完成土地売却等の収益認識時期及び費用認識時期の誤りについて（意見）</p> <p>公営企業会計は、収益については実現主義、費用については発生主義で認識を行うが、港湾整備事業会計では、契約基準によって費用と収益を認識していた。販売用土地の収益認識時点は、権利書の受渡し時点（引渡基準）をもって（令第10条第1号ただし書）、費用は検収時に認識する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年4月8日付けで平成24年度決算の対応について契約基準による収益計上とする取扱いを定めました。</p> <p>また、全国臨海開発財務事務協議会における各県の状況の確認及び総務省の見解をもとに契約基準によって収益認識としております。</p> <p>費用については、検収時に認識しております。</p>	
p.202	長崎港湾漁港事務所	<p>土地造成台帳の管理及び実地照合について（指摘）</p> <p>長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則第78条では、「土地造成台帳により土地造成の増減異動その他必要な事項を整理し、常に現状を明らかにしておかなければならない（趣意）」とあるが、一部作成誤りがあり、更に第79条で毎事業年度一回以上実地照合が求められているが、実施されていなかった。今後は規則を順守する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>土地造成台帳の作成誤りについては修正を行いました。</p> <p>また、平成25年4月23日付けで実地照合の事務処理要領を制定し、同年6月17日に実地照合を行いました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

12-2. 長崎港湾漁港事務所(港湾施設整備特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.206	長崎港湾漁港事務所	<p>平成22年度特別会計に関する事務の執行・事業の管理について</p> <p>委託料について (5)長崎港小ヶ倉柳埠頭荷役機械管理運営業務委託 平成21年度及び平成20年度ともに、長崎港コンテナターミナル運営協会と一者随意契約を行っている。随意契約に関してはそれ相応の合理的理由はあると思われるが、当該荷役機械管理運営業務のうち、そのまま他の業者に再委託している業務もある。 積算金額7,314,000円(税抜)うち、この業務委託費が5,621,000円と77%を占めており、ほとんどが再委託している現状からすれば、やはり再委任の承諾書を県に提出して承諾を得るようにした方が望ましい。</p>	<p>平成23年度の委託契約から、再委託に関する条文を追加し、承諾書を徴する内容に改善しております。</p>	<p>改善が十分ではない。当該業務委託は業務内容の特殊性や現場でのスムーズな業務遂行等を考慮して、関係部署の協議を経て、長崎港コンテナターミナル運営協会に随意契約されている。また、当該業務は一部が再委託されているが、前回の外部監査での指摘を受け、同協会は再委託の承諾願いと再委託先4社からの見積書を県へ提出している。しかし、再委託する業者以外の業者からは見積書の入手は行われていなかった。加えて、同協会は再委託先4社に支払うべき再委託料をそのうちの1社であるG社にのみ支払っていた(支払総額については、4社見積り額の合計額と一致している)。</p> <p>このような支払い形態からすると、再委託先はG社1者のみと捉えられ、当初提出されていた再委託に関する承諾願等は事実と相違する可能性がある。加えて、G社が支払事務等を再管理しなければならなかったという合理的理由はない。当該業務委託契約事務は改善すべき状況にあり、実態を早急に精査すべきである。</p> <p>過去の監査の指摘に対して本質を理解することなく、表面的な対応で済ませ、結果として改善されていない事は問題である。(指摘)</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成25年度分の委託契約より、汎用性があるフォークリフト分の再委託については、金額の妥当性を確認するため、再委託する業者以外の業者より参考見積を徴しました。また、支払いについては、委託業者よりそれぞれ4者の再委託先に支払うよう指導しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

12-2. 長崎港湾漁港事務所(港湾施設整備特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.208	長崎港湾漁港事務所	<p>港湾使用料について 市町村に委託している野積場使用料に関する収入未済金額について(指摘)</p> <p>県が管理する港湾の一部については、その事務を特定の市町村に権限委譲し、県はその払い込まれた使用料等の総額の100分の40又は50以内を交付金として市町村に支出することとしている。</p> <p>そのうち長与港の野積場の使用については、長与町が事務処理を行っており、月ごとに使用料徴収報告書を県に提出して使用料の徴収状況を報告している。その報告書によれば平成23年度末の未徴収額として92,988円が計上されているが、県は長与町が実際に徴収して県に払い込む使用料のみを調定するため、その未徴収額が特別会計の収入未済額として計上されることはない。</p> <p>この債権は平成22年2月に発生し、平成22年7月以降未回収のままでその残高の変動がなく、現在は使用者の倒産等により回収できない状態にあるとのことであったが、県はこれまでその内容について全く管理していなかった。</p> <p>使用料の徴収については権限移譲により市町村が行うこととされてはいるが、そもそも当該使用料債権は県の債権であるから、県は回収管理について市町村に積極的に助言・指導を行わなければならない。</p> <p>具体的には、 ア. 所管課は、各市町村へ出向き、使用料台帳の作成が適切になされ、使用許可と台帳が網羅性を満たし、かつ正確な徴収を確保しているか毎期検証すること。 イ. 使用許可のみならず、無許可での施設利用がないか実態照合の把握と、市町村での調査体制の妥当性の検討を行い、適切な対応を指導すること。 ウ. 整理された収入未済については回収管理を指導し、回収の取組状況を把握すること。 エ. 収入未済について、不能欠損を選択する場合は、地方自治法、県財務規則及び県債権管理規程等に基づく適正な債権管理及び処理がなされるよう市町を指導すること。</p>	<p>(措置済)</p> <p>市町へ出向き、許可書、調定決議書等関係書類の確認などを行い、適正な事務がなされるよう指導を行いました。</p>	
p.208	長崎港湾漁港事務所	<p>港湾使用料について 港湾施設の使用許可申請について(指摘)</p> <p>以下については速やかな是正が必要であり、かかる事態の再発防止の徹底を求める。 上屋 使用場所を示すための図面が添付されていたが、位置や使用面積が確認できないものがあった。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成24年度以降は位置、使用面積が確認できる図面を添付しています。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

12-2. 長崎港湾漁港事務所(港湾施設整備特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.208	長崎港湾漁港事務所	委託料取引事務における使用者の関係書類等の確認作業について(指摘) 前回外部監査で指摘されていた港湾使用料のうち骨材積出施設の使用料については、関係書類等を抜き打ち監査する等の改善措置がみられたが、上屋や野積場の使用料については、依然として使用者からの報告書のみで使用料を計上しており、使用者の関係書類等の確認作業はなされていない。 今後、上屋や野積場を含む他の使用料についても、定期的な関係書類等の確認若しくは抜き打ち的な監査等での確認が必要であると考えられる。 また、荷役機械の使用料については、県が使用状況を確認する目的で、使用料を計算する使用実績報告書(報告書の作成については委託により長崎港コンテナターミナル運営協会が作成)と併せて、荷役機械運転日報を実際の使用者から提出させていた。しかし、県はその日報を提出させるのみで、実際の確認作業を怠っており、使用実績報告書と運転日報の整合性がとれていない状況が多々確認された。チェック体制の早急な見直しが必要である。	(措置済) 上屋や野積場の使用料については現地調査を行い、申請書と実態が相違していないか確認を行いました。荷役機械の使用料については、長崎港コンテナターミナル運営協会に対し適正運用を指導するとともに、現地調査を行い、運転日報と使用実績報告書が相違していないかなど再度確認を行いました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

13. 総務文書課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.210	総務文書課	平成22年度特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 収入未済金額について平成18年11月2日地方自治法施行令第171条の5に基づく徴収停止の措置をとっている収入未済金額について、状況の好転等が限りなく認められない状況であることから、不納欠損として整理を検討する必要がある。この場合は、「権利放棄」に基づく整理が考えられる。	現在、県庁内に設置されている「未収金対策検討会議」において、法令等に基づく適切な債権管理の徹底に取り組むとともに、適切な債権管理が徹底されてもなお回収することができない未収金の取扱基準について、本県の実情等を踏まえながら全庁的な検討を進めているところであり、その検討結果も踏まえながら適切に対応してまいります。	不納欠損の方向性は変わらず、左記の通り債権放棄の基準が整い次第、対応することであった。債権管理の状況に変化はなく回収の見込みが認められない状況は変わらないため、適時債権放棄による不納欠損処理を行うべきである。(意見)	(措置済) 左記の債権につきましては、平成25年3月28日付で不納欠損処理を行いました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

13. 総務文書課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.211	総務文書課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 歳入・歳出及び繰越金の推移 県の厳しい財政状況に対処すべく、「特別会計の繰越金の活用～今後の事業規模等を勘案し、一般会計の繰入等により活用」を行ってきたが、平成21年度繰越残高は、102百万円となっており、適正な規模であるか否かについては、疑問である。平成22年度以降においては、歳入>歳出を歳入=歳出となるような文書管理費請求の見直しがなされているとのことであるが、現在の繰越金残高についても、活用の検討が適当である。	平成22年度から、各課へは実費相当程度を請求しており、過大な繰越金が生じないような負担方法に見直しております。 現在の繰越金残高についても、一般会計への繰り出し等の活用を引き続き検討してまいります。	平成23年度末の次期繰越金は、113,482千円であり、平成24年度に一般会計へ5千万円一般会計へ繰出すとのことであるが、なお6千万円が繰越金として残る。 総務文書課としては、高速複写機をリース契約により調達しているが(リース料総額約2千9百万円)、これが機能不全した際の引当金として繰越金を保持したい旨説明があった。印刷業務が停滞すると庁内の事業の遂行に支障が出るためとのことである。 県の過失により高速印刷機を全損負担する確率は極めて低く、上記の理論が通用するのであれば、各部・各所で予備品を多量に保有しなければならないこととなる。 総務文書課分の繰越金については、印刷費単価の多少のブレに備える程度の金額があれば事足りるはずであるから、さらなる繰越金の繰出しを検討するべきである。(意見)	(措置済) 繰越金については、平成25年度に一般会計へ5千万円の繰り出しを実施いたします。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

13. 総務文書課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.213	総務文書課	<p>高速複写機賃借契約について 入札事務の公正性の担保に関する牽制の不十分性について(意見)</p> <p>当該契約は、一般競争入札によっているが、応札はリース事業者一者で、その事業者が落札している。 予定価格に比し96.8%の落札率であるが、原議をみると、特定の機種を検討しかしておらず、他社の機種のパンフレットや提案書を取り寄せ、検討した経緯が見られない。また、仕様についても、その機種に合わせた仕様としか言いようがないほど詳細な機能を要求する内容であり(その結果、入札前の問い合わせは複数件あったようだが、応札が一者となってしまっている可能性がある)、設計金額を記した設計図書の作りも、他社比較が行われておらず、特定機種の名称まで記載して作られている(設計図書の問題は後段(次項)にて詳細に触れる)。更に、落札の結果導入した特定機種は、その更新前と同じメーカーの機種であった。 仕様の内容によっては、初めから間口が狭くなり、競争入札の本来の狙いである競争性の発揮が阻害されるという認識が総務文書課として不十分であり、入札に至る検討の経過が綿密に練られているものとなっておらず、入札実施の伺い等の管理職にあるものの牽制手続が機能していたか疑問である。 包括外部監査に携わってきた監査人の感覚として、一般競争入札で約30百万円にもなる契約事務の原議と言うには検討した資料が非常に少なく、公正性を担保しようとする思考の経過が十分に感じられるものではない。 総務文書課印刷センターの印刷業務の特性として、大量の印刷事務要請に応えうる事務処理能力を備えていなければならない事情があるにせよ、特定の機種を契約事務の当初段階から選考する思考が一部でも見受けられるとすれば、それは一般競争入札の目指すものとは相容れないことを認識するべきである。 また、リース事業者の競争であるから、機械の種類が固定しても競争性は喪失されないという発想も、リース事業者が複数存在したとしても、リース会社とメーカーとの取引関係の強弱によって参入の間口が狭くなることも想定するべきである。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>次回の入札までに複数の業者が応札できる仕様にするため検討してまいります。</p>	<p>本リース契約は平成27年8月31日までの契約となっておりますが、次回の入札までに複数の業者が応札できる仕様にするため検討してまいります。</p>
p.214	総務文書課	<p>高速複写機賃借契約について 設計図書の不備について(意見)</p> <p>当該契約の設計図書は、以下の問題がある。 ア. 設計図書ではまず定価が示されているが、特定機種を対象としている。 イ. 取扱業者が特定され、見積もりが一者からしか徴取されておらず、客観性がない。 ウ. 定価に対する値引き率の根拠が示されておらず、客観性もない。 エ. 値引き後金額に乗じるリース料率の根拠が示されておらず、客観性もない。 このような設計金額の形成過程が明瞭かつ不合理な状態で行われており、落札金額の根拠を失わせるような事務は行うべきではない。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>次回の入札までに客観的な資料に基づき明確な根拠を示した設計図書を作成するよう検討してまいります。</p>	<p>本リース契約は平成27年8月31日までの契約となっておりますが、次回の入札までに客観的な資料に基づき明確な根拠を示した設計図書を作成するよう検討してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

14. 危機管理課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.215	危機管理課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について (3)積算単価を算出する際に、インターネット上の通信販売の価格をもとにそのみで単価を決定しているものが見られたが、いくつかの参考見積もりを比較検討した過程を残すことが適当と考える。	平成23年度から、複数の参考見積りを徴取し比較検討することにより適正な積算事務を行ってまいります。	インターネット価格を調査せず、(1)の業者からのみ見積もりを徴取した結果、以前よりも高くなってしまっている。先の監査結果の文意はインターネット価格を排除してはいいないので、これも比較対象とするべきである。(意見)	(措置済) 平成25年度からインターネット価格も比較の対象としております。	
p.216	危機管理課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 自家用電気工作物の保安管理業務について 社団法人九州電気管理技術者協会から会員に業務を締結する意思があるかどうかの質問をし、承諾した会員にて指名競争を行うようにしており、毎年、県が協会に対して、競争に参加する会員の変更がないか、口頭で確認をしているとのことであるが、交渉の経過は、口頭によるもので、証拠書類として確認できるものはなかった。指名競争入札において指名業者選定過程が不明瞭な状況は適切ではなく、公正に契約が締結されていることを確認できる書類を保存すべきであると思われる。 例えば、まず県が協会に推薦依頼文書を提出し、協会から推薦者の報告を求める方法などが考えられる。	平成23年度から、九州電気管理技術者協会長崎県支部に、会員の見積りの意思確認について文書で依頼し、見積り意思がある会員の紹介についても文書で報告してもらい、当該年度の事務文書として保管するよう変更しました。	措置後の運用も未だ公正性は担保されていなかった。対象者がすべて推薦されているわけではなく、差分の推薦だけであったり、県がこれまで契約した経緯のある業者へ、直接依頼していたりする例も見られた。今後は、監査結果の「例えば」以下のようにまず県が協会に推薦依頼文書を提出し、協会から推薦者の報告を求める方法へ完全移行すべきであり、その上で推薦者へ見積り執行通知書を発行すべきである(意見)	(措置済) 平成25年度から県が九州電気管理技術者協会へ推薦依頼文書を提出し、協会から推薦者報告を受け、該当者へ見積り執行通知を発送する方法に移行しております。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

14. 危機管理課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.216	危機管理課	長崎県防災行政無線施設保守業務について(意見) 積算において、三者比較の際、30%以上の乖離がある場合はその見積もりを異常値として排除するルールが順守されていない。担当者の見過ごしとはいえ注意するべきである。	(措置済) 平成25年4月1日より三者比較の際の見積異常値(30%以上の乖離がある場合)の排除を順守することとしております。	
p.216	危機管理課	自家用電気工作物の保安管理業務について(意見) 施設の鍵を契約した業者へ預けているが、継続して契約する際は返還を受けていない。このため、鍵の借用書に返却者の返却日及び署名押印、県の確認者の署名押印が抜けている事例があった。 鍵の返却は每期行い(紛失があった際の早期発見のため)、借用書の作成も確実に行うべきである。	(措置済) 平成25年4月1日より施設の鍵を每期毎返却とし、借用書の作成を行っております。	
p.216	危機管理課	長崎県防災行政無線高度化事業及び同再編整備事業の予備品の取扱いについて(指摘) 上記無線施設には予備品と呼ばれる機器が常備されている。施設運用の継続性を担保するための代替品(スペア)である。この予備品のうち、基板類は消耗品としての性格を有するため必要はないが、パソコンやプリンタといった物品として取り扱うべきものが存在する。これらについては、物品管理簿への登載漏れであり、物品整理票の貼付漏れである。	(措置済) 物品管理簿への登載及び物品整理票の貼付を行いました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

15. 建築課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.217	建築課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 平成16年12月「収支改善対策」の取り組みについての問題点 県は厳しい財政状況に対処すべく、平成16年12月「収支改善対策」の取り組みにより、一般会計で計上されていた給与費の一部について特別会計へ振り替え、繰越金の活用とした。 しかし、繰越金の活用方法としては、「設計監理委託料の負担額の引き下げ、余剰となる繰越金の一般会計への繰出し」を検討するのが適当であると考えられる。 すなわち、当該負担区分の変更は、営繕設計監理事業について設けた特別会計の趣旨から判断すれば、疑問がある。	平成22年度決算見込み及び平成23年度当初予算から、特別会計が負担する給与費については営繕業務の業務量が多い職員を対象として支給するよう見直しを行っております。	負担関係の見直しが行われているが、未だ改善すべき点が残されている。平成23年度はまだ一般会計に帰属すべき本庁職員給与費が含まれていたが、これは平成24年度改善しているものの、振興局人件費についても見直すべきである。(意見) 負担関係は、下記別記(No1)【監査結果報告書219頁参照】にて詳細を記しているのと、そちらを参照のこと。	(措置済) 建築課の営繕業務に係る特別会計は、平成25年度から廃止となりました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

15. 建築課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.217	建築課	<p>平成22年度特別会計に関する事務の執行・事業の管理について</p> <p>設計監理委託料率の改定について(20建第20号平成20年10月3日)</p> <p>建築課は、将来歳入不足が見込まれることから、平成21年の依頼工事から設計監理委託料を見直し、建築種類及び設計額区分のうち10億円以下の部分を増額改定とした。しかし、設計監理委託料の実績は、当初予算に対して、平成21年度は278百万円減少と、大きく下回ることとなった。</p> <p>当該減少要因は、平成22年度以降も発生が予測されるものであり、平成22年度予算は設計監理委託料を658百万円予算計上し、累積収支をゼロとしているが、設計監理委託料は大きく減少することが予測され、累積収支がマイナスとなることが予測される。</p> <p>この場合、職員給与費を一般会計に振り替え、収支均衡を図るとのことであるが、それでは営繕設計監理事業に要する経費を計上している特別会計の存在意義が揺らぐことになる。</p> <p>当該特別会計について、早急な検討が必要と考える。</p>	<p>平成22年度決算見込み及び平成23年度当初予算から、特別会計が負担する給与費については営繕業務の業務量が多い職員を対象として支給するよう見直しを行っております。なお、建築課所管の庁用管理特別会計については、今後も依頼工事の減少等により設計監理委託料の減少が予想されること、九州管内においては、営繕業務を特別会計で対応しているのは本県のみであること等から、廃止に向けて検討してまいります。</p>	<p>負担関係の見直しは上記No1(前項)及び詳細について別記(No1)【監査結果報告書219頁参照】を参照のこと。</p> <p>未だ見直しの余地がある。また措置の後段「廃止に向けて検討してまいります」については未だ検討中で対応がなされていない。早急に対応するべきと考える。(指摘)</p>	<p>(措置済)</p> <p>建築課の営繕業務に係る特別会計は、平成25年度から廃止となりました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

15. 建築課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.218	建築課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 設計監理等委託業務指名基準(運用)について 指名競争入札における指名基準(運用)の客観的審査基準評価項目の1つに自己資本額があるが、業者が建築課へ報告した数値の中には資本金額であるものが散見された。建築課は委託設計事務所実態調査に際し自己資本額の周知を行う必要がある。また、報告書を厳密に精査し、報告書の真偽を確認し、適正な評点を計算する必要がある。	平成23年3月3日付け22建第868号「平成22年度委託設計事務所実態調査(依頼)」の調査票記入要領に自己資本額の定義について記載し周知を行いました。また、調査票に記載されている内容に疑義がある場合は、設計事務所への聞き取りにて確認を行い、評点については、基準に従い算定しています。	前回監査の論点については改善している。 しかしながら、自己資本の記入について裏付資料を徴取しておらず、個人事業主の場合の自己資本の記入の取扱いについて改善を要する。(意見) 詳細は別記(No4)【監査結果報告書220頁参照】を参照のこと。	(措置済) 平成25年3月1日付けH24建第889号「平成25年度用 委託設計事務所実態調査について(依頼)」の調査記入要領に、法人及び個人(青色申告)は貸借対照表の写しを提出するよう、個人(白色申告)の場合は青色申告時に使用する貸借対照表の様式を使用し任意で作成したものを提出するよう追加記載しました。	
p.219	建築課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 需用費について 需用費について検討したところ、建築課が負担する共益費の全額(平成21年度、15,132,000円)が計上されていることが確認された。建築課では以前より特別会計で負担しているということであるが、建築課全体の共益費と言うことを考えれば、一般会計でも負担するのが適当であると考え。特別会計と一般会計の費用配分の基準(給与支弁人数で按分等)について、検討すべきではないかと考える。	今後は一般会計と特別会計の給与支弁員数等で按分するなど、検討を行ってまいります。	実際は、一般会計、特別会計の負担力(予算の許す範囲)に応じた配分になっており、監査結果や措置に記載された按分基準となっていない。 そもそもは特別会計の廃止が先立つが、適切な按分基準の採用が求められる。(指摘) 詳細は下記別記(No6)【監査結果報告書221頁参照】を参照のこと。	(措置済) 建築課の営繕業務に係る特別会計は、平成25年度から廃止となりました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

15. 建築課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.222	建築課	<p>特別会計と一般会計の支出の振り分けについて（指摘）</p> <p>前回の包括外部監査時においては、建築課のタクシー代がすべて特別会計で計上されていたが、平成23年分の監査においては、本庁部分については、使用区分に応じ一般会計、特別会計、他課の会計など、それぞれの会計において計上されることとされていた。また、その他の支出では、ガソリン費・ETCなどは本庁部分の会計でも依然全額が特別会計から支出がされていた。ただし、これらの車両関係の費用については、平成24年度からは車両がなくなることにもない改善されることとなっている。</p> <p>振興局での支出については、年度当初にまとまった額を支出し、期中及び年度末に各振興局において支出がなされた金額を控除し、残った金額が戻される形となっている。そして、各振興局において支出された内容及び金額について、本庁の建築課では把握していない。</p> <p>平成23年度の振興局に係る人件費以外の主な支出（節）は以下のようになっている。</p> <p>【監査結果報告書222頁参照】</p> <p>振興局における営繕事業に関連する事業は、県北振興局、及び県央振興局の一部に限られているが、需用費、役務費、使用料については、一般会計と特別会計の合計額のうちそれぞれ73.2%、62.8%、77.3%が特別会計で計上されており、本来一般会計として計上すべき支出が特別会計で計上されている可能性がある。</p> <p>このような現状から、建築課としての決算の金額に各振興局の支出も含まれる以上、建築課として振興局のこれらの支出の内容の適正性を確認するとともに、その内容に応じ、一般会計及び特別会計の区分が正確に行われる必要があると考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>建築課の営繕業務に係る特別会計は、平成25年度から廃止となりました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

16. 管財課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.225	管財課	<p>県庁空調自動制御装置定期保守業務委託について（指摘）</p> <p>設計書において、複数者からの見積もりが徴取・比較されておらず、一者見積もりによって作成されており、徴した見積書に一律に査定率8掛けを行って算定しているが、複数者からの見積もりを徴取するべきである。結果、落札率も予定価格比31%となっており、設計書の見直し（結果のフィードバック）による是正も必要であると考ええる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>次回の入札においては、複数者から参考見積書を徴取し、比較検証のうえ、前回入札結果の状況も考慮しながら設計書の見直しを行います。</p>	
p.225	管財課	<p>県庁舎空調熱源機器定期保守業務委託について（指摘）</p> <p>設計書の一部に「分解点検整備費」という項目があるが、この部分については一者から見積書を徴して作成している（全体額の約45%）。これも上記と同じく、見積もりの8掛けによって設計額を構成しているため複数者からの見積もりとすべきである。また見積書の作成者は一般競争入札での落札業者であるが、実際の作業内容と見積書の内容とが乖離していないことを検証するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>次回の入札においては、複数者から参考見積書を徴取し、比較検証のうえ、設計書の見直しを行います。また、参考見積書については、詳細な作業項目を記載したものを提出させることとし、実際の作業内容と十分な確認を併せて行います。</p>	
p.225	管財課	<p>特別会計（管財課分）の繰越金の是正について（意見）</p> <p>平成23年度の次期繰越金が約187,276千円生じており、総務文書課の例と同じく、一般会計への繰出しにより是正する必要がある。理由等は、総務文書課の項と同様である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度当初予算から特別会計の一部廃止を行い、併せて、これまでの繰越金については、平成25年6月に120,000千円を一般会計へ繰出しました。 更に、平成25年度2月補正において、財政課と協議の上、一定額を繰出予定にしております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

16. 管財課(庁用管理特別会計)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.225	管財課	<p>大波止ビル管理組合負担金における事務局費について(指摘)</p> <p>管財課における庁用管理特別会計から、県が区分所有者である大波止ビル管理組合(以下、「組合」と言う)への負担金が支出されている。内容としては、ビルの共益費・大規模修繕費及び組合の事務局費の負担であり、平成23年度は9,430,000円が支出され、例年同額程度を負担している。当該事務局費については、組合の事務的経費を賄うものであるが、その主な内容としては、事務局職員1名の人件費及び組合が外部委託している事務局長への人件費相当額である。</p> <p>各年度における推移は次のとおり。【監査結果報告書226頁参照】事務局職員の人件費については、県が負担金を支出し、同様な管理を行っている他の団体における職員の人件費と比較しても相当に高額であり、整合性が保たれていないと言える。</p> <p>何故このように高額になっているのか確認したところ、次の理由によるとのことであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員は平成元年に採用され、その当時はビルがターミナル機能を備えており多忙であった。 ・平成7年11月に新ターミナルが供用し、大波止ビルはコインロッカーと複数の団体が入居する雑居ビルとなったことで当時10名以上いた職員を一旦全員解雇し、当該職員一名のみを再雇用した。 ・それ以前は県の給与規定に基づいて給与が計算されており、毎年昇給も行い、賞与(期末、勤勉手当)も支給されていたが、再雇用した後もそのままの支給基準を保ったまま現在に至っている(給与については、平成21年度以降、昇給停止としている)。 <p>このような事情により同様な管理を行っている他の団体と比較して高額になっていると言える状況になっているが、現在の仕事量及び組合の職員の人件費を維持する正当性が見つからない以上、他団体との整合性を保つような給与の水準にすべきである。今後の在り方について早急に検討し、整合性が保てる状況にすべきであるとする。事務局長人件費相当額の再委託分については、平成9年度よりビル管理会社へ委託契約を締結している。</p> <p>当該委託契約額については、契約に基づき、委託業務実施内容報告及び価格算定根拠により決定されており、事務局長は委託先のビル管理会社の社員としての職務と組合事務局長の職務とを半々で行うため、総人件費の約半額を委託料として算定している。</p> <p>今回、当該実施報告及び価格算定根拠を検証したところ、実施報告に記載されている修繕工事の施工立会いは実際には組合職員が行っていること等、実態と報告に乖離が認められ、ヒアリング等により確認された組合事務局長としての職務時間は、全体の約1/8程度と推定される。</p> <p>このようなことから、現在の委託料は実態からは高額に支出されていると言える。早急に実施内容の再検証を行い、委託料の減額改定について検討を行うべきである。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>事務局長委託費及び事務局職員人件費のあり方について、管理組合内部で調査を実施し、平成25年10月4日の理事会において検討いたしました。</p> <p>事務局職員の人件費については、比較を行った他団体の事務職員に比べて業務範囲や業務量がかなり多いこと、また、県が出資する外郭団体の人件費と比較しても相当に高額とは言えないことから、現給与の水準を維持することについて、問題はないものと考えております。</p> <p>一方、事務局長業務の委託費については、職務時間が当組合算定の時間数に満たないことが認められたことから、現在、受託者と委託料減額の方向で協議を進めているところですが、協議の中で、職務時間の捉え方について、再検討を要することとなったため、県顧問弁護士の見解を踏まえて再調査を行い、平成25年度中に開催予定の理事会において、再検討を行うこととしております。</p>	<p>事務局長業務委託費については、当初、内部調査に基づき、職務時間を実労働時間として捉え、受託者との減額協議に臨んだが、労働時間のあり方に双方疑義が生じたため、協議を中断し、専門家に意見を求めたうえで、内容を検討し、改めて協議を行うこととしております。</p> <p>なお、県顧問弁護士との協議の結果、「委託契約であっても労働時間を業務の算定根拠とする場合は、実労働時間に拘束時間を加味したものを労働時間として取り扱うことが適当である。」との意見を受け、今後、内部調査の内容を再調整し、平成25年度中に開催予定の管理組合理事会において、承認を得た上で、新たな条件により、受託者との再協議を行い、平成26年度の委託契約から契約額を改定する予定です。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.227	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (1) 代替地処分が見込めないもの(指摘) 用地基金保有状況(利用区分別)平成20年11月1日現在によれば、「代替地処分が見込めないもの」24件、取得価格にして4億3千4百万を有している状況である。代替地としての処分が難しく、塩漬け土地となってしまったものであるが、事業として当該土地の取得の妥当性、金額の妥当性を再検証し、その原因を分析し多めに反省をすべき事項であり、今後はあらゆる方法で早期処分の実現に向けて最善の努力をしなければならぬ。	代替地等取得する場合は理由書を添付し、また、金額については全て土地評価を実施しており妥当性があるものと確信しておりますが、結果的に代替地処分が見込めていないため、現在は、土地取得後1年以内で処分できるよう取得基準を厳しくして対応しております。代替地として見込めない9件(4億5千万円)の土地について、平成21年普通財産へ所管換を行い、平成21年7月に3件を一般競争入札に付し1件売却出来ました。なお、他の2件につきましては、入札参加者が無い状況でした。今後、代替地として処分が難しい土地については、土地価格の下落状況の中、売却損など総合的に勘案し、最大限損失の縮減を図った利活用に努めてまいります。	平成23年度末の状況では、「代替地処分が見込めないもの」25件、取得価格にして約5億1千8百万という状況である。用地課としては、再度内容を精査し、普通財産への所管換えを行い、入札処分を図りつつ、近隣者への売却を働きかけるなどの方策を図りながら、早期処分や利活用に努めるとしている。このような活動は、土木部関係未利用地等売却促進会議(用地基金部会)にて年3回協議している。ただし平成24年度は、会議をうけて処分計画を立ててはいるが、目標件数や金額などの具体的な数値目標まで十分に立案できていない(一部は立案できていない)。 今後は、詳細なスケジュールの計画への反映、それを可能にする現地調査(何が処分を妨げているのかの分析)と、特に物件の管理を所管している地方機関との連携が必要であると思われる。 後段出てくる各物件の問題についても、現地の調査が不十分であることの要因が大きい。今後、未利用地の具体的な処分を、スピードを持って対処するべきである。(指摘) また、No12,13【監査結果報告書231頁参照】も関連するが、今後は土地の無断使用や不法投棄の監視体制を確実に行うべきである。特に、振興局所管の物件について管理を強化するべきで、少なくとも毎年一回の巡回と報告・記録が必要と考える。(意見)	(措置済) 平成25年7月に用地基金保有地の区分に応じた処分計画を作成しました。また、管理台帳により、平成25年6月以降は地方機関と連携しながら巡回・点検・記録を行い、全保有地(処分確定分を除く93件)の点検を完了し、併せて平成25年8月以降において、当該処分計画に沿って売却等による未利用地の処分活動を実施しています。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.228 p.233	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (2)(利用区分別)用地 基金にて保有している土地 の含み損益の状況(指摘) 平成20年11月1日現 在、用地基金で保有してい る土地は、取得価額が26 億6千7百万円であるが、 その公示価格等を参考にし た時価評価額は19億4千 7百万円となり、7億1千 9百万円の含み損を抱えて いる状況である。昭和51 年度以降において用地基金 で運用してきた財産貸付収 入、利子・配当金、財産売 払収入の合計約37億7千 万円を一般会計へ繰り出し てきたが、平成20年3月 31日現在の基金運用益は 1億6千9百万円しかな く、直ちに用地基金で保有 している土地を売却すると 仮定すれば、5億5千万円 用地基金が減少すること になる。	保有している土地に関しま しては、基金の趣旨に則し 早期に活用できるよう地方 機関とともに取り組んでお ります。また、土地価格の 下落状況の中、売却損など 総合的に勘案し、最大限損 失の縮減を図った利活用に 努めてまいります。	下記、検証結果(No.2)を 参照のこと。 別記(No.2) 用地基金にて保有している 土地の含み損益の状況につ いて(指摘) 平成23年度末に用地基金で 保有している(利用区分 別)土地は下表のとおりで ある。【監査結果報告書233 頁参照】 前回監査時点と比較する と、その間の処分等により 件数が減ったことにより簿 価、時価ともに減少したた め、含み損はあまり変化が ない。含み損を抱えている 物件を売却すると含み損が 実際の損失となるが、基金 から一般会計への所管換え を行う際は、制度上簿価で の資金授受しかできないた め、基金が毀損するわけ ではなく、一般会計に帰属す る売却損も現行の官庁会計 では認識されることもな い。このため、含み損は既 に発生している毀損である ことを県は十分に認識し て、上記No.1(前項)でも 触れたように、具体的かつ スピード感のある対処を進 めるべきである。	(措置済) 平成24年度決算において保有の実態に合わせ た利用区分の見直しを行い、平成25年7月に その区分に応じた処分計画を作成しました。 また、土地の含み損についても認識した上 で、平成25年8月以降において引き合いの状 況や地価の動向なども総合的に考慮しながら 未利用地の処分に努めています。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.228	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (4) 今後普通財産への所管換えを検討しているものについて(意見) 今後普通財産へ所管換えを検討している基金用地は、代替地として保有しておく必要がある土地以外の土地について、購入希望者がいれば売却してもよいと考えている土地について所管換えを検討しているものである。 当該土地は、『売却可能地』表示することにより広く一般からの取引申込を待つなどの対応を取り、早期処分を目指しているものであるが、一定の効果が上がっているものと評価できる。	今後とも引き続き広く周知措置を図ってまいります。	未利用地売却に関する方針が、社会情勢の変化などを踏まえ平成22年度に見直されたことから、現在では売却可能地の表示は行っていないとのことである。今後、管財課所管の県有財産運用本部会議の方針とのすり合わせを行い、対応を考えるとの回答であった。売却可能地の表示は別として、管理上の問題から「県有地」の表示(問い合わせ先も含めて)は行うべきであると考え。(意見)	(一部、措置済) 平成25年9月に、区分D-1(宅地として売却可能)の土地17箇所の中から、普通財産への所管換えを検討している長崎市内7箇所、佐世保市内3箇所の計10箇所に「県有地」の看板を設置いたしました。	今後は、残る売却可能な土地に加え管理上必要な土地についても、随時看板等による周知措置を講じてまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.229	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (5) 基金の適正規模について(意見) 基金の適正規模に向けて、適正に処理されるべきと考える。	平成20年2月に策定された収支構造改革への取組みにおいて決定された目標に沿って用地基金の適正化に取組んでおります。具体的には、平成21年5月に現金2億円を一般会計へ繰出しを行い、平成22年度も2億円を繰出す予定としており適正に処理しております。なお、今後、JR長崎本線立体交差事業、西九州新幹線事業に10億円、その他一般事業7億円の計17億円程度の基金は必要と考えております。	平成22年度末の長崎県「新」行財政改革プランで基金規模の適正化が示され、平成23年度末残高が、約19億となっているが、今後二年間で5億円を一般会計へ繰り出し、14億程度(大型プロジェクトに10億、その他で4億)まで削減する方向とのものであった。状況の変化とともに、今後も適正規模への対応が求められる。(意見)	(措置済) 「新」行財政改革プランによる一般会計の繰出し(24年度3億円、25年度2億円の計5億円)後の現金保有額13億円程度(大型プロジェクト向けに10億円、その他事業に3億円程度)を当面の適正額として運用を行います。	
p.230	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (7) 個別事例について 代替地処分手続きに問題が認められるもの(指摘) 平成10、13年度において、佐世保吉井松浦線道路改良工事の用地買収で、字図混乱のため、旧地主より用地基金で買収した土地について、県は土地の合筆・地目変更が出来ないまま道路完了工事が完了してしまい、旧地主との間で約束された代替地処分が出来ない状況にある。本来は当該道路改良工事期間中に対処すべき問題を放置し、事後対応に窮する状況を招いた県の責任は重い。早急に解決すべき問題である。佐世保市小川内町	隣接者1名の立会い拒否の為、土地の合筆に必要な字図訂正が出来ない状況です。引き続き立会い拒否者と協議を重ねることで問題解決を図り、早期に代替地処分出来るように努めてまいります。	隣接者1名の立会い拒否の為、土地の合筆に必要な字図訂正が出来ない状況については現在も進展がない。用地課の今後の方針としては、これまで代替地としての処分を前提として道路敷と基金用地の分筆を行うための字図訂正を検討してきたが、現状では代替地処分が困難な状況であることから、道路区域として活用についても並行して検討を行いながら、引き続き立会い拒否者と協議を重ねることで問題解決を図り、早期に処分出来るように努めることのであった。措置で示した対応は責任をもって、迅速に実現すべきである。(指摘)	(措置未済) 平成25年7月11日に今後の処理方針について地方機関(県北振興局)と協議を行いました。また平成25年11月13日に道路維持課と協議を行い、同課において道路区域編入に向けた活用計画を作成することについて確認いたしました。	これまでの利活用協議及び処分検討の結果、今後手続きを進める上では地目が「畑」となっている農地部分の道路区域編入による地目変更が必要であるため、道路維持課において道路区域編入に向けた活用計画を作成することについて確認いたしました。また、基金用地と道路敷との分筆未了6筆に係る字図訂正・分筆作業については、全て道路区域へ編入後に隣接者(旧地主)4名の私下要望に基づき実施することになりますので、早急に隣接者4名に対する私下の意向確認と立会協力要請を行うよう平成25年11月20日に県北振興局用地課へ指示いたしましたので、今後は上記手続きによる利活用決定及び私下の要否に係る結論を出すよう努めてまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.230	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (7)個別事例について 代替地処分が見込めない もの(意見) 市街化調整区域で、風致地 区となっており、指定解除 をしてもらえれば開発はで きると思うが、すでに周辺 宅地の用物件は、購入済み であり当該土地の売却可能 性は低い。 長崎市西山	都市計画の地域地区につき ましては、関係機関と協議 を行ってまいります。ま た、現状では代替地等とし ての処分も難しいため、有 償借地を検討し、土地の有 効活用に努めてまいりま す。	左記の物件については対応 の難しさもあり進展してい ない。 用地課によれば、市街化調 整区域で風致地区の部分に ついては、利用計画が無い 段階での指定解除は困難で あるため、平成21年度に指 定区域外の一部について普 通財産への所管換(2区画、 25百万円)を行い、一般競 争入札を検討していたとこ ろ、道路位置指定の問題が 発生したため、現在保有地 として利活用を検討してい る状況とのことであった。 これも具体性をもった対応 を迅速にすすめる必要があ る。(意見)	(一部、措置済) 売却可能な2区画について、平成25年9月24 日に道路位置指定の手続きに関し長崎市建築 部局と協議を行いました。	長崎市建築課との道路位置指定協議におい て、当該県有地2区画以外の団地全体に係る 道路位置指定を受ける必要があるとの指導を 受けました。この全体道路位置指定を受ける ためには、道路位置指定設計の外部委託に加 え、測量や道路改修工事など多大な費用と期 間を要するため、まずは平成25年度中に県建 築課と道路位置指定に関する外部委託の方法 等について協議を行い、予算額を算定し、平 成26年度で着手することで進めます。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 231 p. 234	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (7) 個別事例について 速やかな代替地処分を進めるべきもの(意見) 代替地として取得している土地の中には、払い下げ予定企業の都合により速やかな処分ができず、用地基金が保有し続けている土地がある。払い下げ予定企業の状況によっては、新たに代替地処分先を検討し、早期処分に努める必要がある。 長崎市毛井首町	平成20年度にも早期処分ができるように予定企業と協議を重ねてまいりました。しかしながら、予定企業業種はこの経済情勢の中、厳しい経営状況であり一括購入については難しく、平成23年度末までには分割して一部買取の旨の申出があったためやむをえないものとし、平成21年3月に簿価での買取りを条件に覚書きを交しました。今後、覚書きの内容履行を求め続け早期処分に努めてまいります。	下記、別記(No.11)を参照のこと。 別記(No.11) (7) 個別事例について 区分：B-741長崎市毛井首 措置のありかたについて(指摘)(関連：総務文書課) 措置状況に記載された「監査の結果」欄の内容が監査結果報告書の原文と相違しており、回答を求められた「措置」の一部が回答されていない。 「払い下げ予定企業の状況によっては、新たに代替地処分先を検討し、早期処分に努める必要がある」と措置状況ではなっているが、原文は「県は早急にいつまで延長を認めるのか、明確な期限を定め、対処するとともに、仮にその時期まで甲による取得が不能である場合は、新たな代替地処分先を探し、早期処分に努める必要がある」であり、前段の「県は早急にいつまで延長を認めるのか、明確な期限を定め、対処する」ことをあくまで求めているが(それが叶わないならば・・・が後段であり、あくまで実践してみても後日ダメならば、という話である)、延長の期限を定めることの回答を避けている。これまでの当該事案の経緯から、監査人の求めるところを実現することに難しさがあったという事情もあったかと思われるが、制度の遵守の面から監査結果の意と相違することは、厳に避けなければならない。実現の難しさがあるのであれば、違う手法を採用することの合理性を説明すればよかつたのではなからうか。	(措置済) 平成25年3月26日付で相手方と分割買取に関する覚書を締結しました。覚書の内容は、相手方に毎年度一定の土地購入資金を計上させ、分割買取計画に基づき毎年度確実に土地を購入させていくものです。なお、平成25年4月1日付で25年度買取分の土地売買契約を締結したところであり、今後は相手方の履行を確認しながら本分割買取計画に沿って処分を進めてまいります。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.231 p.235	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (7) 個別事例について 速やかな代替地処分を進めるべきもの(意見) 代替地として取得している土地の中には、払い下げ予定企業の都合により速やかな処分ができず、用地基金が保有し続けている土地がある。払い下げ予定企業の状況によっては、新たに代替地処分先を検討し、早期処分に努める必要がある。 長崎市毛井首町	平成20年度にも早期処分ができるように予定企業と協議を重ねてまいりました。しかしながら、予定企業業種はこの経済情勢の中、厳しい経営状況であり一括購入については難しく、平成23年度末までには分割して一部買取の旨の申出があったためやむをえないものとし、平成21年3月に簿価での買取りを条件に覚書きを交しました。今後、覚書きの内容履行を求め続け早期処分に努めてまいります。	下記、別記(No.11)を参照のこと。 別記(No.11) (7) 個別事例について 区分:B-741長崎市毛井首 その後対処の状況とありがたについて(意見) 平成23年度末に先方と交わされた「確認書」では、平成24年度に100㎡を購入すること、賃借期限を平成24年度末まで延長すること、平成11年度に両者間で決定した賃借価格については据置ることなどが取り決められている(別途「県有財産貸付契約書」の締結がなされている)。 しかしながら、監査の指摘を受けて上記を明文化しただけで、取得にむけて具体的な進展が見られるわけではない。早急に先方企業に分割購入する途を具体的に示すべきである。具体的には、毎月一定額を土地購入資金として積み立てさせ、経営状況を監視し、確実な購入を進めるべきである。確認書が每期反故にされてしまうのは、県のアクションに具体性がないためである。その推進のためにも、担当者はしっかりと財務的な知識を習得してノウハウの向上に努めるべきである。	(措置済) 平成25年3月26日付で相手方と分割買取に関する覚書を締結しました。覚書の内容は、相手方に毎年度一定の土地購入資金を計上させ、分割買取計画に基づき毎年度確実に土地を購入させていくものです。なお、平成25年4月1日付で25年度買取分の土地売買契約を締結したところであり、今後は相手方の履行を確認しながら本分割買取計画に沿って処分を進めてまいります。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.231	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (7) 個別事例について 代替地の保管状況に不備があるもの 1) 土地の無断使用について(指摘) 代替地で保有している土地について、駐車場として無断使用されていた。 用地基金財産の内、処分予定のないものについては、管理及び運用上支障がない限り『用地基金財産の貸付内規』に基づき正当な対価を得た賃貸借契約を締結すべきと考える。 時津町久留里郷	無断使用されないよう措置を行い適正管理に努めるとともに、有償貸付けなど未利用地の有効活用の促進に努めてまいります。	駐車車両数台については、隣接地の事業者の顧客が一時的に駐車していた。この確認の際、当該事業者から一部隣接者として売却の打診があったため交渉を行ったが、折り合いがつかなかったため、平成21年度に普通財産へ所管換を行い、民間への売却を含めた利活用を検討しているとのことである。また、現在でも顧客の一時使用は完全に排除できていない。速やかな是正が必要である。(指摘)	(一部、措置済) 平成25年3月14日に当該保有地に駐車禁止の看板を設置しました。また、平成25年7月30日に隣接地の事業者と協議を行い、平成25年11月7日に一部貸付を行うことで合意しました。	当該隣接者へ貸付を行う条件として、他の隣接者からの同意書徴収を求めているところであり、書類が揃い次第、貸付契約を締結することとしています。
p.232	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (7) 個別事例について 速やかな代替地処分を進めるべきもの(意見) 代替地として取得している土地の中には、払い下げ予定企業の都合により速やかな処分ができず、用地基金が保有し続けている土地がある。払い下げ予定企業の状況によっては、新たに代替地処分先を検討し、早期処分に努める必要がある。 長崎市畝刈町	特定代替地として長期間確保していますが、その必要性について、あらためて払い下げ予定企業と協議し、他の事業の代替地や有償貸付けなどを含み有効活用に努めてまいります。	特定企業用の代替地として平成7年度から長期間確保しているが、その必要性について、予定企業と協議した結果、平成24年3月に代替地として取得する意思が無いことを確認している。 今後、他の事業の代替地処分先を検討し、利活用が見込まれない場合は普通財産へ所管換を行い、一般競争入札等により広く処分を図るとのことであった。 速やかな処分を進める必要がある。(意見)	(一部、措置済) 全体敷地約1,700㎡のうち約300㎡を平成25年5月に隣接者へ売却処分しました。	残り約1,400㎡については平成26年度に普通財産へ所管換のうえ一般競争入札による売却処分を検討しております。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.232	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (7) 個別事例について 雪浦第2ダム事業用地について(意見) 県公共事業評価監視委員会は、平成21年2月、雪浦第2ダムの建設中止を含む「長崎水害緊急ダム事業」の見直しを認めると知事に答申している。事業中止となった場合、基金用地で取得している雪浦第2ダムの土捨場用地代253百万円については、事業用地として時価評価の対象としていなかったが、当該土地を時価評価した場合には、相当の評価損が見込まれると考える。以上を踏まえ、早急に土地の有効活用を計画し、実現に向けて対処する必要がある。 西海市大瀬戸町・西彼町	土木部、農林部で組織する「雪浦第2ダム関連基金用地利活用促進会議」を平成21年6月19日に立上げ、現地調査を実施いたしました。これを踏まえ、活用策等について協議を行いました。処分に向けた検討を行いましたが、地理的条件など厳しい状況であります。今後も更なる有効活用を目指し模索してまいります。	土木部、農林部で組織する「雪浦第2ダム関連基金用地利活用促進会議」を平成21年6月19日に立上げ、以降21年6月19日に立上げ、以降現地調査や協議を行っている(会議・幹事会11回、内現地調査2回を兼ねる)が、現在まで具体的な進展が見られない。 県庁内部での調整が進んでいないという状況であり、監査の結果が活かされていないため、早急に内部での調整を済ませ、土地の有効活用に向けた方向性を示すべきである。具体的なスケジュールリングの立案が求められる。(意見)	(一部、措置済) 当該保有地については、平成21年2月の雪浦第2ダム建設中止に伴い、以降県内部で農地や林業等による利活用を検討してきましたが、平成24年5月に土捨場以外での利活用は極めて困難との結論に達しました。 また、平成24年度は地元西海市にも利活用の要請や市有地との土地交換などの提案を行いました。今この措置の用途は立っていません。 一方で、当該保有地が既設の雪浦第1ダムの上流区域であり、民間開発による水環境への影響などの理由から、県・市ともに民間への売却に踏み切ることが出来ないと判断しています。 なお、平成25年10月時点において、県河川課からは「今後、雪浦第1ダムや浦上水源地の浚渫が必要であるが、その際の浚渫土砂捨場候補地として確保が必要」との見解を受けています。	当該保有地の取得の原因者である河川課と共同で、引き続きダム事業や河川事業の浚渫土砂の受け入れ用地としての利活用検討を行い、利活用決定後については事業用地へ所管換を行うこととしております。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.232	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (7) 個別事例について 代替地の無断使用について(指摘) 基金財産の内、処分予定のないものについては、管理及び運用上支障がない限り、貸付けを行うことができるものとして『用地基金財用地産の貸付内規』(平成12年3月1日)を規定していることから、当該土地の貸与部分について、相手方と速やかに同内規に基づき正当な対価を得た賃貸借契約を締結するべきと考え。 佐世保市針尾東町	無断使用されないよう措置を行い適正管理に努めるとともに、有償貸付けなど未利用地の有効利活用の促進に努めてまいります。	当該用地については、隣接地との間で登記図面を巡り境界問題が発生しているため、駐車場部分についても話し合いが進展していない状況にある。 平成24年度については、隣接者との間で協議を再開することを確認したが、まず測量により境界を確定させた上で協議を進め、貸付の方向で調整中とのことである。 無断使用を放置することなく、早急に対処するべきである。(指摘)	(一部、措置済) 当該用地について、隣接地との間で境界問題が無い部分については平成25年8月から有償貸付を行いました。 また、境界問題が発生している部分については測量による境界確定の作業を進め、境界確定後に確定面積での有償貸付を行う予定としております。	境界問題が発生している部分については、平成25年度中に測量して確定した面積で登記を完了し、平成26年度から有償貸付を行うこととしております。
p.233	用地課	平成20年度 基金の管理と運用について (7) 個別事例について 代替地処分の取り下げについて(意見) 街路改良工事の代替地要望者の要望により取得した土地の地下埋設物の完全撤去が実現しなかったことから、代替地要望者が要望を撤回したため、代替地処分を取り下げた。要望者の理由により撤回された場合の下協議での取り決めが十分なされていたのか疑問である。 佐世保市塩浜町	基金で土地を取得する場合は、代替地要望者の要望によるものであり、今後は、基金で取得する前提条件として、当該需要者の都合による撤回についての措置を規定するとともに、そのことを充分理解していただくよう努めてまいります。また、取得予定地の調査の徹底も併せて行ってまいります。	地下埋設物の撤去も完了しており、今後売却に向け普通財産への所管換を検討しているとのことであるが、早期解決に尽力するべきである。(意見) また、措置にあるような「当該需要者の都合による撤回についての措置を規定する」点については、制度の柔軟な運用という観点から、措置の規程という対応ではなく、未利用地等売却促進会議(用地基金部会)において、代替地取得は購入確実な需要者からの案件に限るよう周知することで対応している。	(一部、措置済) 平成25年7月に平成26年度入札予定物件として処分計画を作成しました。	平成26年度に普通財産への所管換のうえ一般競争入札による売却処分を検討してまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.235	用地課	<p>個別事例について 普通財産貸付(財産借受)台帳の不備があるもの 区分：D-702 長崎市平山町 用地基金財産台帳の所在地の記載の変更が行われていない点(意見)</p> <p>用地基金財産台帳の所在地の記載が、既に売却されている土地の番地そのまま記載されており、本来台帳に登載すべき物件の番地と相違している。もともと、6筆からなる物件の管理を台帳に記載し、管理しているのであるが、その6筆のうち所在地として記載されている土地1筆分は、基金の管理から離れているのであるから、残りの基金の土地の番地に「所在地」を変更するべきである。台帳のメンテナンスが不十分である。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成24年度に、用地基金財産台帳の所在地の記載を正しい番地に修正いたしました。</p>	
p.236	用地課	<p>個別事例について 普通財産貸付(財産借受)台帳の不備があるもの 区分：D-702 長崎市平山町 長崎市への土地貸付事務の瑕疵について(指摘)</p> <p>普通財産貸付契約にて、基金の保有する平山町の土地と、そこにある体育館が貸付けられているが、契約書に記載された平山町土地の面積が二筆で合計1,730㎡であるのに対し、用地基金台帳での二筆合計は6,945㎡で貸付面積の方が狭く、どこからどこまで貸付の対象であるという明確な区分の取決めがない。このため、貸付けている場所の特定ができていない。無断使用の排除のためにも契約内容を改めるべきである。実際、現場視察すると、明らかに貸付対象外と思われる土地までもが駐車場として使用されており、無断使用されている状態であった。当該契約は無償とはいえ、県有財産の取扱いからは逸脱しているのであるから、実態に即した契約に改めるべきである。その他にも貸付契約書の規約に必ずしも合致していない使用状況が見られるところもあり、県は物件の使用状況を定期的に確認し、長崎市と都度協議する必要がある。</p> <p>また、長崎市教育委員会が旧鶴南養護学校平山校舎体育館運営協議会へ転貸しているのだが、体育館の使用の貸付契約であって、底地と周辺土地の使用については何ら書面に現れてはいない。使用者の多くは自己の所有する車両で来館しており、駐車場としての利用が明らかであり、実態に即した契約となっていない。長崎市教育委員会へ指導を行うべきである。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>貸付対象外の土地の無断使用については、平成25年3月15日に現地へ「駐車禁止」の掲示と原因者への指導を行い、是正されております。</p> <p>また、長崎市教育委員会と旧鶴南養護学校平山校舎体育館運営協議会との貸付契約についても実態に即した見直しを行うよう指導し、是正されております。</p>	<p>貸付契約書の内容見直しについては、長崎市教育委員会と平成25年度中に実態に即した内容で新たな貸付契約を締結する予定です。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.236	用地課	<p>個別事例について 普通財産貸付(財産借受)台帳の不備があるもの 区分：D-702 長崎市平山町 体育館の老朽化と費用負担の取決めの必要性について(指摘)</p> <p>体育館の一部が老朽化しており、改修の必要がある。事故を未然に防ぐためにも、長崎市教育委員会(及び協議会)と早急に協議されたい。 例えば、体育館入口の庇(ひさし)の錆による劣化が進んでおり、危険な状態である。また内側からはあまりわからないが、体育館屋根のスレートも錆が進んでおり、メンテナンスが行われていないことを物語っている。 上記県有財産貸付契約書の条文では、施設の管理責任と費用負担は長崎市にある。県は長崎市に対しその怠慢を問うべきである。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>平成25年4月20日に、県、長崎市教育委員会、協議会の三者で協議を行い、体育館庇の老朽化について協議会会員に周知を行いました。 また、庇の補修工事及び体育館本体のメンテナンスについては平成25年7月22日に建物所有者である県において建築課の指導を受け、庇の補修工事については工事設計まで完了しました。 なお、建物全般については当面はそのままの状況で利用可能と判断していますが、今後必要に応じて県の建築課の判断を仰ぎながら維持管理に努めてまいります。</p>	<p>庇の補修工事については平成25年度中に完了する予定です。また、施設の管理責任と費用負担については、長崎市教育委員会と平成25年度中に実態に即した内容で新たな貸付契約を締結する予定です。</p>
p.237	用地課	<p>処分障害要因の早期解決について(意見)</p> <p>区分：D-769 所在地：諫早市西郷町137-4 取得年：平成12年 事業名：雲仙普賢岳導流堤工事 面積：189.94㎡ 取得価格：16,391千円</p> <p>県は当該土地を普通財産への所管換えによる入札処分を計画している。しかしながら、過去の経緯によれば、当該土地は一旦代替地として払下げされたものの、当該土地に近隣者の水道管が埋設してある事実が判明し、移設費用の負担が発生することが原因で、購入者から土地を買い戻し現在に至っている。 この物件が売却先のつかない主たる原因としては、3点が指摘されている。 ・水道管が埋設してあり、その移設費用を県で持たなければならない。 ・地積更正が必要(地積測量図が登記されておらず、実測と登記が異なる)。 ・隣接住宅との間の排水溝が当該土地の面積に含まれている可能性があり、対応が必要。 当該物件は過去の経緯が記録として明らかであり、現場での検証でもその事実が確認されるところである。要因のはっきりしているものは早期の対応が図られるべきである。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>平成25年9月10日に隣接者と事前立会を行い、隣接地の字図訂正と所有権移転手続き完了後に県で地積更正を実施すること、及び新たな隣接者が家屋を建て替える際に水道管及び排水溝の問題を解決していくことで協議を行いました。</p>	<p>隣接者の所有権が平成25年11月18日に移転されたことを確認しましたので、地積更正登記の測量については平成25年度中に実施したいと考えています。 また、水道管の移設及び排水溝の問題についても当該測量の際に関係者と協議を行うことにしています。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

17. 用地課(用地基金)

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.237	用地課	<p>物件の管理と処分阻害要因の早期解決について（意見）</p> <p>区分：C-355 所在地：佐世保市指方町 取得年：平成3年 事業名：一般国道202号 面積：1002.58㎡ 取得価格：20,629千円</p> <p>当該土地の区分は、C「処分先は確定していないものの代替地として、保有しておくことが必要と考えられるもの」との区分であるが、平成15年に202号線代替地との引き合いがあったが、立ち消えになってから動きがなく、本来の区分はD「代替地として処分が見込めないもの」との認識が妥当であると思われる。また、現地に行くと、当該物件に容易に侵入でき、無断使用や不法投棄の可能性も否定できないため、今後フェンスや鎖等で侵入できないよう保全を施すべきである。また定期的な草刈りも必要ではないか。</p> <p>当該物件の最大の阻害要因は、物件に地目の「田」が一部含まれている点である。しかも市街化調整区域であるため、農地からの雑種地への転用が難しい状況にあり、土地活用の具体的な姿を準備してから農業委員会へ説得するなど、段取りも考慮した対応が求められる。具体的な対応が望まれる。</p> <p>(2)、(3)【監査結果報告書237頁参照】に共通することだが、基金全体として各物件の処分のためのスケジュールリング作成のためには、各物件の持つ阻害要因を把握し、排除を進めることが必要であると思われる。</p>	<p>(措置済)</p> <p>土地の維持管理の内、侵入防止柵については平成25年7月30日に措置を講じました。また、除草工事については平成25年11月に実施しました。</p> <p>なお、当該物件の一部農地については、農地以外を売却した際に道路区域へ編入いたします。</p>	
p.238	用地課	<p>公有財産の使用許可等に係る契約更新に関して（指摘）</p> <p>長崎県交通局との長崎市大黒町の貸切バス発着敷地の貸付に関して、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの公有財産貸付契約更新申請書の提出日が平成23年3月2日と、上記規則及び契約書で定められている期間満了の日の1月前までに提出がなされていない。契約を順守しなければならない。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成24年度以降における貸付契約の年度更新については、1ヶ月前までに更新申請書の提出を受けています。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.240	福祉保健課	<p>平成15年度補助金及び貸付金に関する財務事務の執行について</p> <p>(2)生活福祉資金貸付事業補助金 エ：意見 (ア)延滞債権について 毎年、延滞額及び延滞割合が増加しているが、明らかに償還率の低下によるものである。 償還率低下の原因としては以下の3点が考えられる。 貸付時の審査に改善の余地がある 回収手続きに改善の余地がある 借受者の状況把握、適切な返済指導が十分に行われていない ・貸付時の審査は、延滞債権の中に当初から返済を予定していない悪質な借受者等を排除することに主眼を置くことが重要である。 ・回収手続きについては、法的手続きを踏まえた保証人への履行請求等、強い姿勢で回収に取り組むことが重要である。 ・償還率低下を防ぐためには、貸付から償還まで継続して借受者の状況把握を行うこと、状況に応じた適切な返済指導を行うことである。結果的に延滞債権が増加しているのは、この点が不十分であったと考えられる。 ・返済が困難な債権については、償還免除の制度を積極的に活用し、回収できない</p>	<p>・貸付時の審査については、国の規程どおりに行い関係者（民生委員・市町村社協）の意見を十分に聞いた上で、運営委員会で判定しております。今後も運営委員会において十分な検討を行い判定してまいります。</p> <p>・貸付金の回収については、民生委員の訪問指導、市町村社協の相談援助等により借受者の状況把握を行い、償還能力に応じた計画を立て、実施要綱に沿って回収を行ってきたところですが、借受人からの回収が難しいものについては、今後も保証人に対して、督促状の送付、呼出等行ってまいります。</p> <p>・平成16年度からは、新たに作成しました「債権管理強化推進事業実施要領」に基づき、初期滞納者への早期の償還指導の実施や、長期滞納者に対しては現地へ出向いての償還指導、保証人への督促など、より一層適切な償還指導を行ってまいります。</p> <p>・償還の免除については、安易に実施すべきではないと考えておりますが、関係者の死亡や破産宣告など所定の要件を満たす場合は、制度に基づき適正に処理するよう指導を行います。</p> <p>・本県としても、貸付の運営委員会に委員としての参加等により運営状況の把握に努めているところですがさらに16年度からは生活</p>	<p>福祉保健課は、貸付審査等運営委員会の委員として貸付審査に参画している。県社協では、国の制度に従って債権管理を行っているところであるが、生活福祉資金の事務要領などにより、3か月延滞を目安として督促状の送付、管理ファイルへの記載と管理、電話や訪問督促を行っている。</p> <p>償還免除は国の基準が示されており、これに従って処理がなされている。</p> <p>運営委員会への参画は上述の通り。</p> <p>欠損補填積立金については、従前利息収入の1/3を積み立てる取り決めがあったが、現在ではこのルールはない。この点、監査時点での意見は解消している。また、監査時点後、平成21年度に国の方針により、積極的な償還免除が行われている（免除の指針は示されている）。更に平成21年度に当制度の改正があり、貸付金の要件等の見直しによる原資8.5億と、5.3億の欠損補填積立金が全額国庫補助により交付されている。現状では、この欠損補填積立金での補填対象は、平成21年度の新制度分のみで、旧制度の貸付金へは充当できないため、今後旧制度分の債権管理（回収・免除を含む）と欠損補填のありかたについて引き続き対応を</p>	<p>(措置済)</p> <p>旧制度分の債権管理については、県社協において現地へ出向いての償還指導や保証人への督促など今後も引き続き適切な償還指導を行うとともに、償還免除および欠損補填についても国の通知等による基準や取扱いに従い処理を行ってまいります。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.240	福祉保健課	<p>い債権は整理して、事務費の削減を図るよう長崎県は指導することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金の財源は長崎県からの補助金であるが、その用途である貸付金制度の改善に対しては積極的に取り組んでいないようである。県として本制度の改善に積極的に取り組むべきである。 ・延滞が増えれば逆に欠損補填積立金繰入額は減少し、結果的に償還免除できる金額が制約を受けるといふ制度上の問題も含んでいるので、国に対して改善を要求すべきである。 	<p>福祉資金だけを対象とした指導監査を実施し、債権管理の強化等に積極的に関わってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対しては従来から制度改正を要望しております。今後も引き続き要望してまいります。 	<p>協議する必要があると考えらる。(意見)</p>		

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.245	福祉保健課	<p>介護福祉士修学資金貸付事業費補助金について 事務委託契約による節の処理誤りについて（指摘）</p> <p>平成16年度から17年度は、実施主体は県、これにかかる事務委託を社協が担うという事務委託契約が交わされている（借用書を見ると、書面上、県と申請者との契約であることが確認された）。しかし事務委託契約でありながら、事務費以外に貸付金原資が含まれ、内容としては従前の補助金と変わらない取引であった。本来は、「節」の区分けで言えば、貸付金原資部分は委託料と別に「貸付金」が計上されるべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成19年度で終了した事業ですが、今後同様の事務が発生する場合は、適正な事務に努めます。</p>	
p.246	福祉保健課	<p>介護福祉士修学資金貸付事業費補助金について 借用書の紛失と貸付関係の重要書類の管理の改善について（指摘）</p> <p>過年度収入未済の生じている貸付金（つまり回収が正常ではないもの）のうち、平成15年と16年に実行された案件の借用書一件を紛失している。借用書や誓約書、申込書は重要書類であるから、厳格に管理し、毎期現物の照合を行うよう改善すべきである。</p> <p>なお、紛失のそもそもの原因は、平成17年度末に行われた県社協から福祉保健課への貸付書類の移管の際、引き継ぎが行われていなかったのではないかと、というのが県担当者の見解であった。県社協との間で取り交わされた移管書類のリストにも平成15年度の借用書の記述が見当たらない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>借用書や誓約書、申込書等の重要書類は厳格に管理し、毎期現物の照合を行うよう改めました。</p>	
p.246	福祉保健課	<p>介護福祉士修学資金貸付事業費補助金について 現況調査について（指摘）</p> <p>返還猶予・免除の要件として、通算7年間は介護福祉士として就労することが条例で求められているが、その確認のため調査書類（業務従事届等）を徴取している。しかしながら担当課での確認が不十分で、日付記入漏れ、回収遅延、勤務先の記入が手書きかつ押印が認め印での報告案件では、勤務先への再確認を行っていない事例が見られた。今後は確認を徹底すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度より、調査書類に記載例を添付し、調査先から適正な回答を得られるように改善を行ないました。</p> <p>また、回答期限を過ぎても書類提出がない、回答が要領を得ないものなどは、電話や文書での督促や、修正の依頼を行ないました。</p> <p>今後も、これらの対応により、返還猶予・免除要件の確認を徹底します。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.247	福祉保健課	<p>高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業 県社協の貸付金回収不能懸念額について（指摘）</p> <p>平成24年3月末現在の未償還残高247,886,764円の詳細を確認したところ、内訳は次のとおりであった。</p> <p>平成14年度以降貸付(10年未経過) 未償還 171件 残高 108,019,002円 平成13年度以前貸付(10年経過済) 未償還 189件 残高 139,867,762円</p> <p>このように、最長償還期間である10年を既に経過している貸付金の未償還残高が多額にあり、そのほとんどの償還が滞っている状況である。</p> <p>過年度の貸付金の回収実績は以下の通りであり【監査結果報告書248頁参照】、償還期限を経過したものの回収率は単純平均で7.76%と低迷している。</p> <p>したがって、上記10年経過貸付金の現在の入金状況から鑑みて、今後ある程度の時間をかけても、現状より10%程度の貸付金が回収できれば良い方と予測される。</p> <p>また、10年未経過の貸付金においても、現状で滞納が多く発生しており、回収困難となる貸付金が発生することは確実と言え、現在までの償還率から検証しても、約75%程度の償還に留まると考えられる。</p> <p>以上により、事業として本来貸付金の償還が完了する予定である平成31年9月末においても、現在10年未経過貸付金の約25%(約25,000千円程度)及び10年経過済貸付金の約90%(約125,000千円)の合計1億5千万円の回収不能貸付金が発生すると予測される。県社協における現在の欠損積立金約1億円を充当しても、約5千万円は県へ原資を返還できない状態となる。</p> <p>このような状況が予測されるにも関わらず、現状、県及び県社協において真剣に議論がなされていないと言える。対応を早急に検討すべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>ご指摘の回収不能懸念額は、未償還残高の総額に償還率を乗じて将来の滞納額を算出しています。これは、新規貸付がある場合は想定できますが、本貸付金は平成21年10月以降新規貸付を実施していないため、本来、毎年の未償還額に償還率を乗じることで、償還元本自体が減少していくことが考慮されていなかったためと考えられます。</p> <p>これまでの償還状況を踏まえて、償還シュミレーションを行った結果、厳しい条件の場合においても、欠損補填積立金の充当により、県の回収不能が生じることはないと判断しています。</p> <p>しかしながら県の貸付先である県社会福祉協議会において、償還指導の回数を増やすとともに、償還率の向上を図ってまいりたいと考えております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.249	福祉保健課	<p>高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業 過去における不適正な貸付事務について（指摘）</p> <p>今回、県社協における整備資金の滞納状況の確認を個別に行った。その中の1件で、平成21年5月に貸付けられた整備資金2,000,000円については、一回の償還もない状況であった。尚、当該借受人は別制度である生活福祉資金の貸付け（2,500,000円）も受けており、当該生活福祉資金についても一回も償還していない。</p> <p>当該貸付について資料の検証を行ったところ、次のような事実が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込み時に添付する工事金額5,449,751円の見積書については、某建築事業者名義で発行されている。 ・貸付資金交付時に添付する領収書について、上記某建築事業者名義の領収書は1,900,000円しかなく、残りは個別の材料事業者やホームセンターから借受人名義又は当該借受人が勤める、借受人の親類が自営する建築業者名義で発行された領収書が多くあった。 ・しかも、領収書の中に当該借受人の親類が自営する建築業者から発行された、借受人の労務費に係る領収書（2か月分、計816,000円）があった。 <p>このように、見積書を発行した建築業者ではなく、借受人が勤め、しかも親類が自営する建築業者名義や本人宛の領収書では、当該材料等がどの工事に掛ったものか判断がつかず、しかも、借受人の労務費をも工事対象経費としてしまっている。工事に掛った経費が本当に改修工事に充てられたのか甚だ疑問が残る上で、借受人は貸付資金を一回も償還していない状況を鑑みると、当初から返済の意思があったのか疑問である。</p> <p>借受人には借入申込み時から既に多額の債務が存在しており、また、資金貸付の引換えとなる工事に掛った領収書には大きな疑義が生じていた事を鑑みると、果たして貸付け自体を行ったことが適正であったのか疑問が残るところである。</p> <p>当該資金使用に関して改めて調査検証を行い、目的外使用があった場合には一括償還を求めるべきであり、現在償還を行わず、督促にも応じていない借受人に対しては厳しく対処すべきと考える。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>悪質事例と認められるものについては、法的措置も念頭においた対応を検討します。</p>	<p>本貸付事例については平成25年度中を目処に調査を行い対応を検討します。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.250	福祉保健課	<p>生活保護法第63条・78条返還金の債権管理について 収入未済管理台帳等の整理について（指摘）</p> <p>生活保護法による返還金、徴収金（以下、「生活保護法返還金等」という。）に関する要綱、要領等は、次のとおりである。 福祉保健関係 債権の管理に関する基本方針（内規） 生活保護法による返還金、徴収金の事務取扱要領 返還金等徴収促進事業実施要領 収入未済対策実施要領 債権管理嘱託員の債権管理業務に係る実施要領（平成21年8月24日） 各要領等には、長崎県財務規則第162条に規定する「債権管理簿」のほか、各種管理台帳等が下表のとおり定められている。【監査結果報告書250頁参照】また、本庁独自で定めた様式もある。 このように、「収入未済者管理台帳」や「収入未済管理台帳」、「収入未済者台帳」など、類似した様式が併存している状況である。そのため、現状ではどの様式により管理すべきが明らかではなく、所管によって使用している様式もまちまちである。今回サンプル調査したものについての様式の使用状況は、次のとおりである。【監査結果報告書251頁参照】 「収入未済者管理台帳（様式1-1,1-2、別冊）」は、「債権管理簿」では対応できない催告記録などを補足するために作成されるが、双方に記載する事項もあり、記載事項も整理する必要がある。双方に記載している所管もあれば、片方にのみ記載している所管もある。本庁にあっては、別途「収入未済者台帳」を作成している状況である。 したがって、重複する記載事項など記載項目の過不足を十分に検討し、本庁と福祉事務所間で統一した事務取扱が行えるよう、収入未済管理台帳等の様式を整理する必要がある。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>生活保護費返還金、徴収金の取扱いに関する各種規程を見直し、収入未済管理台帳等の様式を整理します。</p>	<p>平成25年度中には生活保護費返還金、徴収金の取扱いに関する各種規程を見直し、収入未済管理台帳等の様式を整理することとしております。</p>
p.252	福祉保健課	<p>生活保護法第63条・78条返還金の債権管理について 継続した回収手続きの実施について（指摘）</p> <p>訪問催告や電話催告等の回収手続きの経過は、職員が行う場合は「収入未済者管理台帳（様式1-2）」、債権管理事務嘱託員が行う場合には「債権管理台帳（個人台帳）」に記載される。 サンプルAについて記録を調査したところ、平成19年11月～20年3月の記録がなかった。この期間は、履行延期承認直後にもかかわらず履行計画どおりに納付がなかった期間である。平成20年6月まで、電話催告及び訪問催告を行っていないことになる。平成21年度上半期の記録もなく、この間回収手続きを行っていないことになる。 回収手続きは、期間を開けることなく、継続的に行う必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>訪問催告や電話催告等の回収手続きは、期間を開けることなく継続的に行ってまいります。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.252	福祉保健課	<p>生活保護法第63条・78条返還金の債権管理について 同一人に複数の債権がある場合の管理について（指摘）</p> <p>サンプルAIは、戻入未済金と63条返還金の二種類の債権があった。債権管理簿の記録によると、戻入未済金については平成17年4月に最終納入、63条返還金については平成19年12月に最終納入となっている。その結果、戻入未済金は平成22年4月に時効が完成し、平成23年度に不納欠損処理を行っている。</p> <p>徴収方針表、収入未済管理台帳（様式1-1、1-2、別冊）の記録によると、戻入未済金と63条返還金を一体として回収に取り組んでいる。したがって、平成19年12月の納入分について、63条返還金のみならず回収するのではなく、戻入未済金に対しても一部回収すべきであった。そうすることで、戻入未済金の時効完成が延長され、不納欠損とならず回収を続けられることとなった。</p> <p>今後、同一人に複数の債務がある場合には、時効の中断に留意して、収納等取り組む必要がある。</p> <p>なお、サンプルAIの収入未済者管理台帳（様式1-2）の記録によると、平成17年4月の納入後、平成18年3月までに電話催告や訪問催告が行われていない。約束通りの毎月納入がなされていないのであるから、約1年間回収手続きを行わなかったことは不適切である。このことが平成19年12月の苦情につながっていると想定される。</p> <p>また、本人死亡のため、相続人に納付交渉を行っているが、一部の相続人（本人妻、長女、五女）にしか交渉していない。他の相続人も存在すると思われるため、相続人調査を徹底し、他の相続人に対しても回収手続きを行う必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>同一人に複数の債務がある場合には、時効の中断に留意して、収納等に取り組んでまいります。また、電話催告や訪問催告は期間を開けることなく継続的に行ってまいります。また、本人死亡のため相続人に納付交渉を行う際は、相続人調査を徹底し、一部の相続人に偏ることがないように適切な回収手続きを行ってまいります。</p>	
p.253	福祉保健課	<p>生活保護法第63条・78条返還金の債権管理について 収納年度について（意見）</p> <p>サンプルIIは、履行延期の承認により過年度債権と現年度債権がある。履行計画どおりの納入ではないものの、定期的に一定額以上の納入がなされている。収入未済者管理台帳（様式1-2）又は債権管理台帳（個人台帳）が作成されていないため、経過が不明であるが、その納入は現年度債権に充当されている。下記【次項参照】にあるように、一部入金債権全体に対して時効の中断効があると解釈している故であるが、債権ごとに時効が進行することを考慮すると、古い年度の債権から充当すべきと考えられる。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>時効についての解釈及び事務手続きについて総務文書課法制班を交えて検討しております。</p>	<p>時効についての解釈及び事務手続きについては、現在、生活保護費返還金、徴収金の取扱に関する各種規程の見直しと併せて、取扱マニュアルについて検討作業を進めており、平成25年度中には施行することとしています。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.253	福祉保健課	生活保護法第63条・78条返還金の債権管理について 時効について（意見） 分割した債権の時効については、一部でも入金があれば債権全体について時効が中断され、一方、時効の成立は、納期ごとに成立すると解している（債権管理に関する事務処理について平成22年3月31日作成）。つまり、時効の成立は納期ごと、時効の中断は全体に、とその単位が異なっており、その解釈には疑問が残るところである。一部入金による全体債権への時効の中断効が明確に主張できるためには、単なる納付書等による入金の事実だけではなく、債務承認を形成できる返済計画の随時更新がある、または定期的に全体債務の通知を債務者に送付し承知させているといった手当が形成されている場合に限定されると解するべきではないかと考える。ただし、より保守的なのは、書面による債務承認を取り付けることであることは言うまでもない。また、「福祉保健関係 債権の管理に関する基本方針（内規）」においても、4（2）に「書面による「債務の承認」を適宜行う」旨が記されており、書面による債務承認が求められていることも考慮しなければならない。時効についての解釈及び事務手続きについて全庁的に統一し、いかに法的に懸念なく構成できるかを検討し整備する必要があると考える。	（措置未済） 時効についての解釈及び事務手続きについて総務文書課法制班を交えて検討しております。	時効についての解釈及び事務手続きについては、現在、生活保護費返還金、徴収金の取扱に関する各種規程の見直しと併せて、取扱マニュアルについて検討作業を進めており、平成25年度中には施行することとしています。
p.253	福祉保健課	生活保護法第63条・78条返還金の債権管理について 相続について（指摘） 東彼・北松のサンプルDは相続放棄による不納欠損を予定しているが、法定相続人のうち、本人の父とその前妻との間の子及び本人死亡後に死亡した弟（七男）の相続放棄の確認ができていない。 七男は痴呆で後見人も定めていなかったため、相続放棄することなく死亡したとのことであるが、単純承認となった場合、その相続人（妻）が債務を相続するのではないかと、という疑問も残る。 ただし、最終時効中断事由となる一部納入（平成17年1月24日）から5年が経過しており、法定相続人による債務承認や一部納入も行われていないため、平成22年1月24日で時効が成立しており、結果として七男（平成23年10月10日死亡）から妻への相続は生じない。 このケースは、時効と相続に関する担当者の知識不足により、時効の中断をすることなく時効が成立してしまい、そのことに気づかず時効成立後も相続放棄の手続きを進めたものである。 時効や相続については、法的な専門知識が必要となるため、担当者の判断では誤る可能性も高い。法的専門家を交えてのマニュアルの整備、担当者への教育、研修が必要と考える。 また、平成22年3月31日作成の「債権管理に関する事務処理について」の「5 相続人不存在について」の「（2）不納欠損時の事前確認」において「法定相続人全員から相続放棄申述書（写）」を徴取することとあるが、相続放棄の証拠力があるのは「相続放棄申述受理通知書」の写しか、「相続放棄申述受理証明書」のため、このいずれかとすべきである。	（措置未済） 時効や相続等法的知識が必要となる事項をはじめとした債権管理の取扱マニュアルを作成し、担当職員への教育、研修を行ってまいります。	生活保護費返還金、徴収金の取扱マニュアル（仮）について、作成作業を進めており、平成25年度中には担当職員へ配布し、教育、研修を行ってまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.254	福祉保健課	<p>災害救助基金について 備蓄倉庫の見直しについて（意見）</p> <p>災害救助基金の備蓄倉庫は、長崎市国分町にある長崎港湾漁港事務所の一角にあり、災害備蓄場所の早急な見直しが必要である。当倉庫は長崎港に隣接しており、海上輸送も想定しての倉庫選定であったようであるが、当然ながら海拔は低く、3メートル程度しかない。平成23年度末に提言された地域防災計画の見直し提言では、長崎港での津波被害の想定は、最大3.05メートルの津波が示されており、提言の反映を急ぐべきと考える。またリスクの分散という観点から、長崎市に集中保管するのではなく、分散保管することが望ましいことは言うまでもない。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>備蓄倉庫につきましては、長崎市小ヶ倉地区に平成25年度中に完成予定の高床式防災倉庫へ物資を移設する予定としております。また、分散保管につきましては、現在策定中の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」の中へ実施について盛り込む方向で検討しております。</p>	<p>備蓄倉庫につきましては、長崎市小ヶ倉地区に平成25年度中に完成予定の高床式防災倉庫へ物資を移設する予定としております。また、分散保管につきましては、平成25年度中に策定予定の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」の中へ実施について盛り込む方向で検討しております。なお、方針の策定後、分散保管場所への物資移設を順次行っていく予定としております。</p>
p.254	福祉保健課	<p>災害救助基金について 備蓄品の内容と品質管理の見直しについて 備蓄品の内容を見直すべきである。（意見）</p> <p>備蓄品の内容については、初動かつ当面の支援物資の供給目的という性格とはいえ、例えば、量の問題もさることながら、サニタリー用品の圧倒的な不足（簡易トイレさえない）、真冬の災害を想定した防寒用品の不足といった点も見直すべきであろう。備蓄品の一覧（平成24年9月末）は以下の通り。【監査結果報告書255頁参照】</p>	<p>（措置未済）</p> <p>備蓄品の内容（品目、数量等）につきましては、現在の備蓄品について明確な基準がないことから、現在策定中の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」の中で被害想定を基に必要な備蓄品目及び数量について目安となる基準を設ける方向で検討しております。</p>	<p>備蓄品の内容（品目、数量等）につきましては、現在の備蓄品について明確な基準がないことから、平成25年度中に策定予定の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」の中で被害想定を基に必要な備蓄品目及び数量について目安となる基準を設ける方向で検討しております。なお、方針の策定後、基準に沿った備蓄物資の購入を順次行っていく予定としております。</p>
p.256	福祉保健課	<p>災害救助基金について 備蓄品の内容と品質管理の見直しについて 品目の整理と災害時の迅速な供給体制を確立するべきである（意見）</p> <p>東日本大震災での救援物資の残余品が備蓄品として補充されているが、雑多な管理状態であった。品目ごとの再整理が必要である。更に緊急時の対応を考えれば、如何にして迅速な供給ができるかを考慮するべきであるが、保管場所から災害現場までの供給体制の計画（供給計画、ロジスティック戦略）が策定される必要があると思われる。「モノはあるが、運ぶことまで考えておくべきであった」とならないよう準備を進められたい。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>備蓄品の品目の再整理につきましては、平成24年度中に実施いたしました。また、迅速な供給体制の確立につきましては、現在策定中の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」の中で物資の輸送方法等について盛り込む方向で検討しております。</p>	<p>迅速な供給体制の確立につきましては、平成25年度中に策定予定の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」の中で物資の輸送方法等について盛り込む方向で検討しております。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

18. 福祉保健課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.256	福祉保健課	<p>災害救助基金について 備蓄品の内容と品質管理の見直しについて 品質の保持を見直すべきである（意見）</p> <p>数量管理は定期棚卸によって改善しているが、品質管理に改善点が多々ある。 倉庫内で雨もりが一部起きており、備蓄品の廃棄さえおきている。 当方が倉庫において実際に検品してみると、20年前の哺乳瓶が品質の検証もされず放置され、飲み口のゴムが真っ黒に劣化し使用に耐えない状態であった。 倉庫内にあるフライパンやヤカンなど、使用時ホコリを洗い流すための「清潔な水」が、大規模災害のその時、確保できるのだろうか。毛布や下着類も備蓄されているが、防虫の燻蒸はされておらず、非常時の使用に耐えられるよう普段からの配慮が必要である。 目的は備蓄ではなく、緊急時の被災者支援であることを今一度認識されたい。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>備蓄品の品質の保持につきましては、倉庫の雨漏りの補修及び哺乳瓶の入れ替えを実施いたしました。また、現在策定中の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」の中に保管・管理方法について盛り込む方向で検討しております。</p>	<p>平成25年度中に策定予定の「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」の中に保管・管理方法について盛り込む方向で検討しております。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

19. 障害福祉課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.257	障害福祉課	平成20年度 基金の管理と運用について 長崎県愛の福祉基金 (1)愛の基金箱運動事業 について 愛の基金箱運動事業にお ける基金箱の管理業務に不備 が確認されることから、今 後、管理方法等の適正化の 指導を早急に実施すべきで ある。	愛の基金箱運動事業にお ける基金箱の管理業務に不備 が確認されたことについ て、入金処理については、 提出資料に誤りがあったも のであり、入金記録及び入 金実績報告書については整 合性がとれております。ま た、すべての基金箱に対す る納入状況の把握について は、基金箱の納入状況を確 認し、愛の基金箱取扱い要 領に基づく納入がない場合 は、基金箱の納入を促すよ う、受託者である社会福祉 法人長崎県社会福祉協議会 に対して指導いたしました。	基金箱の回収の網羅性が確 保された手続きは行われて いない(県社協が、基金箱 を設置している事業者に年 1回振込用紙を送付する際 に基金箱の番号を特定して 所在等の状況に変更がある 場合の届出を依頼するだけ で、入金報告も指定口座入 金分のみ)。したがって、 根本的な対処はなされてい ないと言わざるを得ない。 今後は、監査の結果を尊重 し、回収の網羅性を確実に 確保するよう、県社協に指 導するとともに、その管理 の遂行を県も検証する必要 がある(意見)。	(措置済) 平成25年3月27日に県社協と協議を行い、納 入がない基金箱については管理者に対して募 金の有無を文書で県社協へ回答してもらうこ ととし、県社協は実績報告の際にその状況一 覧を添付するように改めました。 平成25年度委託契約におきまして、基金箱の 所在確認及び設置状況報告について、契約書 に委託内容として明記しました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

19. 障害福祉課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.258	障害福祉課	<p>愛の福祉基金について 愛の県民運動事業事務委託について（意見）</p> <p>委託事業の実績確認が徹底される必要がある。 需用費（事務費）の内容をしてみると、印刷製本費296,388円のうち、愛の基金リーフレットを年間二回（5月と2月、それぞれ3,000部、105,000円と110,250円）に分割して発注している。なぜ分割発注したのか理由を検証していない（なお、この件については後日の調査で2月の発注にあたっては、リーフレットの内容変更が生じたため新たに作成する必要があった。また、翌年度早期の募集に必要であり、リーフレットは年度をしばらず使用するものであるため、支出は可能と整理していたことが判明した）。</p> <p>また人件費2,515,518円についても、実績報告と給与台帳との照合を行っていない。担当者の勤務実績からして過剰な給与支給になっていないか検証することで、委託契約書上に謳われる「交付を受けた委託料に余剰が生じたときは、これを甲に返納しなければならない」を実現ならしめ、翌年以降の積算にフィードバックし、委託料を適正化していくことができると考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成23年度委託の実績確認については平成25年1月7日に、平成24年度委託の実績確認については平成25年7月3日に実地調査を行い、実績報告と給与台帳との照合を行いました。いずれにおいても過剰な給与支給になっていないことを確認しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

19. 障害福祉課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.258	障害福祉課	<p>愛の福祉基金について 障害者IT講習会開催事業及びパソコンボランティア養成事業について（指摘）</p> <p>両事業とも、一旦、長崎県障害者社会参加推進センター（以下、センター）と県とが委託契約を交わし、個々の事業を、センターの構成団体へ再委託しているが、管理が不十分な状態となっている。</p> <p>両事業とも視覚障害者向け、聴覚障害者向け、肢体不自由者向けの各講座が行われており、このうち肢体不自由者向けの講座については、社団法人長崎県肢体障害者協会へ再委託されている。</p> <p>下記の通り【監査結果報告書259,260頁参照】、両事業で委託料として支出された消耗品費のうちノートパソコン合わせて3台とプリンタ代の合計309,915円については、委託事業と関係のないものであるため、県は、センターに対し委託料の返還を要請する必要がある。</p> <p>また、これ以外にも事業内容に照らして、社団法人長崎県肢体障害者協会の報告は過剰な経費の申告を行っている疑いがあり、個々の経費の根拠を精査する必要がある。</p> <p>当講座【障害者IT講習会開催事業】（肢体不自由者向け）については、平成23年度の実績として、9講座、55名が参加している。</p> <p>上述の通り、ノートパソコン2台はそもそも委託事業の消耗品としてはなじむものではなく（備品としては継続して使用可能であり、その所有権の問題や、他の目的に容易に転用できるため）、過年度事業実施に当たりパソコンはすべてリースによって賄われており、当該パソコン2台の納品は3/26日であるので平成23年度の委託事業とは何の関係もない。</p> <p>当講座【パソコンボランティア養成事業】（肢体不自由者向け）については、平成23年度の実績として、僅かに1講座、3名（うち1名は健常者）参加しているのみである。</p> <p>にもかかわらず、パソコンは3/26日納品、プリンタも3/22日納品でありながら委託経費へ算入している。そして、障害者IT講習会開催事業の経費と比較すると、およそ講座の数とは無関係なほど、多額の経費が計上されていることが分かる。</p> <p>県の担当者によれば、消耗品や通信費、手数料などは按分しているとのことであったが、どのような按分基準であり、それが適切なものであるかは検証していないのでわからないとのことであった。</p> <p>貴重な県費を適切に管理できていないことを自覚して、今後は実績確認を徹底して行うべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>パソコン代等309,915円は平成25年4月10日付で返還済みです。また、按分状況については平成25年1月23日に実地調査で確認を行いました。一定のルールに基づき按分を行っており概ね妥当と判断しました。なお、平成26年度から障害者IT講習会開催事業及びパソコンボランティア養成事業については一体的な事業実施の方向で見直しを行うこととしており、事業間の按分は不要となりますが、実績確認は徹底してまいります。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

19. 障害福祉課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.260	障害福祉課	<p>愛の福祉基金について 愛の福祉事業振興補助金について（指摘）</p> <p>当該事業は、県から県社協が補助金を交付され、更に下部団体へ助成を行っている。県社協からすれば間接補助金を交付されているということになる。このため、後述のように管理が甘くなっている事例が見られる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>下記6件につきましては、以下のとおり、取扱いの改善等を実施しました。</p>	
p.261	障害福祉課	<p>愛の福祉基金について 愛の福祉事業振興補助金について 会長の交代に起因する変更届の失念について（指摘）</p> <p>県社協の会長は平成23年度途中で死去しており、副会長が職務代行者として年度末まで勤めている。また、補助金の確定通知発行時（翌年度-出納整理期間中）は、新会長が就任していた。これらの変更届の処理が行われていなかった。</p>	<p>（措置済）</p> <p>代表者の変更届は提出されていましたが、補助金確定通知後の平成24年5月16日付でした。今後、代表者変更があった際には、速やかに変更届を提出するよう指導しました。</p>	
p.261	障害福祉課	<p>愛の福祉基金について 愛の福祉事業振興補助金について 長崎県愛の福祉基金助成金交付要領による交付決定通知の不発行について（意見）</p> <p>県社協が各下部団体へ助成金を交付するに当たり、交付決定通知を発行することを要領第6条第2項に定めているにもかかわらず、内示通知としてしか発行していないため要領どおりに発行するように指導する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年3月27日に県社協に対して、交付決定通知を行うように指導しました。</p>	
p.261	障害福祉課	<p>愛の福祉基金について 愛の福祉事業振興補助金について 下部団体の助成金申請前の事前着手及び事業完了前の実績報告提出、下部団体の実績報告遅延の事例について（指摘）</p> <p>県担当者に調査を依頼したところ、下部団体の申請日以前の事業実施（いわゆる事前着手）、実績報告日が事業完了前であったり、期限の遅延（終了後30日以内に報告することが要領で定められている）が生じていたりする例があった。申請日以前に事業が行われていた団体が、27団体中4団体、事業完了前の実績報告提出を行った団体が、27団体中1団体、実績報告の報告期限を遅延した団体が、27団体中11団体であった。今後は要領を順守するよう、下部団体に周知徹底するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年3月27日に県社協に対して、下部団体への要領の遵守について周知徹底を図るよう指導しました。</p>	
p.261	障害福祉課	<p>愛の福祉基金について 愛の福祉事業振興補助金について 実施要綱上、申請期日の定めが欠落していることについて（指摘）</p> <p>福祉保健部関係補助金等交付要綱の第3条は「補助金の交付申請書の提出期日は別に定める」としているが、実施要綱上も別に定める期日までとなっており、その定めがないため、実施要綱に明記するように改正するか、伺い定めにより年度ごとに申請期限を設定のうえ県社協に通知するなど期日の規定を置くべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度においては、伺い定めにより、具体的な申請期日を定めて通知しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

19. 障害福祉課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.261	障害福祉課	<p>愛の福祉基金について 障害者芸術祭開催補助金について（意見）</p> <p>申請時の協賛金・負担金（自己資金）の額と、実績報告時の協賛金・負担金の額が同額であるが、その原因について県担当者によって検証されていない。協賛金のブレが本当に生じていないのか、通帳により確認しないと、補助金の返還額が生じているか判断できないはずである。今後は支出も含めて実績報告の検証を厳格に行うべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年3月29日に実地調査を行い、伝票や領収書等の支出証拠書類により実績確認を行いました。今後は実績報告の検証を厳格に行ってまいります。</p>	
p.262	障害福祉課	<p>愛の福祉基金について 障害者スポーツ活動等振興補助金について（指摘）</p> <p>これも長崎県障害者スポーツ協会が県費補助金を受け、下部団体へ助成を行っている。間接補助金であるため、管理が厳密に行われなければならない。</p> <p>県職員の実績確認の不履行について 当該補助金について県職員の実績確認は行われていないとのことであった。今後は厳格な検査が行われる必要がある。</p> <p>事前着手、実績報告の遅延について 下部団体が申請日より前に事業を行っていた例は、72事業中21事業 実績報告の遅延（要綱によれば終了後30日以内）は、72事業中63事業であった。 今後は、要綱の順守を指導するとともに、下部団体の事業実施に間に合うよう、障害者スポーツ協会の事務を早期化するように指導するべきである。</p> <p>実施要綱上、申請期日の定めが欠落していることについて 福祉保健部関係補助金等交付要綱の第3条は「補助金の交付申請書の提出期日は別に定める」としているが、実施要綱上その定めがないため、実施要綱に明記するように改正するか、伺い定めにより年度ごとに申請期限を設定のうえ県社協に通知するなど期日の規定を置くべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>実績確認については、平成25年4月24日に実地調査を実施しました。 また、事前着手、実績報告遅延については、平成24年11月16日に県障害者スポーツ協会に対して、団体からの申請期限を早めに設定すること、また、団体へ実績報告期限を遵守させるよう指導しました。 なお、申請期日の定めが欠落については、実施要綱を平成25年3月28日付けで改正し、補助金の交付申請書の提出期限は別に定めると規定しました。平成25年度においては、伺い定めにより、具体的な申請期日を定めて通知しました。</p>	
p.263	障害福祉課	<p>心身障害者扶養共済制度掛金について 長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第9条第2項様式第23号の不備について（指摘）</p> <p>長崎県公式ウェブサイトの長崎県例規集にある上記施行規則の様式第23号をダウンロードすると、年金返還通知書に記載された文言のうち根拠条文が「長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第12条第2項の規定により」となっているが、正しくは「長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第9条第2項」であり、早急に訂正する必要がある。なお、実務では後者の正しい条文が記載されたものが用いられているとのことであった。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年4月5日付で当該規則を改正しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

19. 障害福祉課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.264	障害福祉課	心身障害者扶養共済制度掛金について 長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第12条に示される加入者台帳と年金受給権者台帳の様式について（指摘） 規則を読むと、以前は上記紙台帳で管理されていたことが推察されるが、現在はデータベースの構築により電子管理されており、規則に定める様式での紙台帳の作成は行われていないとのことであった。本来はデータベースの開発・運用開始時点において規則を変更するべきであるが、これを失念している。 現実に適合するよう規則を改正し、台帳の様式を廃止する等見直すことが必要である。	（措置済） 平成25年4月5日付で当該規則を改正しました。	
p.264	障害福祉課	心身障害者扶養共済制度掛金について 債権管理台帳の一部不作成、独自様式の台帳による債権管理の運用について（指摘） 財務規則第162条、債権管理規程第5条に定める債権管理簿が年金返還に係る債権を除き作成されていないため規則から逸脱している。ただし、紙の台帳（心身障害者扶養共済滞納者整理票）による管理はなされており、記載内容も上記、債権管理簿と機能的には遜色はないため実質的な管理状態の不備までは至らない。今後は、実態に適合した財務規則等の改定が検討されるべきであろう。	（措置済） 滞納者整理票で管理していた未作成分については、財務規則及び債権管理規程に定める様式で債権管理簿を作成しました。	
p.264	障害福祉課	心身障害者扶養共済制度掛金について 心身障害者扶養共済システムの見直しの必要性について（意見） 障害福祉課内で掛金滞納者の対応を協議した資料（平成24年5月）によれば、未納者の対応については「長崎県心身障害者扶養共済掛金未納金対応実施要領」に基づき定期的に行うことになっているが、扶養共済システムの不具合から滞納者の確認作業に時間がかかるため、毎月行うことができていない状況にある、との記述がある。 下記でも触れるが、未納金対応実施要領通りに事務が行えない原因にシステムの要因があるのであれば、予算をもうけ、早急にシステムの改良を行うべきである。	（措置済） 平成25年3月に当該システムの滞納者検索機能を改良し、滞納者の確認作業を定期的に行えるようにしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

19. 障害福祉課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.264	障害福祉課	<p>心身障害者扶養共済制度掛金について 滞納者への回収事務の不履行について（指摘）</p> <p>障害福祉課では、債権管理・回収の手引きとして「長崎県心身障害者扶養共済制度掛金未納金対応実施要領」（平成12年3月15日、最終改定平成24年1月20日）が作成されているが、これが順守できていない。当該掛金が私債権であり、時効の援用によってしか消滅しないとはいえ、過去催告したきり長期間放置されている事例もあり、回収事務を適時・適切に行う必要がある。 要領を抜粋すると以下の通りである。【監査結果報告書264頁参照】 文書督促は滞納2カ月目に行う事になっているが、平成23年度は平成24年1月に督促状をまとめて発送しており、電話や訪問による催告は行っているが、文書催告は行っておらず、要領に従った事務ができていない。 心身障害者扶養共済滞納者整理票を見ると、平成20年度以前の記録がほとんど記載されておらず、過去の経緯も不明である。また、平成20年度に行われた督促状発送と電話催告が記録されているが、その後の年度の催告が行われていない事例も8件見られた（記録の記入漏れも含む）。 昨今、自治体の債権管理に関する判例が注目を集めているが（例えば平成20(行ヒ)97損害賠償代位等請求事件平成21年04月28日最高裁判所第三小法廷集民 第230号609頁）、かような状況を十分認識し、適切な回収努力を払うべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>滞納2か月目に速やかに督促状を送付するなど長崎県心身障害者扶養共済制度掛金未納金対応実施要領に沿った事務を行うよう努めてまいります。 また、滞納者整理票に記載せず、別にまとめていた平成20年度以前の記録については、債権管理規程に基づき作成し直した債権管理簿にまとめて記載しました。</p>	
p.265	障害福祉課	<p>心身障害者扶養共済制度掛金について 分納処理の整備と確実な債務承認による時効の中断措置について（指摘）</p> <p>滞納者については、分納を行っている事例があるが、分割納付承認を行う以上、より厳格かつ確実な債務承認を形成できるよう書面や手続きを整備するべきである。 分納に至る過去の経緯が喪失している事例が多くあるとはいえ、納入確約書や払込計画書を作成していく必要がある（拒否等ある場合は制度脱退を検討する必要もある）。また毎期、債権全体の納付状況を示した明細を滞納者へ送付するなど、時効を中断するだけの証拠を形成しつつ、債権の保全を図るべきである。 なお、平成24年度の事務の一例では、掛金払込計画書に様式通りの記入がなく、署名押印と書面の下部に「毎月 円 ボーナス月増加納付」とだけ手書きされていた。これでは、計画書とは言えず、全体債権の金額の記入もないため、債務承認を形成できるだけの証拠力のないものがあった。 なお、時効に関する全庁的な対処については、福祉保健課の項「2. 追加検討した事項（3）生活保護法第63条・78条返還金の債権管理について 時効について」に同じである。【監査結果報告書253頁参照】</p>	<p>（措置済）</p> <p>分割納入を行っている滞納者には納入確約書と払込計画書を提出するよう指導しております。 また、毎期、債権全体の納付状況を示した明細を滞納者へ通知してまいります。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

19. 障害福祉課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.266	障害福祉課	心身障害者扶養共済制度掛金について 年金受給権者現況届書の様式について（意見） 書面の様式によれば、届出をする者の氏名の記入と押印を求め、あわせてその者の資格について、「年金受給権者」「又は年金管理者」のどちらかを丸で囲むことを求めている。しかし、実際には囲みの記入漏れが散見された。今後は様式を改め、例えば「年金受給権者 氏名 印」、改行して「又は年金管理者 氏名 印」として、丸囲みの選択をしないで済むようにしてはどうかと考える。	（措置済） 平成25年4月5日付で当該規則を改正しました。	
p.266	障害福祉課	心身障害者扶養共済制度掛金について 債権管理の人材育成について（意見） 掛金の債権管理について、人材育成が望まれる。長年にわたり、滞納した掛金の回収がうまくいっていないのは、担当者の債権管理の知識が不足しているからと思われる。今後は、資料の拡充や、本庁で行われる研修への参加など、担当者への教育を充実させるべきである。	（措置済） 債権管理に関する書籍等の購入や研修への参加など担当者の債権管理能力の向上に努めてまいります。	
p.267	障害福祉課	知的障害者施設入所者負担金について 時効管理について（意見） 今回、上記5名【監査結果報告書267頁参照】の債権管理（回収管理）の経過を検証したところ、債務者への面会等で、口頭による債務承認で時効完成を防止しているが、今後は、残債は文書による債務承認等を取り付けて、時効の中断を確実に構成できるよう措置を講じなければならない。 なお、時効に関する全庁的な対処については、福祉保健課の項「2. 追加検討した事項（3）生活保護法第63条・78条返還金の債権管理について 時効について」に同じである。【監査結果報告書253頁参照】	（措置済） 残債については、徴収嘱託職員に対しても文書による債務承認等を取り付けるよう指示を行い、時効中断を確実に構成できるようにしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

19. 障害福祉課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.268	障害福祉課	<p>児童保護費保護者負担金（障害福祉課所管分）について 債権管理上の問題点について（指摘）</p> <p>書面による債務承認の内容が不十分なものがある。 日付の記載のないものが一件、金額の記載のないものが一件検出された。債務承認の意味を十分理解できるようマニュアル化や教育・研修を徹底し、法的な不備の恐れのないものを形成・徴取すべきである。</p> <p>直近の入金があるが、不納欠損処分されているケースがある。 平成19年3月9日の一部納入の翌日から5年を経過した平成24年3月10日を時効完成日として、平成23年度に35,260円不納欠損処分しているが、その後平成24年9月28日に5,000円の入金がなされている。また、平成21年度には603,750円不納欠損処分されており、何らかの時効の中断措置が取れなかったのか、疑問が残る。 なお、障害福祉課は時効の中断については、書面による債務承認があっても、当初の納期限ごとに完成し、また入金はそれが充当される調定分にしか時効中断の効果がないと判断しており、同じく児童保護費保護者負担金を所管していることも家庭課とは見解が異なっている。 なお、時効に関する全庁的な対処については、福祉保健課の項「2. 追加検討した事項（3）生活保護法第63条・78条返還金の債権管理について 時効について」に同じである。【監査結果報告書253頁参照】</p> <p>債務者本人が死亡しており、相続人である母が相続放棄を行っているケースで、次の問題がある。 ・相続放棄の添付資料として、「相続放棄申述書の写し」を添付しているが、これには相続放棄が受理された証拠力はないため、「相続放棄申述受理通知書」の写しか、「相続放棄申述受理証明書」が必要。「福祉保健関係 債権の管理に関する基本方針（内規）」においても、「相続人が相続放棄を行った場合は、相続放棄申述受理通知書の写しの提出を受けること」と規定されている。 債務承認や時効もそうであるが、法的な判断はかなり難しいため、マニュアル化や教育・研修、照会など全庁的な対応が必要と考える。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>債権管理に関するマニュアルを作成し、担当職員の教育・研修を実施してまいります。 また、時効中断に関する解釈は、弁護士とも協議済みであり、当課の判断どおりと考えております。 なお、ご指摘のケースにおける相続放棄申述受理については、長崎家庭裁判所への照会文書にて平成24年2月29日に受理していることを確認いたしました。今後は相続放棄申述受理通知書の写し等の提出を受けるようにいたします。</p>	<p>債権管理に関するマニュアルについては福祉保健課において作成作業を進めており、平成25年度中には担当職員へ配布し、教育・研修を実施してまいります。</p>
p.269	障害福祉課	<p>児童保護費保護者負担金（障害福祉課所管分）について 債権管理台帳の不作成、独自様式の台帳による債権管理の運用について（指摘）</p> <p>財務規則第162条、債権管理規程第5条に定める債権管理簿が作成されていないため規程から逸脱している。ただし、児童保護措置負担金管理票による管理はなされており、記載内容も上記、債権管理簿と機能的には遜色はないため実質的な管理状態の不備までは至らない。今後は、実態に適合した財務規則等の改定が検討されるべきであろう。</p>	<p>（措置済）</p> <p>児童保護措置負担金管理票で管理していた未作成分については、財務規則及び債権管理規程に定める様式で債権管理簿を作成しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

20. 医療人材対策室

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.270	医療人材対策室	平成15年度補助金及び貸付金に関する財務事務の執行について 長崎県看護職員修学資金貸与金 エ：意見 (ア)延滞債権について ・延滞債権が増加傾向にあり、債権管理を強化すべきである。 ・保証人の連帯保証債務への意識を高め、延滞債権の効率的な回収を行うためには、実印の押印及び印鑑証明の入手が望ましい。	・収入未収対策については、平成16年4月に定めた「福祉保健部所管債権の管理に関する基本方針」に基づき充実強化を図っております。 具体的には、未収債権発生の未然防止対策として、平成16年度から借用証書に、保証人の連帯保証債務への意識を高めるため、実印の押印と印鑑証明書の添付を行っております。また、未収債権の解消対策として、平成16年度から電話、文書等による納入催告のほか、必要に応じ、訪問による納入指導を行っております。 ・保証人から実印の押印及び印鑑証明を添付するよう、平成16年4月に長崎県看護職員修学資金貸与条例施行規則を改正いたしました。	現状、分納が行われている案件も、一定額の返済が継続して行われている。 左記の措置の記述は、正確には規則そのものの改正ではなく、規則に示された、借用書の様式において、印鑑証明の添付をするよう付記して対処している。 なお、連帯保証人との契約については、本人の意思確認につき、より厳密な対応をするべきである。後日、保証意思の有無によりトラブルにならないよう、事前の電話による保証人意思確認を行い、記録を残しておくなど行うことが望ましい。(意見)	(措置済) 連帯保証人が借用証書に実印を押印し、印鑑証明書を添付することで、保証意思の確認を行っております。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

20. 医療人材対策室

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.270	医療人材対策室	<p>長崎県看護職員修学資金貸与金について 長崎県看護職員修学資金貸与条例施行規則の不備について（指摘）</p> <p>規則第12条に定める「貸与金の返還の債務の免除申請」や同第15条に定める「修学資金の猶予の申請」が、貸与者から県へ申請されたのち、県から貸与者へ各々の「通知書」が発行され渡されるはずだが、その規定がなく、規則を整備する必要がある。実務では通知書が発行されているが、その様式も発行も根拠のない状態であるため早急に対応しなければならない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年4月1日付で当該規則を改正しました。</p>	
p.271	医療人材対策室	<p>長崎県看護職員修学資金貸与金について 債権管理台帳の不作成、独自様式の台帳による債権管理の運用について（指摘）</p> <p>財務規則第162条、債権管理規程第5条に定める債権管理簿が作成されていないため規則から逸脱している。ただし、手書きによる紙の台帳による管理はなされており、記載内容も上記、債権管理簿と機能的には遜色はない。またEXCELによる電子台帳管理も行われており、実質的な管理状態の不備までは至らない。今後は、実態に適合した規則の改定が検討されるべきであろう。</p>	<p>（措置済）</p> <p>債権管理簿については、現行の様式に基づき必要な事項を記載した独自の管理簿に代えることもできるように、平成25年12月18日付で長崎県債権管理規程が改正されました。</p>	
p.271	医療人材対策室	<p>長崎県看護職員修学資金貸与金について 規則第12条「貸与金の返還の債務の免除申請」の期日管理の徹底について（意見）</p> <p>貸与金の免除は、一定の就業期間が満了すればよいのではなく、規則上、貸与者から免除申請があつて初めて債務免除（県からいえば債権放棄）が成立する。この免除申請が適時に貸与者から送られてきていない事例があるため、厳格な申請提出の期日管理、貸与者への呼びかけ等が必要である。</p> <p>特に問題になる事例は、現実には発生していないが、免除申請がないまま放置されるパターンである。この場合、免除処理ができず、債権が財務会計上把握できない状態となる（債権という財産としては存在するが、収入未済とはならないため、管理のレベルが違う）。</p> <p>そこまでいかなくとも、免除申請がいわゆる「期またぎ」となるパターンも問題と言える。つまり、免除期間満了が、前年度の3月であったにもかかわらず、免除申請が遅れ、翌年度にずれ込んでしまう例である。この場合、官庁会計では表面には現れることはないが、債権放棄の事務が越年となつてしまい、本来の事務のあり方としては望ましいことではないと言える。</p> <p>なお、後述の長崎県医学修学資金貸与金等貸与条例施行規則では、貸与者からの免除申請は求めておらず、県からの免除通知が一方的に渡されるだけである。規則の違いに合理性がないのであれば、事務の効率性の観点からも規則の見直しを検討してよいと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>就業期間満了後、貸与者に対して速やかに債務免除の申請書を提出するよう連絡を徹底し、厳格な申請提出の期日管理に努めてまいります。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

20. 医療人材対策室

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.271	医療人材対策室	長崎県看護職員修学資金貸与金について 規則第11条「就業状況等の報告」の提出期日の徹底について（意見） 免除されるまでの間、看護職員の業務に従事した貸与者は、毎年4月30日までに報告書を提出することになっているが、期日が守られていない例があった。また、平成23年分の報告書について、勤務先の署名が手書きで、印鑑も個人の認め印か否か判然としない例（確認が必要）、勤務先の責任者の役職の記載がない例（これも確認が必要）、日付の記入漏れなどがあり、対応の改善が必要である。	（措置済） 提出期限の遵守については、より厳格に指導を行います。また、記載内容の不備については修正を徹底いたします。	
p.272	医療人材対策室	長崎県医学修学資金貸与金等について 長崎県小児科・産科医師確保緊急対策資金貸与条例施行規則の誤りについて（指摘） 第6条の連帯保証人についての記載について、本制度では連帯保証人は一人でよいところ、「連帯保証人のうち一人は」と記載されている。誤りであり、早急に訂正する必要がある。	（措置済） 平成25年4月23日付で当該規則を改正しました。	
p.272	医療人材対策室	長崎県医学修学資金貸与金等について 連帯保証人の適格性の不備について（指摘） 長崎県医学修学資金貸与金等貸与条例施行規則の第6条によれば、連帯保証人は「独立して生計を営む成年者でなければならない」とあるが、連帯保証人の一人目が貸与者の父、二人目が母（父の扶養者である例、父母ともに同一の自営業の例）という事例が見られた。 かかる貸与は債権の保全が不十分であり、規則に反している。	（措置済） 平成25年度申請分から「独立して生計を営む成年者」という要件を満たす者を連帯保証人としています。	
p.272	医療人材対策室	長崎県医学修学資金貸与金等について 連帯保証人の資力の確認が不十分である点について（意見） 長崎県医学修学資金貸与金等、長崎県小児科・産科医師確保緊急対策資金貸与金について、連帯保証人の資力の確認が不十分である。前者は、一人目は所得証明を取り寄せているものの、二人目は何ら確認していないため、申請内容をそのまま受け入れているに過ぎない。後者も同様で、所得証明は取り寄せていない。今後は、保証人の保証能力の確認を徹底するべきである。	（措置済） 平成25年度申請分から、全ての連帯保証人に所得証明を提出させております。	
p.272	医療人材対策室	長崎県医学修学資金貸与金等について 連帯保証人の保証意思の確認について（意見） 連帯保証人との契約については、本人の意思確認につき、より厳密な対応をするべきである。後日、保証意思の有無によりトラブルにならないよう、事前の電話による保証人意思確認を行い、記録を残しておくなど行うことが望ましい。	（措置済） 平成25年度申請分から、全ての保証人に印鑑証明、所得証明を提出させることで、保証意思の確認を行っております。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

20. 医療人材対策室

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.272	医療人材対策室	長崎県看護職員修学資金貸与金について 貸与決定通知日より前の日付が記入された借用書について（指摘） 長崎県医学修学資金貸与金で貸与決定通知日より前の日付が記入された借用書が見られた。条例に反した事務であり、借用の効力さえ疑われかねない事務である。貸与者への徹底が必要である。担当者も鉛筆書きで加筆・修正するのではなく、訂正を貸与者にさせ、再提出を求めるべきである。	（措置済） 平成25年度申請分から、貸与決定通知後の借用書の提出及び記載内容の不備の訂正について貸与者に徹底いたします。	
p.272	医療人材対策室	長崎県看護職員修学資金貸与金について 借用書のその他の不備について（指摘） 借用日のないもの、決定通知の番号の記入漏れ、借受人と連帯保証人の筆跡が酷似しているものが見られた。事務の徹底が必要である。	（措置済） 平成25年度申請分から、記載内容の不備の訂正について貸与者に徹底いたします。	
p.272	医療人材対策室	長崎県看護職員修学資金貸与金について 規則第8条第2項による返還免除の通知について（意見） 返還免除の要件を満たしたものに対し、免除の通知を行うことになっているが、これが適時になされていない。 義務年限が平成23年4月30日に到来しているにもかかわらず、県が通知したのが平成24年2月27日と遅延している例、更に義務年限が平成23年3月31日に到来しているにもかかわらず、県の通知が平成24年2月27日である例もあった（期またぎの例）。後者の場合、官庁会計では表面には現れることはないが、債権放棄の事務が越年となってしまう、本来の事務のあり方としては望ましいことではないと言える。	（措置済） 平成24年度から、返還免除の要件を満たした貸与者に対し、遅滞なく免除の通知を行っています。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

21. こども家庭課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.274 p.278	こども家庭課	平成15年度補助金及び貸付金に関する財務事務の執行について (3) 母子寡婦福祉資金貸付金 ウ. 意見 (7) 延滞債権について 毎年償還率が低下しており、新規の貸付は償還額で賄えない状況となっているので、一般会計からの追加繰り入れがない限りいずれ繰越金を使い果たし、本来必要な新規の貸付が不可能となる可能性が高い。貸付残高に占める延滞額の割合、償還率は全国平均を上回っているものの改善が必要である。 ・償還率低下の原因対策については、福祉保健部社会福祉課の生活福祉資金の項で記載しているのを、参照されたい。 ・評価指標が、県社協が実施する生活福祉資金貸付金と異なっているが、同様の趣旨に基づく貸付金であることから、同じ評価指標とすべきと考える。	・貸付申請時に、連帯保証人の保証意思の確認、保証制度の周知徹底を行い、平成16年度からより厳正な審査を行っております。また、債権管理嘱託員、償還協力員、母子自立支援員等による実態調査、訪問指導等を強化するとともに、連帯保証人に対する償還指導を強化しております。具体的には、連帯保証人へ督促（催告）をする場合、連帯保証人を単なる保証人と認識しているものが多く見受けられるため、督促状送付の際に連帯保証人の説明文を添付し、保証制度を理解させたうえで償還指導にあっております。 ・平成16年度から評価指標については、生活福祉資金と同じ評価指標といたしました。	下記、別記（No1）を参照のこと。 別記（No1） 償還義務の認識の徹底について（指摘） 修学 修業 資金については、通常、母親が貸付を申請するため、対象となる児童において、貸付を受けていることの認識が十分でないことがある。この償還義務の認識が十分でないこと、償還開始後に滞納が発生する可能性が高くなる。そのため、県は償還義務の認識をもたせるために、母子 寡婦 福祉資金貸付申請書を対象となる児童本人に自署捺印させるようにしている。「平成24年度長崎県母子及び寡婦福祉資金貸付方針」においても下記のとおり示されている。 しかし、平成24年度分の母子 寡婦 福祉資金貸付申請書を通査したところ、申請者欄と対象児童等欄の筆跡が同じであり、本人による自署捺印がなされていないものが散見された。 滞納発生防止のために、償還義務の認識をもたせるよう、児童等本人による自署捺印を徹底させる必要がある。 平成24年度長崎県母子及び寡婦福祉資金貸付方針 第5 資金別運用方針 2. 修学 修業 資金 (1) 修学 修業 資金については、母親が貸付を受ける場合は、当該修学 修業 に係る児童等が連帯借主として、借主である母親とともに償還にあたるべき義務を負うが、連帯借主の中には、この義務について理解していない事例が見受けられるので、申請時連帯借主に対し直接面接し、本資金の利用と償還義務の履行を確認するとともに、貸付申請書の対象児童欄及び借用書の連帯借主欄については、連帯借主自身がその氏名を記入し、捺印すること。	(措置済) 申請書受け窓口である各福祉事務所の母子自立支援員に対し、貸付申請書における、借主、連帯借主、連帯保証人の欄は、それぞれ本人に自書させるよう、また、筆跡が同一と認められるものは受付を行わないよう通知しました。 また、年2回開催する母子自立支援員研修会においても指導を再度徹底することとし、平成25年6月21日に開催した研修会において指導を行いました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

21. 子ども家庭課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.277	子ども家庭課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎県母子寡婦福祉資金特別会計 (1) 「月収」について 特に個人事業主については、収入が多くとも経費が多ければ所得は少なくなるため、支払能力が低くなることもあり得ることから、「月収」の定義を明確にすべきと考える。	貸付申請書に記載された月収により判断しておりますが、今後、給与所得者と個人事業主又は職種等による不均衡が生じないよう、所得の種類や控除すべき経費、対象とする時期等、「月収」の明確な定義について検討を行ってまいります。	平成24年度から給与所得者に関しては毎月の給与明細を直近3か月分徴取するようしており、改善されている。しかし個人事業主に関しては現状、明確な取扱を定めている段階にはなっていない。早期に措置を実現するべきである。(意見)	(措置済) 平成24年度から「月収」の定義を「可処分所得(手取り収入)の月額」と改め、その確認書類として直近の所得証明書、直近3ヶ月の給与明細書、個人事業主等で給与明細書が存しない場合は確定申告書の写しを徴しております。 個人事業主等については直近の所得証明書における所得金額及び確定申告書の写しを基に「可処分所得月額」を認定することとし、その額と本人の申告額に大きな差異がある場合は、母子自立支援員による聴き取り調査を実施し、必要に応じて直近3ヶ月の収支状況を確認するなど適切に対応してまいります。	
p.277	子ども家庭課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎県母子寡婦福祉資金特別会計 (2) 申告制度について 母子寡婦福祉資金以外の借入金については自己申告が基本であり、申告されない借入金については、県が実施している他の融資制度以外は把握できない。保証人についても同様で、債務については自己申告となっている。 また、生活費として消費者金融からの借入金が長期に渡って存在するケースでも、母子寡婦福祉資金貸付調査書においては、「平成22年8月をもって完納となる為」と理由が付されているのみで、十分な調査が為されているとは考え難い。返済能力は収入のみならず、支出にも大きな影響を受けるため、より精度の高い調査が必要と考える。	必要に応じ、申請者及び保証人から同意書をとったうえで他の借入金状況の調査を行う等、適正に債務状況の把握が行えるような調査方法について、今後検討してまいります。	現在においても検討中である。早期に措置を実現するべきである。(意見)	(措置済) 平成25年4月18日に開催された九州各県・政令指定都市・中核市母子福祉主管課長会議で債務状況の把握方法について協議した結果、公法上の調査権が規定されていないこともあり、本人からの申告以外で債務状況を把握することは困難と判断しました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

21. こども家庭課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.280	こども家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金について 借用書の不備について（指摘） 母子 寡婦 福祉資金借用書の印影が不鮮明なものが1件あった。印鑑登録証明書が添付されているが、照合が困難であった。借用の事実を証する重要な書類であるから、印鑑は明確に押印するよう指導徹底する必要がある。	（措置済） 借用書の受け窓口である各福祉事務所の母子自立支援員に対し、押印は印鑑登録証明書と容易に照合が行えるよう鮮明に行わせるよう、また、照合が困難なものは受付を行わないよう通知しました。 また、年2回開催する母子自立支援員研修会においても指導を再度徹底することとし、平成25年6月21日に開催した研修会において指導を行いました。	
p.280	こども家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金について 添付書類の様式について（意見） 母子寡婦福祉資金貸付申請書には各種添付書類が定められている。添付書類には、福祉事務所の母子自立支援員が作成する調査書と貸付申請者等が作成する申出書等の2種類がある。 申出書等は、すべての様式に申出者等の署名捺印欄が設けられているが、調査書は母子寡婦福祉資金貸付調査書（添付書類1）のみにしか、福祉事務所長印及び調査者である母子自立支援員の署名捺印の欄が設けられていない。連帯保証人調査書（添付書類4）や対象児童（子）調査書（添付書類9）など、償還能力を判断するための重要な書類であるから、作成責任を明確にするために、福祉事務所長または母子自立支援員による検印等を証拠とすべきと考える。	（措置済） 母子寡婦福祉資金貸付調査書（添付書類1）以外の調査書については、母子自立支援員が作成責任の証拠として押印することといたしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

21. こども家庭課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.280	こども家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金について 収納する債権について（意見） 延滞債権について、その一部納付があった場合に、債権発生年度の古いものから順に収納することが望ましい。その理由は、時効の援用により債権が回収できなくなるリスクを軽減するためである。 債権発生年度が古いものから順に収納されていない事例があった。 一つ目の事例は、平成20年10月分債権に収納すべき納付を、22年12月分債権に収納している事例である。これは、かつてより計画通り分納されていたものであるが、22年12月に分納されたものを22年12月分債権に収納してしまったことによる。 二つ目の事例は、平成18年1月分債権に収納すべき納付を、22年4月分、5月分及び23年4月分、5月分、6月分、7月分債権に収納している事例である。これは、現年度の償還率を上げるために、現年度分に収納させているものである。確かに、現年度の償還率を100%に近づけることで未収金が増えないことにつながるため、徹底的に現年度の償還率を上げる対策を実施することは効果的である。しかし、この対策はあくまで現年度分の債権のみがある場合の対策であって、過年度分の債権もある場合には、過年度の固定化した債権の解消を図ることを優先させるべきであると考ええる。	（措置済） 可能なかぎり債権発生年度の古いものから順に収納するよう努めてまいります。	
p.281	こども家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金について 償還指導履歴について（意見） 償還指導履歴表に履歴が長期間記載されていない事例があった。当該事例は、平成10年10月以降納付がなされていない。平成19年12月までの償還指導履歴は残っているものの、その後平成22年3月に民間委託するまでの間の償還指導履歴が一切なかった。そのため、どのような償還指導が行われたのか、若しくは償還指導が行われていなかったのか一切不明である。平成19年12月時点では債務者との接触はとれていたものの、民間委託となった現時点においては所在不明状態であり、もはや回収は著しく困難であると思われる。 事後的にこのような事態にならぬよう、償還指導履歴はもれなく記載する必要がある。	（措置済） 償還指導を行った場合は必ず記録を残してまいります。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

21. こども家庭課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.281	こども家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金について 債権管理台帳の不成、独自様式の台帳による債権管理の運用について（指摘） 財務規則第162条、債権管理規程第5条に定める債権管理簿が作成されていないため規則から逸脱している。ただし、母子寡婦福祉資金貸付台帳等による管理はなされており、記載内容も上記、債権管理簿と機能的には遜色はないため実質的な管理状態の不備までは至らない。今後は、実態に適合した財務規則等の改定が検討されるべきであろう。	（措置済） 債権管理簿については、現行の様式に基づき必要な事項を記載した独自の管理簿に代えることもできるように、平成25年12月18日付で長崎県債権管理規程が改正されました。	
p.282	こども家庭課	児童扶養手当過払返還金について 債権管理台帳について（指摘） 児童扶養手当過払返還金の管理台帳はアクセスにより、「児童扶養手当過払返還金債権管理台帳」が運用されている。「長崎県債権管理規程」第5条で定められている「債権管理簿」を作成、運用していない。ただし記載内容は上記、債権管理簿と機能的には遜色はないため実質的な管理状態の不備までは至らない。今後は、実態に適合した財務規則等の改定が検討されるべきであろう。	（措置済） 債権管理簿については、現行の様式に基づき必要な事項を記載した独自の管理簿に代えることもできるように、平成25年12月18日付で長崎県債権管理規程が改正されました。	
p.282	こども家庭課	児童扶養手当過払返還金について 履行延期処理における連帯保証人の設定について（指摘） 連帯保証人の設定に関しては、「児童扶養手当・特別児童扶養手当の事務取扱の手引き」（以下、「事務取扱の手引き」という）では、下記のように記載されている。 2. 債権の管理について 県費分（児童扶養手当新法分） 履行延期 返納金は一括納付を原則としているが、一括納付が困難であり一定の要件に該当する場合（債務者が無資力又はこれに近い状態であるとき、債務者が債務の一部を一度に履行することが困難であり、かつ、現に有する資産の状況から履行期限を延長することが徴収するうえでも有利であると認められるとき）には、債務者からの履行延期申請に基づき履行延期の特約を行う。 * 履行延期申請書（様式第6号）には、「連帯保証人」を付けさせること。 児童扶養手当過払返還金に関して、連帯保証人の設定については現在行われている例がなく、この点、「事務取扱の手引き」通りの事務手続きが行われていない。当該債権が不正利得の徴収は強制徴収できる公法上の債権であり、一括返済の例外措置という位置づけからも履行延期時には連帯保証人を設定させることを徹底すべきであると考える。	（措置未済） 手当の趣旨が経済的に厳しい方に対して支給するものであるため、債務者は無資力の状態ではないものの、一括納付が困難である者がほとんどであり、債権発生後に連帯保証人を設定することは現実的に考えても困難とされます。従って、債権保全の観点から、実態に即した債権管理を行うためにも、従来の「事務取扱の手引き」の改訂を含めて連帯保証人の設定については再考してまいります。	連帯保証人の設定については、債権発生後に設定することが現実的に考えて厳しいことから、今後検討を進め、平成25年度中に「事務取扱の手引き」の改定を行うよう考えております。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

21. こども家庭課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.282	こども家庭課	<p>児童扶養手当過払返還金について 生活状況調書について（意見）</p> <p>「事務取扱の手引き」においては下記のように定められている。</p> <p>1. 債権発生時の手続きについて 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の債権管理事務は、県費分と国費分があり、資格喪失届の提出から債権管理に移行するまでの事務で、市町村において徴収すべき書類と事務処理について次の通り取扱うこと。</p> <p>債権の立証に供する書類 資格喪失時に債権発生が明らかな場合は、債権の立証に供する書類として、戸籍・住民票。年金証書の写・施設入所に伴う措置決定通知書の写等を、必ず添付する。</p> <p>債務者への説明 債権発生が明らかな場合には、資格喪失時に債務の内容及び返還義務を債務者に理解させ「債務承認書(様式2号・様式9号)」を徴取しておくことが、その後の債権管理上、大変重要となるので、必ず自書・押印させる。また、この書類は債務者の債務確認と「時効の中断」の効力を有する。</p> <p>生活状況調書(様式2号の2) この調書は、債務者の資産と生活状況を把握するため、本人からの聴き取りや公簿等により市町村が作成する。(調査権:「児童扶養手当法第30条」及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条」適用)</p> <p>履行延期の特約 債務の返済は原則として一括返済としているが、特に県が認める場合には、債務者の申請により履行延期を行う。 * 債務者が履行延期を求める場合には、必ず県に連絡すること。</p> <p>現在、この生活状況調書に関しては、市町からの徴収は一部に限られている状況であるが、「事務取扱の手引き」通りに全て徴収するようにすべきと思われる。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>一括返済が困難な債権が発生した場合には生活状況調書の提出指導を行っております。</p>	<p>生活状況調書については、債権が高額の場合、一括返済が不可能な場合に徴収する等今後検討を進め、平成25年度中に「事務取扱の手引き」の改定を行うよう考えております。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

21. こども家庭課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.283	こども家庭課	<p>児童扶養手当過払返還金について 債務承認書について（指摘）</p> <p>「事務取扱の手引き」において、下記のように記載されている。 1. 債権発生時の手続きについて 債権者への説明 債権発生が明らかな場合には、資格喪失時に債務の内容及び返還義務を債務者に理解させ、「債務承認書」（様式2号・様式9号）を徴取しておくことが、その後の債権管理上、大変重要となるので、必ず自書・押印させる。また、この書類は債務者の債務確認と「時効の中断」の効力を有する。</p> <p>ここで、今回の監査において抽出した事例において、債務承認書に記載された弁済期が当初記載されているにもかかわらず二重線で消されたもの、そもそも弁済期が記載されていないものが見受けられた。承認書の記載内容は確実に網羅させることが必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>債務承認書には、債務者に計画的な納付を認識させるためにも弁済期を的確に記入するよう指導しています。</p>	
p.283	こども家庭課	<p>児童扶養手当過払返還金について 履行延期の事務について（指摘）</p> <p>現状の実務においては、履行延期時、上記「事務取扱の手引き」に定める「履行延期申請書（様式6号）」の提出を求めておらず、それに伴う「履行延期承認通知書（様式7号）」も作成されていない。 更に、連帯債務確認のため、連帯保証人への「履行延期承認通知書（様式7号の2）」を通知し、市町長に対して「履行延期承認通知書の写」の送付もなされていない状況であり、「長崎県債権管理規程」、「児童扶養手当・特別児童扶養手当の事務取扱の手引き」に準拠していない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>履行延期の事務については、履行延期申請書を求め、債務者が無資力又はこれに近い状況であり、債権管理上必要であると認められる場合には履行延期の特約を行い、履行延期承認通知書を債務者に送付するなど「長崎県債権管理規程」や「事務取扱の手引き」に基づいて適切な事務処理に努めてまいります。</p>	
p.284	こども家庭課	<p>児童扶養手当過払返還金について 現況届の提出状況について（指摘）</p> <p>平成24年10月26日現在において、現況届の提出状況は下記のとおりであり【監査結果報告書284頁参照】、未提出者が見受けられるため、長崎県としては市町に対して提出の徹底をより一層指導すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>現況届の未提出者については、町担当者から電話、文書により提出命令を行っているところですが、未提出者については、町担当者へ住民基本台帳等を確認してもらい受給者の実態把握に努めています。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

21. こども家庭課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.284	こども家庭課	<p>児童扶養手当過払返還金について 不納欠損処分について（意見）</p> <p>「福祉保健関係 債権の管理に関する基本方針（内規）」に記載されている手続きが行われているかを未収債権の解消に関して平成23年度不納欠損処分案件をもとに確認した。</p> <p>不納欠損処分案件に関して、五島の債権者のうち2名に関しては遠隔地として現地訪問がかなりの期間行われていない状況のまま、不納欠損処理に至っている。例えば福祉保健関係収入未済対策会議会長からこども家庭課長宛て文書（23福保第894号平成24年3月9日）「平成23年度不納欠損処分の認定に係る協議結果について」で以下のように「意見」が付されている。</p> <p>収入未済対策会議における不納欠損の協議結果について、別紙のとおり通知します。なお、不納欠損処分の決定については、総務部長合議を要しますので、必要な事務処理は各課で行っていただきますようお願いいたします。また、不納欠損処分の協議をする中で、下記の意見がありましたので、今後の債権管理等にあたってはご留意願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>次年度に不納欠損を行う可能性がある債権については、不納欠損とならないように、消滅時効到来まで徴収努力を行うこと。</p> <p>一部の債権について時効中断措置となる督促状が発行されていなかったため、今後適正な債権管理に努めること</p> <p>しかるべき回収手続きを履行・努力することなく県の財産を喪失することはあってはならないことであるが、本債権は強制徴収公債権であるため、不納欠損処理においては他の債権よりも一層の慎重を要するはずである。</p> <p>昨今、自治体の債権管理に関する判例が注目を集めているが（例えば平成20(行ヒ)97損害賠償代位等請求事件平成21年04月28日最高裁判所第三小法廷集民 第230号609頁）、かような状況を十分認識し、適切な回収努力を払うべきであり、県内離島の債権者に対しては地方機関等の連携等により現地訪問等により債務承認等の措置を図り、不納欠損発生を防止することが必要であると考え。</p>	<p>（措置済）</p> <p>債務者に対しては、文書による催告、債務承認書の提出指導、訪問徴収、電話督促等を行い、地方機関等とも連携しながら適正な債権管理に努めています。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

21. こども家庭課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.285	こども家庭課	<p>児童保護費保護者負担金（こども家庭課所管分）について問題点について（意見）</p> <p>書面による債務承認が取られていない点について 多額収入未済額調に記載されている13名中、書面による債務承認が取られている者は1名のみとのこと。</p> <p>多額収入未済者で公務員など収入があるにも関わらず、納付がなされていない者がいる。（A、B） 児童保護費保護者負担金は、児童福祉法第56条により、強制徴収できる公債権であるため、給与の差押えを行うなど、回収を強化すべきである。（今後、マニュアル整備し強化すること）</p> <p>時効についてこども家庭課は、「債務の全額及び内訳を記した催促状を毎年12月に送付しており、債務者はそれを見た上で納入しているため、債務承認があったと解している」【監査結果報告書286頁参照】とのことであるが、債務承認の有無について解釈が相違する可能性もあり、また「福祉保健関係 債権の管理に関する基本方針（内規）」においても、4（2）に「書面による「債務の承認」を適宜行う」旨が記されており、書面による債務承認が求められていることも考慮しなければならない。</p> <p>また、時効の中断については、同じく児童保護費保護者負担金を所管している障害福祉課とも解釈が異なっている。障害福祉課においては、書面による債務の承認があったとしても、その後の納入は当初の調定された納期分にしか時効の中断は及ばないと解している。</p> <p>時効の考え方は、債権の消滅に直接影響するため、法的解釈を含め、全庁的に対応を統一する必要がある。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>時効の中断の考え方につきましては、書面による債務承認を求めると、納入による時効中断の効果は当該調定分のみには及ばないものと解釈を改めました。</p> <p>また、回収強化につきましては、個別案件について今後の対応を協議し、負担金徴収マニュアルの整備と併せて取組んでまいります。</p>	<p>回収強化につきましては、平成25年度中を目途に負担金徴収マニュアルを作成中であり、これと併せて財産調査をはじめ滞納処分に取り組んでまいります。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

21. こども家庭課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.287	こども家庭課	<p>児童保護費保護者負担金（こども家庭課所管分）について平成23年度中に時効が成立していたが不納欠損処分がなされていないものがあった事案について（指摘）</p> <p>多額収入未済者のうちJについては、平成18年12月28日に第1回目の督促状を送付し、その後入金も債務承認もない平成18年4月1日～9月1日調定分の167,980円については、平成23年12月28日に時効が成立しており、平成23年度中に不納欠損処分すべきであった。同様に時効が完成し、平成23年度までに不納欠損処分すべきであったものは、1,103,680円（平成24年度に不納欠損処分予定）である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>左記の債権につきましては、時効完成により平成25年3月29日付で不納欠損処分を行いました。</p>	
p.287	こども家庭課	<p>児童保護費保護者負担金（こども家庭課所管分）について債権管理台帳の不作成、独自様式の台帳による債権管理の運用について（指摘）</p> <p>財務規則第162条、債権管理規程第5条に定める債権管理簿が作成されていないため規則から逸脱している。ただし、児童保護措置負担金管理票による管理はなされており、記載内容も上記、債権管理簿と機能的には遜色はないため実質的な管理状態の不備までは至らない。今後は、実態に適合した財務規則等の改定が検討されるべきであろう。</p>	<p>（措置済）</p> <p>債権管理簿については、現行の様式に基づき必要な事項を記載した独自の管理簿に代えることもできるように、平成25年12月18日付で長崎県債権管理規程が改正されました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.288	林政課	平成16年度補助金及び貸付金に関する財務事務の執行について (5) 林業開発促進資金貸付金 ウ. 意見 木材価格の長期低迷によって、分収契約を主とする県林業公社の経営は重大な局面にある。木材価格の推移は予測しがたいものがあるが、過去5年間の平均木材価格で見込めば、林業公社経営計画検討委員会が提言した経営改善策を行っても、間伐補助の適用がなければ平成76年度末において57億円の収入不足となり、それに応じた長崎県の貸付金は回収されないこととなる。	林業公社においては、経営改善を進めるとともに、森林の持つ公益的機能の維持を図るため、平成17年3月、伐採の分散長期化の採用、管理費等コストの削減、分収割合の引き下げ等を内容とする6次経営計画を策定し、その実施に着手しております。 県においても、これを支援するため、県貸付金償還期限を延長するとともに、林業公社を取り巻く諸問題が各県公社に共通する問題であり、各県のみでの対応では限界があることから、他県と連携し、九州地方知事会、全国知事会を通じ、分収方式における長伐期化に対応した造林補助制度の拡充など、林業公社の経営安定へ向けた支援策を国へ強く要望しております。	平成23年1月5日に、(社)長崎県林業公社を存続法人として合併し、各種経費の削減や事務の一層の効率化を進めている(平成24年6月1日に公益法人へ移行し、公益社団法人長崎県林業公社となっている)。更に、林業公社においては、平成23年5月に、木材価格や生産コストの変動、新たな国や県の支援策を踏まえ、平成17年3月策定の6次経営計画の見直しを行っているが、左記監査の結果でも懸念されているところだが、間伐補助を取りこみ済の計画見直しでもなお、平成76年度には約56億の収支差額が生じる見通しとなっている。 この将来の収支差額を埋めるべく、販売方法の再検討、運搬経費の削減等により、さらなる対策が現在検討されているところである。 一方、県でも公社等の分収林事業が国策により推進された経緯から、全国の都道府県と連携し、国に対し、融資制度の改正、分収林契約の長伐期化に対応した制度の整備など、林業公社の経営安定のための支援制度拡充策を要望している。 今後も県は林業公社向け債権の信用リスク回避・軽減のために、組織内外の経営改善に努力する必要がある。(意見)	(一部、措置済) 林業公社の経営安定へ向けた支援策を、平成25年6月に長崎県の政府施策要望として、さらに同年7月及び8月に全国の林業公社所在の県等と連携した全国協議会等から国へ要望いたしました。	林業公社の平成24年度決算を分析し、林業公社経営会議において外部の専門家の意見を聴取することとしています。これを踏まえて経営改善の検討を進めてまいります。 また、林業公社を取り巻く諸問題は各県公社に共通する問題であり、本県単独での対応では限界があることから、引き続き他県と連携した全国協議会等を通じ、分収林方式における長伐期化に対応した制度の創設や財政支援の拡充など、林業公社の経営安定へ向けた支援策を国へ強く要望してまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.289	林政課	平成16年度 補助金及び貸付金に関する 財務事務の執行について (6) 森林組合事業資金貸 付金 ウ. 意見 (7) 貸付金の年度末償還につ いて 長崎県森林組合連合会は毎 年度 3 月 31 日に県へ元金 200,000 千円を償還するた めに別途資金調達を余儀な くされており、県では 3月 31日に償還を受け、その翌 日である 4月1日には同額を 再度融資する方法を繰り返 しているが、このような契 約は実質的には意味のない 取引である。 ・事業遂行に必要な資金で あれば、毎事業年度末に償 還を義務付けるのではな く、不要となった時点で償 還させる等の方法に貸付要 綱の改訂を検討すべきであ る。 ・本制度は、昭和 47 年 に開始された制度であるが、 単純に従来の慣行をそのま ま踏襲するのではなく、常 に問題意識を持って業務の 改善に取り組む姿勢を持つ べきである。 ・本意見は「森林組合連 合会事業資金貸付金」につ いても同様である。	森林組合連合会の貸付金に ついては、森林組合の事業 量、資金繰りをもとに毎年 度の必要額を連合会が精査 し、県に貸付申請されるも のであり、常に同額の貸付 を担保しているものではあ りませんが、長期貸付につ いては、貸付額の的確性、 資金の固定化等検討すべき 点もあるので、ご意見を参 考にしながら検討してまい ります。	県の直接の融資先である森 林組合連合会と転貸先の県 内森林組合の財務が健全で あれば、県からの一時貸付 が年度末に引き上げられて も、つなぎ資金の調達には 懸念はないはずであり、各 森林組合の資金繰りが窮す る可能性も低い。しかし、 財務内容が悪化する場合に は、つなぎ資金の調達が危 ぶまれることも今後は想定 するべきである。 組合の財務悪化を早期に認 識し、経営改善や合併の指 導など、未然の対策が適宜 行われることが、当融資制 度の継続の前提であることを より認識し、制度の安定 的な運用に努力されたい。 (意見)	(一部、措置済) 経営状況の厳しい組合に対し、経営改善の指 導を行うとともに、各森林組合の決算資料を 収集し、収支状況など経営分析作業を進めて います。	森林組合連合会や森林組合の経営状況の把 握・分析を進め、経営の改善指導や、一定の 経営基盤を有する中核組合を目指した合併の 検討を行います。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.290	林政課	平成16年度補助金及び貸付金に関する財務事務の執行について (7) 林業改善資金(林業生産高度化資金)ウ. 指摘事項 (ア)E社に対する貸付について 平成14年2月に17,180千円の貸付を行ったが、経営不振を理由に平成16年2月の2回目の約定返済(1,718千円)から延滞となっている。貸付書類を査閲した結果、貸付に当たっては対馬地区林業改善資金運営協議会員が前後2回の協議会を開催し、当該貸付案件について融資の適否について検討しているが、審査過程において包括的な資金の検証が不十分であったことから延滞の発生に至ったものと判断される。 ・県によれば、国の通知により判断をしたとのことであるが、通知にこだわらず踏み込んだ議論を行っていたら防止が可能であったかも知れず、今後の積極的な関与を望みたい。 ・今後の回収可能性を検討し、不納欠損処理によって処理する等の措置を講じ、財務数値の適正化に努めることが望まれる。	平成15年度に改正した取扱要領において、100万円以上の貸付については、財力の有無を関係書類により調査・確認することとしており、関連事業も含め包括的な資金の検証等に積極的に関与を行ってまいります。不納欠損処理については、実施すれば県の請求権を放棄することとなるため、本資金が公金を財源としていることを踏まえ、当面不納欠損は行わず、今後も回収に努めてまいります。	当案件については、平成18年11月に会社が解散したことから、平成19年3月に期限前償還請求を行ったところ償還されず、同年7月連帯保証人に一括償還請求したが分納要望となっている。抵当権の実行には同意し、平成20年7月952千円を回収している。 その後、返済計画の協議を行っているが、計画作成までは至っていない。平成21年度169千円、平成22年度169千円、平成23年度79千円が返済されており、少額・不定期ながら返済が行われている状況である。 対応として、ひとつには、債務承認を形成しつつ時効の中断を図り、返済計画の取りまとめを進め、確実に回収に努めるべきである。 また、主債務者が高齢となっている現状も踏まえると、相続時の対応等も留意しつつ回収を進める必要がある。(意見)	(一部、措置済) 平成25年5月に現地にて債務者及び連帯保証人と面談のうえ、返済について協議を行いました。 また、小額・不定期ながらも継続して返済されております。	主債務者が高齢となっていることを考えると、徴収不能となることが懸念されることから、債権の確実な回収のため、これまでの交渉経過を踏まえ、連帯保証人及び親族を含めて償還計画作成協議を進めてまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性	
p.291	林政課	平成16年度 補助金及び貸付金に関する 財務事務の執行について エ.意見 (7)貸付制度の周知と活用について 貸付実績は近年減少傾向にあり、平成15年度末の貸付残高は資金造成額の半分にも満たない状況である。県は、制度の周知徹底と貸付制度の有効活用に努力すべきである。	貸付金の増加を図るため、平成15年度に制度を改正し、貸付範囲を林業中心から林業・木材産業に拡大したところであり、今後、パンフレットの配布及び各種会議の場を通じて制度の広報に努め、貸付制度の有効活用に努めてまいります。	平成22、23年度とも実績ゼロである。引き合いはあるが、融資の条件をクリアできる先が見つかっていない。木材価格の低迷により返済資金のねん出が困難な場合が多いことと、事業者の高齢化・担い手不足による資金需要の減少、連帯保証人の不足につながるものが大きいと思われる。無利息貸付でありながら近年の貸付実績の減少、二年連続して実績がゼロという事態を県は、重く受け止め、引き続き、制度の周知徹底と貸付制度の有効活用に努力すべきである。(意見)	(措置済)	林業・木材産業改善資金制度について、会議等での説明や県ホームページでのPRを行うとともに、森林組合や認定事業者等へパンフレットを配布するなど、制度内容や本資金の有用性を積極的に周知し、さらなる貸付需要の拡大に努めてまいります。	
p.291 p.298	林政課	平成20年度 基金の管理と運用について 長崎県林業基金 (1)基金の存在意義について 基金残高が小額で、本来基金をもって実施すべき事業に充当することができず特別会計への繰入ができない状態である。確かに、県営林第10次経営計画等で、今後の方針を決定しているが、収益の拡大が現実になるにはかなりの時間がかかり、達成の可能性も不確実であることから当初の設立目的を果たしているとは言い難いのも事実である。今後は、コスト縮減に努め、収益を上げるとともに、基金の存在意義も検討していく必要がある。	木材価格の低迷等により、県営林事業の収支は厳しいものとなっておりますが、今後も施業の効率化や間伐材の販売による収益増に努め、基金積み立てができるよう収支改善を図ってまいります。なお、平成31年度以降は伐採収入による基金繰入が見込まれ、長期収支において県営林の減収補填等に充当することから、基金の存在意義は高まるものと考えております。	措置にあるように、平成31年度以降の伐採収入によって基金繰入があるとの見方が県営林経営計画書に見られるところである。ただし、これには大きな前提があり、県行造林(県が県有地以外の土地において運営する県営林)の分収契約(正確には地上権設定契約であるが、その契約中、県営林を伐採して得られる収入について、土地所有者に手数料(分収交付金)を支払いつつ残額を県の収入とする条項が定められている)が、将来においても有効に履行されて県の収入となることが担保されていない。県は、この分収契約の相手が既に死亡していたり、共有地であり相続先の確定が困難であったり、連絡が取	(一部、措置済)	平成25年6月11日から28日において、担当職員と登記嘱託員により県行造林契約書の棚卸しを実施し、現物を照合のうえチェック表を整理しました。契約更新等については、平成24年度に20件、平成25年度は9件処理済で、現在も引き続き対応にあたっています。	平成22年度から県営林にかかる造林契約締結関係事務を担当する非常勤職員を1名増員し2名体制により、契約更新の手続きを進めており、分収契約が有効に履行されるよう引き続き取り組んでまいります。契約延長の承諾が得られている物件については、順次契約延長の手続きを進めますが、延長契約の承諾が得られていない案件については、再度意向調査や直接交渉を行うこととしております。また、行方不明や相続問題により契約変更が困難な案件についても地方機関等と協力しながら、問題解決と整理に努め、分収契約が機能し計画どおり収入が確保されるよう取り組んでまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.291 p.298	林政課			<p>れないなど様々な状況にあり、将来分収契約が機能しないリスクについて認識はしているものの、その対応には相応の困難が予想されるところである。</p> <p>今後も、県は対応を進め、上記経営計画が実現できるよう努力する必要がある。</p> <p>分収契約に関する検証結果の詳細については、後段、別記（No6）を参照のこと。</p> <p>別記（No6）県行造林にかか る分収契約に関する現状と 問題点について<追記></p> <p>分収契約の更新作業の状況 について（意見） 県行造林の分収契約は380 件、346先であるが、この件 数の中には更に共有地や相 続発生により契約者が更に 増える場合があり、これを 考慮すると契約者数として は、726人（団体あり）とな る。しかも、現在調査中で あり、また時間の経過とと もに相続が発生すれば、こ の対象人数は更に増加する と見込まれている。</p> <p>また、当初の地上権の期間 は50年であることから、昭 和30年から40年代の契約に ついて期限が迫っている状 況にもあるため、順次契約 更新する必要もある。これ は、約10年後にピークを迎 える伐採樹齢に対応する必 要がある面からも言えるこ とである。</p>		

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.291 p.298	林政課			<p>このような状況において、林政課の対策は以下のように講じられている。</p> <p>県営林第11次経営計画の長期収支見込みの実現を担保すべく、分収契約の更新計画のもと専属の囑託員が対応にあたっている。平成24年度現在で、変更契約件数の達成率は約5割、変更契約面積は約7割という状況である。</p> <p>また、残存した契約の変更処理の難易度を、難しい方からA、B、Cに分類し、それぞれの案件の抱える問題を整理している。しかしながら、最も難易度が低いCであっても、問い合わせに回答があっても契約更新に同意している先、若しくは相続後承認可能であっても、個々にはそれなりの時間がかかる内容であり、37件、権利者数53人が把握されている。また、Bは、問い合わせに対し回答がないか、契約更新に同意しないと回答した先が74件、権利者数106人である。更に難易度Aにいたっては、行方不明、共有地、相続困難など極めて対応が難しい案件であり、30件、権利者数628人と整理されている。計画の実現のために県の一層の尽力を求めたい。</p> <p>契約書の現物照合管理について（意見） 分収契約を謳っている地上権の契約書については、毎年度、一定日を棚卸日とし</p>		

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.291 p.298	林政課			<p>て、台帳と照合する手続きを行うべきである。</p> <p>なお現在は、契約書をファイル24冊に綴り施錠された書棚に保管しており、そのファイル及び契約書には連番を付し、県営林登記一覧表との整合とデータ管理による管理を行っており、契約の一部解除や変更契約（契約期間、契約者、国調による）に際しては、当初契約書から一連書類の確認を行っている。また、契約相手方の契約書紛失に伴い副本申請があった場合は、県保有契約書を確認するとともに、契約者確認のために住民票を取得する際も契約書の写しを必要とするため、契約書の確認自体は頻繁に行われている状況であり、管理は行き届いていると思われる。</p> <p>とはいえ、棚卸手続の有効性・重要性については認識すべきであり、必要ないと排除されるものではない。本事業は、今後も長期にわたって継続していくが、担当者等も随時変わる場所であるので、棚卸をルール化して時の経過や環境の変化に抗する管理手法を導入することが、後のトラブルを未然に防止に有効であると考えられる。</p>		

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.293	林政課	平成20年度 基金の管理と運用について ながさき森林環境基金 (2) 契約手続の不備事項 について 水源の森緊急整備事業の要件として、事業主体と森林所有者の協定の締結があるが、協定書を確認したところ、契約当事者は甲と乙であるにもかかわらず、契約者ではない「丙と丁」の記載があった。 これは、あくまでも単純な契約書作成上の誤りであるが、契約書を作成するにはチェックを徹底する必要がある。	「協定書」の様式については、訂正を行い、今後は変更後の様式を使用することといたしました。	措置の通りであるが、「ながさき森林づくり緊急整備事業実施要領第2」にある「ながさき水源の森緊急整備」の実施基準において「別に定める「ながさき森林環境保全事業の実施に関する協定書（以下「協定書」という）」との記載があり、ここでいう「別に定める」は何い定めによって規定されている経緯がある。明文化という意味では、別に定めるとするよりは、協定書を実施要領に様式として取り込む方式が望ましい。（意見）	(措置済) 「ながさき水源の森緊急整備事業」は、平成23年度で終了しましたが、今後、同様の事業を行う際にはご指摘のとおり実施要領に定めるようにいたします。	
p.294	林政課	平成20年度 基金の管理と運用について ながさき森林環境基金 (3) NPO法人五島の槽と自然を守る会（以下「NPO法人A」という。）が行う補助対象事業について 平成19年度に土地代として15,000円が支払われているが、平成20年度において、同じ団体であるNPO法人が実施している国際ツバキ優秀庭園認定事業においては遊休地借上料は対象外として県は経費否認していることを考えると、基本的には地代については無償として事業を行なう事が適当と考える。	「ながさき県民参加の森林づくり事業の応募の手引き」の中で、自己所有地以外で活動を行う場合には土地所有者の同意を得ることと規定していたが、地代の取扱いについては定めていなかったため、検討の結果、採択したものです。平成20年度は、県民共有の財産である森林を社会全体で支えていくという趣旨から判断し、計上された地代の補助については対象外といたしました。地代については無償提供とする旨を、同手引書において明文化いたしました。	手引きにおいて明文化しているが、本来は実施要領においても明文化するべきである。（意見）	(措置済) 平成25年5月に、ながさき県民参加の森林づくり事業の実施要領を改正し、「土地借上代に相当する費用は補助対象外とする」ことを明文化して、平成25年度事業から適用しています。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.295	林政課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎県林業改善資金特別会計 借用証書について 平成20年度及び平成21年度の林業・木材産業改善資金の借用証書を検討したところ、一部に不備が確認されたことから、事務執行手続きを適切に行うべきである。	借用証書の不備については、速やかに是正いたしました。今後は、このようなことがないように十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。	左記の不備の内容とは、以下の通り。 平成20年度：借用日未記入「H21.1.27予定」と鉛筆書き 平成21年度：借用日未記入「H21.12.4予定」と付箋添付、日付は鉛筆書き これらは是正されていたものの、借受人に記入させた形跡が確認できなかった。本来は債務者によって訂正・修正させるべきであり、その記録も整備しておかなければ、措置をしたとは言えない。（意見）	(措置済) 借用証書の記載内容の不備については、借受人によって訂正・修正させるよう徹底いたします。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.295	林政課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎県林業改善資金特別会計 繰越高と貸付金残高について 林業・木材産業改善資金の繰越金について、県は平成20年3月19日に議会議決の上、適正残高を超える金額について自主納付を行った。平成22年度以降の貸付需要の拡大への取組においても、平成21年度と同様厳しい実績となると予測されることから、さらに適正残高を超える金額の発生が予測される。現在の繰越高を適正な水準として維持していくためにも、今後は、目標値を実現しうる貸付需要の拡大のため、さらなる有効な取組が求められるものと考ええる。	今後も、県ホームページ(e 農林水産ながささ)等とともに、森林組合や認定事業者等へ林業・木材産業改善資金制度のパンフレットを配布するなど、制度内容や本資金の有用性を積極的に周知し、さらなる貸付需要の拡大に努めてまいります。	平成22、23年度とも貸付実績ゼロである。引き合いはあるが、融資の条件をクリアできる先が見つかっていない。無利息貸付でありながら近年の貸付実績の減少、二年連続して実績がゼロという事態を県は、重く受け止め、引き続き制度の周知徹底と貸付制度の有効活用に努力すべきである。(意見)	(措置済) 林業・木材産業改善資金制度について、会議等での説明や県ホームページでのPRを行うとともに、森林組合や認定事業者等へパンフレットを配布するなど、制度内容や本資金の有用性を積極的に周知し、さらなる貸付需要の拡大に努めてまいります。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.296	林政課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎県林業改善資金特別会計 業務勘定の残高について 繰越高と貸付金残高について長崎県林業改善資金特別会計は、貸付勘定と業務勘定からなるが、現在、貸付残高の減少に伴い、歳出である委託料が減少し、歳入である受取利息を下回っているため、一般会計からの繰入がなくても、業務勘定残高は増加する傾向にある。今後は、業務勘定残高が増えすぎず、適正残高となるよう留意する必要がある。	貸付の状況に応じ、業務勘定残高の適正な維持に努めてまいります。	上述のとおり、制度の利用向上がこの問題の解決につながると考える。引き続き制度の周知徹底と貸付制度の有効活用に努力すべきである。（意見）	(措置済) 業務勘定残高の適正な維持のため、林業・木材産業改善資金制度が有効活用されるよう周知徹底に努めます。そのため、今後も、会議等での説明や県ホームページでのPRを行うとともに、森林組合や認定事業者等へパンフレットを配布するなど、制度内容や本資金の有用性を積極的に周知し、さらなる貸付需要の拡大に努めてまいります。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.297	林政課	平成22年度特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎県林業改善資金特別会計委託機関の受取利息について 「林業・木材産業改善資金事務委託契約書」によると、委託先はやむを得ない事情により貸付金及び償還金の即日送金が実施できない場合、運用利子を県に支払う必要があるが、実施されていないことから、金額的には少額であるが、契約通りに行う必要がある。 また、事務委託機関における林業・木材産業改善資金の銀行口座については、事務委託契約に基づき専用口座としているが、事務委託機関の取引先が誤って当該専用口座に当資金に係る貸付金及び償還金等以外の資金を振り込まれる場合がある。当該専用口座の目的に則った適切な口座使用について指導を行う必要がある。 さらに、長崎県木材協同組合連合会の場合、入金確認が遅れ、結果として県への支払が遅れる場合があるとのことであった。入金確認を適時に行う方法を検討していく必要がある。	収納事務委託機関に対して、運用利子の管理及び県への支払いについて契約に基づき適正に行うよう指導していくとともに、取引先に対しても協力して当資金の専用口座に貸付金及び償還金以外の資金が振り込まれないよう指導徹底してまいります。 また、長崎県木材協同組合連合会に対しては、償還時期における借入者からの振込み連絡ならびに速やかな入金確認を指導しているところですが、県への入金も速やかに行うよう連絡を密にし、適正な事務の執行に努めてまいります。	利息の県への支払いは事案としては生じているものの、措置の実績として行われていない。 専用口座の開設も平成24年度になって対応されている。 入金確認の遅れによる長崎県木材協同組合連合会から県口座への振込遅延についても、県は検証していない。本来は遅延利息の発生事由であるから、適切に管理し指導するべきであるが、これもできていない。 監査結果については尊重すべきであり早急に対応すべきであり、措置に偽りがあってはならない。(指摘)	(措置済) 平成19年度から平成24年度までの利息152円について、平成25年3月までに県歳入として収納しました。 また、収納事務委託機関に対し、専用口座に生じた利息の県への支払いについて指導し、さらに、長崎県木材協同組合連合会に対しては、入金確認の遅れによる振込遅延が生じないように指導を行いました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.299	林政課	<p>林業開発促進資金貸付金について 借用証書について（指摘）</p> <p>借用書の様式については長崎県林業開発促進資金貸付条例施行規則に定められており、「元利金の償還方法」の「償還種別」の欄に一時償還か分割償還かの選択が示されているが、近年は選択がなされていない。また、借用証書自体の日付の記入欄がないため、契約の締結がいつであったのか明示されていない（適時に作成されているか明らかではない）。様式の見直しが必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>「元利金の償還方法」の「償還種別」の欄については、借用証書の差入者である林業公社に「一時償還」を選択してもらいました。また、平成25年9月13日付で当該規則を改正し、借用証書の様式に日付の記入欄を設けました。</p>	
p.300	林政課	<p>森林組合事業資金貸付金について 森林組合等事業資金貸付要綱に定める様式との相違について（指摘）</p> <p>要綱第7条にある借用証書様式（第5号の2）に定める内容と、実際に作成されている借用書と、一部内容が相違している。作成にあたっては様式を順守するべきである。</p> <p>ア．様式では「森林組合等事業資金借用証書」の「借入者」の欄に「森林組合等事業資金借用書」になっている イ．貸付決定年月日と貸付決定番号の枠線の引き方が様式と異なる ウ．様式にはない「借入者の住所」以下、項目に付番がなされている エ．「借入金額の欄」に記入するはずの「也」がない オ．「利息の支払方法」の「払い」が「払」となっている カ．「借入者」「住所」「氏名」が記載されていない</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度の貸付において、借用証書は森林組合等事業資金貸付要綱に定める様式で作成されております。</p>	
p.300	林政課	<p>森林組合事業資金貸付金について 連帯保証人の記名、印鑑証明のあり方について（意見）</p> <p>保証人の保証意思の確認という観点からは、記名よりも署名がよいと思われる。また押印された印鑑の印鑑証明も徴取するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年3月に森林組合等事業資金貸付要綱を改正し、連帯保証人の自署と印鑑証明書も徴することとしました。</p>	
p.300	林政課	<p>森林組合事業資金貸付金について 違約金の規定について（意見）</p> <p>本来、違約金についての規定は、森林組合等事業資金貸付要綱において条項を設けるべきであるが、現状は、同要綱第7条にある借用証書（様式第5号の2）の「特約条項」の中で違約金の取決めを記している。要綱に規定して、それを特約条項に再度記載するのが適切な方法と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年3月に森林組合等事業資金貸付要綱を改正し、違約金についての規定を設けました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.301	林政課	<p>長崎県林業改善資金特別会計（林業改善資金貸付金）について 長崎県林業・木材産業改善資金借用証書特約条項に定める違約金の割合について（意見）</p> <p>長崎県林業・木材産業改善資金借用証書特約条項には以下のように定められている。 特約条項 （違約金） 第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。 2（略） 3 甲（県）は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払いの日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年8.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。</p> <p>通常の場合の違約金（支払期日超過事案）については、林業・木材産業改善資金助成法を根拠とする12.25%の割合による違約金が課されるが、第6条第3項では、12.25%に加えて8.25%の割合（つまり20.5%）の違約金が課される場合があることを規定している。 第6条第3項は、期限前償還という異例の事態が前提ではあるが、20.5%という高率の違約金を課することが自治体の行う事業のあり方として妥当性を有するか、再度検討すべきではないかと考える。自治体の課する違約金の位置づけは、本来、償還を確実に履行させるための経済的抑止効果を期待してのものであるはずであるからである。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>林業改善資金貸付金にかかる違約金の取扱いについて、平成25年7月に九州各県の事例を調査しました。</p>	<p>平成25年度中に林業改善資金貸付金にかかる違約金の取扱いについて、他自治体の事例を調査した結果を踏まえ、内容を検討してまいります。</p>
p.302	林政課	<p>長崎県林業改善資金特別会計（林業改善資金貸付金）について 借用証書特約条項の文面不備について（指摘）</p> <p>第14条（合意管轄）について、訴訟を所管する裁判所の指定を個別に記載するべきところ、国が示した規程（ひな型）の様式をそのまま転載しており「 又は を所管する裁判所を所轄裁判所とすることに合意する。」となっている。遠方での裁判所での開廷による過剰な費用負担を回避するための条項であるので適切な文面に修正する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年2月に長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程を改正し、合意管轄について「甲（長崎県）の事務所の所在地を管轄する裁判所」と規定しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.302	林政課	長崎県林業改善資金特別会計（林業改善資金貸付金）について 長崎県林業・木材産業改善資金事務取扱要領の不備について（指摘） 当事務取扱要領に誤字や送り仮名の不統一、付番の規則性の喪失等不備が見られるため、内容を精査し、不備を是正されたい。 また、第9（直貸方式による連帯保証人及び担保）の第2項の記述については、読み手に取って理解しづらい内容であるから、文章構成を見直すとともに、「留意して」や「原則として」などの曖昧さの残らないよう見直すべきと思われる（連帯保証人などの保全は確実に行うべきものであるため）。	（措置済） ご指摘を踏まえて、平成25年9月25日付で当該事務取扱要領を改正しました。	
p.302	林政課	長崎県林業改善資金特別会計（林業改善資金貸付金）について 借受人及び連帯保証人の金額基準による信用調査実施可否のあり方について（意見） 上記事務取扱要領では、貸付金額100万円未満ならば信用調査は不要、100万円以上から300万円未満では申請者（借受人）のみ、300万円以上は申請者及び連帯保証人を信用調査するとなっているが、当該貸付金については、貸付件数も僅かしかなく、貸付金額の多寡により最も重要な信用調査を省略することは妥当とは言えず、この金額基準の撤廃を検討すべきである。	（措置済） 九州各県の事例を調査した結果を踏まえ、平成25年9月25日付で当該事務取扱要領を改正し、信用調査の金額基準を見直しました。	
p.302	林政課	長崎県林業改善資金特別会計（林業改善資金貸付金）について 借用証書の形式の見直しについて（意見） 借用証書の形式や証書の文面への記入が分かりづらく、更に訂正線等の記入押印などの面倒な手当てが本来必要なところ、その処理がなされていない。利用者にとって非常にわかりづらい文面であり、利便性の向上のためにも様式の見直しは早急に行うべきである。 様式では、「元金は、年月日までを据置き、年月日を初回とし金円、以後年月日を最終日として、毎年年月日、年月日、・・・に毎回金円あて償還する。」となっているが、据置がない場合は「年月日までを据置き、」を二重線と訂正印を押印しなければならないし、償還条件によって「年月日、・・・」も同様に訂正する場合もある。	（措置済） 平成25年2月に長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程を改正し、借用証書の様式を改めました。	
p.303	林政課	長崎県林業改善資金特別会計（林業改善資金貸付金）について 林業・木材産業改善資金事業実施報告書の事業着工年月日の不備について（指摘） 事業実施報告書の事業着工年月日に記された日付が、貸付資金の交付日以前である例が見られた。いわゆる期限前着工になってしまうのだが、検出された案件はいずれも作業用機械の購入資金であったので、納品日が妥当と考える。事前の申請作業なども事業と勘違いして誤った日付を記入したものと思われるが、記入間違いは県で気づくべきであったと考える。	（措置済） 平成25年9月13日付で長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程を改正し、事業実施報告書に、事業着工年月日についての注意書きを加え分かりやすくしました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.304	林政課	<p>長崎県森林整備担い手対策基金について ながさき森林づくり担い手対策事業（高効率生産システム実証研修事業）委託について 委託契約の内容が不明確である（指摘）</p> <p>当該事業は、先駆的事业体から講師を招聘し、県内の各地域にマッチした林業生産システムの改善と効率化の検討及び実践研修を行い、低コスト高効率システムの設定・管理のできる経営感覚に優れたリーダーの養成を図ることを目的としている。委託契約書において、委託業務の内容が具体的に示されていないため、実際に行われた事業との関連性がはっきりしていない。</p> <p>平成21年度は、集合研修と現場研修及び作業日報データの収集を実施している。平成22年度は、集合研修と現場研修及び作業日報データの収集に加え、作業日報管理システムの開発を実施している。平成23年度は、集合研修において、作業日報管理システムの操作研修を実施し、現場研修及び作業日報データの収集を実施している。</p> <p>各年度の作業日報データの収集と平成22年度の作業日報管理システムの開発については、委託契約書上、委託内容として示されていないうえ、どのような作業内容であったのかもそれぞれの年度の原義を見ても読み取ることができない。更に、作業日報管理システムの開発については、再委託に該当するが、承諾を求める書面での手続きが行われておらず、（社）長崎県林業協会での委託契約の際の複数者見積りも行われていない。また、委託契約書の再委託の禁止の条項が、簡素な記載となっており、条文の見直しが必要である。当該事業の実施は、非常にわかりづらいものとなっており、再発の防止をすべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該事業は、平成24年度で終了しましたが、今後の委託契約に際しては、ご指摘を踏まえ契約内容を明瞭に示します。</p>	
p.304	林政課	<p>長崎県森林整備担い手対策基金について ながさき森林づくり担い手対策事業（高効率生産システム実証研修事業）委託について 変更契約を締結するべきところこれがなされていない（指摘）</p> <p>本来、平成22年度の契約において、委託内容が大きく変化した際、変更契約を締結するべきであったと思われるが、それがなされていない。このため、当初積算と事業内容が大きく変化しており、積算資料の妥当性が損なわれている。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年4月にながさき森林づくり担い手対策事業実施要領を改正し、変更契約に関する規定を設けました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.305	林政課	<p>長崎県森林整備担い手対策基金について ながさき森林づくり担い手対策事業（森林施業プランナー養成事業）委託業務について 完了検査が不十分である点について（意見）</p> <p>完了検査が不十分で、事業実績に対し、人件費が異常に多額でありながらその理由を検証していない。事業は、森林施業プランナー養成事業として集合研修及び個別指導が行われており、平成23年12月15日に苅岐で、平成24年3月13日から14日にかけて県内6か所で開催され、参加者数は15名であった。この事業の受託先である（社）長崎県林業協会が人件費として経費精算した金額は、委託料全体の金額が848,000円に対し、307,000円である。 この人件費と講師謝金や旅費とは精算時の報告書類である「経費取りまとめ」において別科目扱いであり、林業協会の職員の人件費相当額として請求した金額である。この人件費の内容をみると、およそ事業実績とは不釣り合いな作業日数が少なくとも4日分4万円が含まれていたり、一日で終了した苅岐の研修会に、講師とは別に職員が二人で3日分（つまり延べ6日分）72,000円が含まれ、必然性に納得のいかないものも含まれていたりと、林業協会へ委託された他の契約における人件費の内訳とすると均衡の取れていない人件費請求内容が見られる。 完了検査は、先方の資料をただ突き合わせるだけでなく、他の事業との比較や、常識的に納得のいかない内容になっていないかどうか、厳格に検証するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該事業は平成24年度で終了しましたが、今後委託業務の完了検査については、ご指摘のとおり厳格に検証してまいります。</p>	
p.305	林政課	<p>長崎県森林整備担い手対策基金について ながさき森林づくり担い手対策事業補助金（福利厚生事業） 就労日数条件に満たない者への補助金の支出について（指摘）</p> <p>森林組合が直接雇用する作業員の社会保険制度等への加入を促進するために、森林組合の事業主負担分の経費の補助を行う市町等に対し、県もその経費の1/3以内を補助している。 補助対象となる作業員については年間就労日数が180日以上である者とされているが、佐世保市（北松森林組合分）に対する補助金512,010円のうち88,593円及び松浦市（松浦森林組合分）に対する補助金522,760円のうち54,190円については、中途退職により就労日数が180日未満の作業員に対する支出であった。これら合計142,783円については補助対象外の支出と思われるので、中途退職者を補助対象とするのであれば、要綱・要領の見直しが必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年4月にながさき森林づくり担い手対策事業補助金実施要綱及びながさき森林づくり担い手対策事業実施要領を改正し、病気が原因で休業した者など年間就労日数が180日を下回る場合に補助の対象とする者についての規定を明示しました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

22. 林政課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.305	林政課	長崎県森林整備担い手対策基金について ながさき森林づくり担い手対策事業補助金（福利厚生事業） 補助要綱の見直しについて（指摘） 補助要綱では市町等が県の補助金と合わせて事業費の2/3を下らない補助を行う場合において市町等に対して補助する旨を規定しているが、要領において補助対象経費については別途定める標準経費と森林組合が支払った実行経費のうちいずれか低い額とすると規定しており、実際に標準経費を採用した場合には市町等の補助額が事業費の2/3を下回ることとなり、要綱との整合性がとれていない。要綱の整備が必要である。	（措置済） 平成25年4月にながさき森林づくり担い手対策事業補助金実施要綱及びながさき森林づくり担い手対策事業実施要領を改正し、補助率について「市町等が標準経費と実行経費のうちいずれか低い額の3分の2を下回らない補助を行う場合において、当該事業費の3分の1以内」と規定しました。	
p.306	林政課	ながさき森林環境基金について 問題点について 要綱・要領の齟齬について（意見） 「ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱」及び「ながさき森林づくり緊急整備事業実施要領」で準用すると規定されている「長崎県造林事業補助金実施要綱」、「長崎県造林補助事業実施要領」の条文番号が実際の条文番号と異なっていたり、文言で齟齬が生じている箇所が散見された。	（措置済） 平成24年度に「ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱」及び「長崎県造林事業補助金実施要綱」を改正し、齟齬を解消しました。	
p.306	林政課	ながさき森林環境基金について 問題点について ながさき森林環境保全事業補助金（水源の森緊急整備）の対象経費の算定について（意見） 補助金の額を算定する際の諸経費等の補助対象経費の算定については、ながさき森林環境保全事業補助金算定書の様式によるものすると要領に規定されているが、それら様式に表記されている事項の参照だけでは算定するに不十分と考える。	（措置済） 「ながさき森林環境保全事業補助金（水源の森緊急整備）」は、平成23年度で終了しましたが、平成24年度から開始した後継事業においては、「長崎県造林補助事業実施要領」に基づき補助金の額が算定できるようになっています。	
p.307	林政課	ながさき森林環境基金について 問題点について ながさき森林環境保全事業補助金（侵入竹林整備）の対象経費の算定について（意見） ながさき森林環境保全事業補助金（水源の森緊急整備）の項に同じである。	（措置済） 「ながさき森林環境保全事業補助金（侵入竹林整備）」は、平成23年度事業で終了しました。	
p.307	林政課	ながさき森林環境基金について 問題点について ながさき森林環境保全事業補助金（風倒被害緊急整備）の対象経費の算定について（意見） ながさき森林環境保全事業補助金（水源の森緊急整備）の項に同じである。	（措置済） 「ながさき森林環境保全事業補助金（風倒被害緊急整備）」は、平成23年度事業で終了しました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

23. 農業経営課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.311	農業経営課	平成16年度 補助金及び貸付金に関する 財務事務の執行について (5) 就農支援資金県貸付 金：青年農業者育成セン ター等（ソフト資金） ウ. 意見 (イ) 就農支援資金の貸付実績 について 担い手基金から認定就農者 に対する貸付実績は、平成 10年度をピークに年々減少 している。新規就農者に とっては、借入負担をでき る限り抑えることが必要と いうことで、貸付件数が減 少しているという県の説明 であるが、貸付実績が減少 する中で技術の習得、営農 開始等が実質的に行われて いるのか等を含めて対応策 を検討することが必要と考 える。	認定就農者がスムーズに就 農できるよう技術の習得や 施設整備を含めた資金計画 等総合的に支援していく視 点で貸付を行い、営農開始 後のフォローアップを充実 してまいります。	貸出件数の推移は、以下の 通りで、監査当時（H16年 度では12件16,800千円）よ りも更に減少傾向が続いて いる状況にある。 平成21年 10件 12,000千円 平成22年 8件 9,400千円 平成23年 6件 7,000千円 県HP（農業経営課HP） とともに、平成24年9月に担 い手基金のHPでもPRを 進めており、農業制度資金 説明会や就農相談の機会を 活用して需要拡大につな がるよう努めているとの回答 であった。 今後も、制度の活用増につ ながるよう努力することを 求めたい。（意見）	（措置済） 農業制度資金説明会や就農相談等の機会に制 度の紹介、説明を行うなど、制度の活用を推 進しており、今後も引き続き実施してまいり ます。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

23. 農業経営課

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.315	農業経営課	平成22年度 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について 長崎県農業改良資金特別会計 就農準備資金に係る貸倒が生じた場合の処理方法について 財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金が貸倒処理した場合、県に対する償還資金が不足することになるが、その場合、県の処理方法が決まっていないことから、早急に検討すべきである。	県庁内に設置されている「未収金対策検討会議」において未収金の取扱基準の全庁的な検討をすすめているところであり、その検討結果を踏まえながら適切に対応してまいります。	担い手基金での延滞の状況については、上述のNo4の通りである。【監査結果報告書311頁参照】 今後は、担い手基金での貸付において債権放棄等の事例も生じ、信用リスクへの法的あるいは会計的対応が行われることと思われるが、この対応が、県と担い手基金の間での債権債務の関係において、直接に連動するわけではない。 むしろ担い手基金での債権管理の責任は、担い手基金で完結させることが県の立場であろう。 したがって、左記措置の回答については、再考すべきであり、県としては担い手基金を指導する立場から、不良債権の発生を抑制、時効管理を含めた延滞債権の回収促進を行っていく必要がある。（意見）	(一部、措置済) 不良債権発生抑制及び延滞債権回収について、担い手育成基金に指導を行いました。	不良債権発生抑制、延滞債権回収について、今後も引き続き取り組んでいくよう、担い手育成基金を指導してまいります。 また、併せて、貸倒処理について、今後検討してまいります。

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

23. 農業経営課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.317	農業経営課	<p>農業改良資金貸付金について 延滞率等の推移について（意見）</p> <p>概要【監査結果報告書316頁参照】にあるように平成22年10月から法改正により、貸付主体が県ではなくなったため、それ以後、新規貸付が生じないことから、収入未済の現年度調定額も減少しており、繰越調定額も減少している状況である。同様に、回収率も現年度分及び過年度分ともに年々上昇している。【監査結果報告書318頁参照】</p> <p>しかしながら、平成23年度末の貸付残高137,797千円（63先）に対し、収入未済額は48,667千円（22先）に達し、実に35.3%（先では32.4%）という高率の状況である。今後より一層の回収努力を求めるとともに、時効管理につき法的な手当ても適切に進めていくべきと考える。また、今後は債権放棄すべき事案については「権利の放棄に関する議決を求める基準（案）」の議決の後、それに基づき債権放棄を進める必要があると考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後もより一層の回収努力をしてまいります。時効管理についても適切に行ってまいります。また「権利の放棄に係る議決を求める基準」に該当する案件については債権放棄を行います。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

23. 農業経営課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.319	農業経営課	<p>就農支援資金貸付金について 問題点について 既存農業経営との経営分離について（意見）</p> <p>就農支援資金貸付けは、制度の趣旨に則り、その貸付対象を「自ら農業経営を目指す者」他と規定している。 また、「農業経営を開始する場合」（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下、「就農資金法」と言う）施行令第1条2項）とは次の通りとされている。（農水省、就農支援資金制度に関する一問一答集より）</p> <p>農業経営の承継者でない者が新たに経営を開始する場合 農業経営の承継者が経営を開始する場合 新たに開始する一の区分された農業部門の経営を開始する場合</p> <p>例えば、親が現役で農業経営を行っている場合に、研修を経て実家で就農するために就農施設等資金の借入れを行う場合においても、本来の趣旨を逸脱しないように、親の農業経営とは明確に経営を分離（部門経営）しなければならない事になる。 更に、部門経営を行う場合には、経営収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座を開設すること等により、当該経営と親の経営との区分を明確にする必要があるとしている。</p> <p>当該経営分離を徹底するため、就農支援資金借用証書には、特約条項第3条12項において、「借入金により行う経営の収支を明らかにした帳簿の記載を行わず、又は当該経営に属する余裕金を自己の名義の預貯金口座以外に預託したとき（新たに開始する一の区分された農業部門の経営を開始する場合に限る）」には、一時償還の請求を行うことを規定している。</p> <p>今回、当該特約条項に言う区分経営の遵守について平成23年度のサンプルを徴取し確認を行った。</p> <p>3件のサンプルの内、1件は税務申告を個別に行っており、明確に経営分離していると判断された。他の2件については、税務申告は個別に行っていないものの、会計システムにおいて、部門管理を行うことで経営分離を明確にしている。また、借入申込時に自己の預金通帳を開設し、預貯金口座が区分されていることが確認されている。</p> <p>当該制度の本来の趣旨を十分に理解し、借入れを行う者に対する周知及び指導を継続していく事が肝要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>該当する借入者に対し、貸付後の資金管理について注意喚起するとともに関係機関の貸付業務担当者及び営農指導担当者に対して説明会を開催し、経営分離について周知・指導を行いました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

23. 農業経営課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.320	農業経営課	<p>就農支援資金貸付金について 問題点について 延滞対策について（意見）</p> <p>就農支援資金は、研修・準備資金について延滞が発生しており、その状況は平成24年3月31日現在で、12件10名で9,010千円である。 延滞者の各状況についてヒアリング等を行ったところ、延滞の原因としては種々あるが、就農後の経営が思い通りに行かず、結果農業経営を閉鎖したために、返済が困難になっているケースも見受けられた。 県は、就農促進方針において、県段階及び地域段階に就農相談窓口を設置し、関係機関と密接な連携のもとに就農啓発活動や新規就農者のフォローアップ活動を行う、としており、具体的には、普及指導員等が就農計画の目標期間である5年間、新規就農者へのフォローアップ活動を行う。 今回、当該フォローアップ活動の状況について平成23年度の活動実績資料等の確認を行った。 状況としては、普及指導員等により活動に差があり、小まめに支援活動を行っている者もあるが、簿記の指導を1回行ったのみである等、十分なフォローアップが出来ていない事例も見られた。新規就農者は、実務経験が乏しい場合が多く、就農後まもなくは、普及指導員等による十分な支援が必要であると考えられる。 支援により農業経営が軌道に乗り、経営が安定することによって、貸付資金返済に困ることはなくなるであろう。</p>	<p>（措置済）</p> <p>フォローアップ活動については、対象者の営農年数や習熟度、経営レベル、就農支援資金の借受等営農状況を鑑みた活動内容の調整や、JA部会活動の活用等を行い、新規就農者へのきめ細やかな自立支援を行うよう、担当者会議で意識統一を行い、実施しております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

23. 農業経営課

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.321	農業経営課	<p>就農支援資金貸付金について 問題点について 限度額を超過した貸付けについて（指摘）</p> <p>就農支援資金には貸付限度額が設定しており、上記「資金の内容」にあるとおり、就農施設等資金については、青年で3,700万円、青年以外で2,700万円となっている。 【監査結果報告書319頁参照】</p> <p>就農施設等資金の貸付対象経費としては、「経営開始時の施設の設置費、機械の購入費全般に対応するほか、経営開始初年度に限り飼料等の購入費等（運転資金）に手当てできる」とされている。このように、就農2年目以降の運転資金については対象外となるが、当該就農2年目以降の運転資金のうち、規模拡大分については資金使途と認められている（農林水産省一問一答集より）。</p> <p>今回の監査において実際の貸付け状況の確認を行ったところ、次の事例が発見された。【監査結果報告書321頁参照】</p> <p>このように、A氏の事業は2年間にわたっており、貸付限度額の計算により2,700万円の貸付けを行っている（平成23年度に180万円、翌年度に900万円を貸付）。</p> <p>今回、当該2年目の飼代の計算根拠について請求書等の確認を行ったところ、請求書に関しては、1年目に購入した素牛に係る飼代と区分がされておらず、2年目に増頭（規模拡大）した飼代4,757,747円として、請求書から一部を抜き出す方法で計算されていた。当該計算根拠について確認を行ったが、両者の区分にあたって明確な根拠資料は示されることはなく、2年目の規模拡大該当分として充当された飼代は合理的根拠を持つとは言えない。</p> <p>素牛は購入後1年目も2年目も飼の消費量は差がないとのことである。飼代の区分計算としては、各月末における頭数による案分が最も合理的と言える。</p> <p>当該計算方法により計算した場合の2年目増頭（規模拡大）分に係る飼代は次のように計算される。【監査結果報告書322頁参照】</p> <p>以上のように、累計頭数全体と新規頭数の累計頭数の比によれば、2年目増頭分飼代は、$11,417,410 \times (182/584) = 3,558,165$円と算定され、2年目の事業実績は素牛代13,736,550円と合計して17,294,715円となる。</p> <p>この結果、2年間の合計事業費実績は、上記にあるように36,564,140円ではなく、$18,069,843 + 17,294,715 = 35,364,558$円であり、貸付限度額計算によれば18,000,000円を超える分については9,000,000円又は事業費の1/2を比較して少ない方となるので、$35,364,558 - 18,000,000 = 17,364,558$円 $\times 1/2 = 8,682,279$円は9,000,000円より少ないため、2年目については8,682,279円が貸付限度額となる（県の集計では9,000,000円が計算結果として求められる）。</p> <p>よって、2年目に9,000,000円を貸付けたのは317,721円の限度額を超過による貸付けと言わざるをえない。</p> <p>県は内容を再度精査し、早急に対応を行うべきであり、今後事業実績の確認はより慎重に、かつ確実にを行うべきである。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>事業実績を再度精査し、限度額を超えて貸し付けていたと確認ができる分については繰上償還を行わせるよう考えております。</p>	<p>貸付対象事業費については、1年目導入分の牛と2年目増頭分の牛の飼代にかかる請求書・領収書が混同されており、1年目と2年目増頭分の区分を明確にする根拠資料が提示できなかったことから、頭数による按分で事業実績が算出されていますが、現在借入者の帳簿（簿記）、飼育実績等を確認することにより1年目と2年目の飼代の区分を再度精査しております。</p> <p>再度精査した結果、限度額を超過している貸付けについては平成25年度中に繰上償還を行うよう指導したいと考えております。</p> <p>また、事業実績の確認方法については、より確実に事業実績の確認ができるよう、平成25年度中にチェックリストを作成したいと考えております。</p>

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

24. 農林技術開発センター

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.325	農林技術開発センター	平成17年度 長崎県の試験研究機関の財務に関する事務の執行及び試験研究業務の管理について ア. 予定価格の設定等について 需用費での契約何への予定価格未記入、備品購入で参考見積額よりも高い予定価格が設定されているなど、3件の事務処理ミスが確認された。合理的・経済的発注のためにも関係課間の確実な情報伝達が必要となり、単純ミスをなくすことが重要である。	購入に際しては、県の予定価格と参考見積額を比較していましたが、漏れが生じていました。会計課では平成18年7月1日より、予定価格積算様式に参考見積額の欄を設け、比較漏れが生じないようにしています。	平成23年度の物品購入伺い簿に8件、予定価格と購入価格の記入漏れが検出された。確実な処理が望まれる。(指摘)	(措置済) 伺い簿記入後のチェック体制の不備が原因であり、ご指摘後は、記入漏れが起きないように、正副担当者に加え担当専門幹も確認を行う体制に改め、確実な処理を行っております。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

24. 農林技術開発センター

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.330	農林技術開発センター	平成17年度 長崎県の試験研究機関の財務に関する事務の執行及び試験研究業務の管理について シ. 物品の管理について 遊休設備 衛生公害研究所では、「有害大気分析業務」を民間へ外部化した結果、十分に使用できる試験設備が遊休状態になっている。当該業務の再開がない場合は、設備の処分について検討が必要である。	有害大気汚染物質（揮発性有機化合物）分析機器の活用について、当該機器は大別すると、 屋外での大気試料採取用機器（キャニスター、同洗浄装置） 実験室内での大気試料分析用機器（オートキャン、ガスクロマト質量分析計）から構成されています。 については、有害大気汚染物質（揮発性有機化合物）用に限らず、大気サンプリングに用いる機器として有用であると考え、今後とも活用する予定です。 に関する機器のうち、ガスクロマト質量分析計の有効活用に係る検討については、定例的に活用する事業としての取扱が必要となることから、現在、残留農薬の分析に利活用すべく機器は調整・試運転中であり、可能な限り有効活用を図っていきます。なお、オートキャンは、定例的に活用する事業が無く、単体での使用もできないことから、売却又は処分の方針で対応していきます。	研究施設の特性として、実質遊休状態にある物品の今後の使用見込の有無の判断が困難である点があげられる。この点、処分の判断は管理部と各部門長との協議に委ねられている。 また多額の処分費用のねん出が困難であるため、実際の処分に時間を要することもあるとのことであった。 将来使用見込があるとした物品の遊休状態が長期に継続してしまうと、当初の使用見込みの判断の正当性も揺らいでしまうので、そういう状態で長期に放置されているものがないか、常に再検討し、不用品の随時処分に努める必要があると思われる。（意見）	（措置済） 平成25年6月に物品管理システムに基づき、物品が長期に放置されていないか点検を行い、不用品については処分いたしました。引き続き不用品の随時処分に努めてまいります。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

24. 農林技術開発センター

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.332	農林技術開発センター	平成17年度 長崎県の試験研究機関の財務に関する事務の執行及び試験研究業務の管理について テ、研究課題別の原価管理について 原価とは、「全部原価」であり、職員の人件費、共通費も含む。人件費把握には、研究者の研究課題別時間管理が必要となる。窯業技術センター以外では、研究者の業務日報が未作成で、研究者の時間管理が全く行われていないことを意味しており、研究課題・業務別の時間割合も把握できず、原価管理もできない。今後、研究課題別原価管理のための具体的な検討が必要である。	業務管理については、今後の課題と認識しており、各機関の状況に合わせて、日報作成等の方策を検討していきます。	支出項目についてはプロジェクトコードごとに分類集計している。 ただし、監査の論点である人件費のプロジェクトへの振り分けについては、方策の「検討」がなされていない。措置において「検討する」との記述をしている以上、何らかのアクションが必要である。（意見）	(措置済) 研究課題毎に作成する研究事業評価調書に人件費を記述し、特に平成24年度は人件費の精査を行い外部評価委員会で評価を受けました。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

24. 農林技術開発センター

過去の監査の措置に関する検証

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.333	農林技術開発センター	<p>平成17年度 長崎県の試験研究機関の財務に関する事務の執行及び試験研究業務の管理について</p> <p>ト. 研究データの管理及び情報セキュリティについて 県の「情報セキュリティ対策基準」に整合した、情報資産の重要度に応じた管理のできる規定等の整備を急ぎ、管理者が遵守状態を適時チェックできる仕組み及び運用体制の整備が必要である。</p> <p>県庁LANと分離した試験場LANが存在し、県で定めた管理規定外で知的財産に属する可能性が高い情報が、管理・処理されている点は問題である。</p>	<p>「情報セキュリティ対策基準」等を所管する情報政策課と協議の上で検討した結果、独自LANが存在する研究機関については、平成18年度中に研究機関毎の「LAN運用管理手順書」を作成・施行し、県の情報セキュリティポリシーに沿った体制とします。</p>	<p>LAN運用管理手順書を平成22年12月に制定している。ID、パスワードが、マシン単位で割り当てられ共用されており、職員一人に対する割り当ては行われていない。また、最長でも3か月に一回の更新が求められているパスワードの更新も管理されていない。運用上の問題としては是正すべきである。(指摘)</p> <p>また、廃棄時のデータ消去についても物理的破壊の確実な履行を可能にするよう、廃棄時の報告をもとめよう周知徹底するべきである。機密文書については、センターでは運用管理手順書(及び情報セキュリティ対策基準)に定める重要度A、Bの文書はないとのことであったが、情報セキュリティ責任者が、A、B文書の該当がなく、重要度の低いCしかないことを承認する文書作成はないとのことであった。管理者及び責任者の検討結果を文書として残すべきである。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>ご指摘を受けました県庁LANと分離したネットワークにつきましては、平成25年3月に廃止いたしました。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

24. 農林技術開発センター

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.334	農林技術開発センター	従物内訳表の整備について（指摘） 農林技術開発センターにおいては、従物（工作物等）内訳表が整備されていない。果樹研究部門の一部工作物について作成されているものの、ほとんどが作成されていない状況にある。「土地、建物の従物（工作物等）の公有財産台帳等への登載について」（平成20年10月16日20管第89号総務部長通知）に基づき整備を進める必要がある。	（措置未済） 平成25年度末を目途に台帳搭載基準の整備を行い、従物（工作物等）内訳表を整備してまいります。	平成25年度末には台帳に搭載する基準を整備してまいります。現在施工中の一般県道諫早外環状線道路改良工事に伴い、財産の大幅な変動が見込まれるため、工事と平行して従物（工作物等）内訳表の整備を進め、工事終了予定である平成27年度以降に整備を完了してまいります。
p.335	農林技術開発センター	農薬等の事務手続きに関して 劇毒物消耗品出納簿兼管理簿をもととしたサンプリングによる現物照合の再実施結果について 劇毒物消耗品出納簿兼管理簿の記入の見直しについて（意見） 「毒物劇物危害防止規定 6.注意及び確認事項（1）」には以下のような定めがある。 取り扱う毒物劇物の名称・保管量についての数量の記入については、受入時は製品の単位（ リットル瓶 本）で記入、払出時は毒物についてはグラム・リットル単位で記録し、劇物に関しても同様とするが、計測が不可能な場合などやむを得ない場合はこの限りではない。 サンプリングした毒劇物の一部に関しては開封して一部使用したと見られる瓶に関しても本数単位で記載されているものもあった。 次回、センターで現物確認をする際に「毒物劇物危害防止規定」の6.に則り、特に前期から繰り越されて動きが無い毒劇物に関しても劇毒物消耗品出納簿兼管理簿に再度詳細に記入し、残量が一目瞭然にわかるように改善するべきと考える。	（措置済） ご指摘を受け、前年度から繰り越され動きが無い毒劇物についても、平成25年度当初から管理簿に詳細に記載することとし、残量確認を行っております。	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

個別検討事項

24. 農林技術開発センター

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.335	農林技術開発センター	<p>農薬等の事務手続きに関して劇毒物消耗品出納簿兼管理簿をもととしたサンプリングによる現物照合の再実施結果について 現物照合での不一致について（指摘）</p> <p>現物実査した際、下記の毒物に関しては劇毒物消耗品出納簿兼管理簿と現物との一致を検証できなかった（ただし、後日再検証したところ、現物の存在は確認されている）。</p> <p>現物実査の際、出納簿では1本が残量として記載されていたが、現物の確認ができなかった。この原因は、ヨウ化第二水銀15%水溶液を充てんした容器をビニール袋に包んで冷蔵庫に保管していたが、そのビニール袋に「アンモニア」とマジックで書かれていたため、現物実査を行った担当者が照合できなかったことによる。適切な保管方法が求められる。</p> <p>更に現場に野菜研究室担当者がいないという事も、その管理体制自体問題ではないかと思われる（保管については下記と同様である）。</p>	<p>（措置済）</p> <p>管理簿と現物との照合を定期的に行い、適切な農薬等の管理に努めてまいります。</p>	
p.335	農林技術開発センター	<p>農薬等の事務手続きに関して劇毒物消耗品出納簿兼管理簿をもととしたサンプリングによる現物照合の再実施結果について 必要時以外の施錠管理の未実施について（指摘）</p> <p>保管場所に関して、「毒物劇物危害防止規定6. 注意及び確認事項（3）取扱いについて」で下記のように記載されている。 毒物劇物は施錠可能な専用の施設や保管庫に貯蔵し、必要時以外は開錠しないこと。この規定が順守されていない事例が以下のものである。【監査結果報告書336頁参照】</p> <p>上表No1「クロルピクリン錠剤」について 劇毒物消耗品出納簿兼管理簿に「3袋」と記載されている（写真（左）では4袋あるが、監査当日に2袋納品され、1袋が追加、もうひとつは横の冷蔵庫（写真右）に保管されている）保管場所は普通の冷蔵庫であり、鍵がついていないものであった。これについては、担当者のお話によるとかなり危険なもので少量でも口にすると死に至るというものであることから、早急に適正な保管場所に貯蔵すべきである。</p> <p>表No2「メタノール」について 劇毒物消耗品出納簿兼管理簿に10本と記載されているが、そのうち4本はダンボールのまま鍵のない場所に保管、また1本は実験室に置いてあった。 このうち8本は平成24年8月27日に購入したものであり、監査日の平成24年11月16日よりかなり以前のものであり、そのままダンボールに放置するのは明らかに不適切であり、早急に改善が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>クロロピクリン錠剤の保管につきましては、平成25年3月に施錠可能な専用の薬品保管庫を購入し、適正な管理を行っております。また、メタノールにつきましても、ご指摘を受けた直後に施錠可能な保管庫で管理をするようにし、改善を行っております。</p>	

平成24年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

個別検討事項

24. 農林技術開発センター

過去の監査の措置に関する検証に追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.336	農林技術開発センター	<p>農薬等の事務手続きに関して劇毒物消耗品出納簿兼管理簿をもととしたサンプリングによる現物照合の再実施結果について 不要在庫に係る処分予算の設定について（指摘）</p> <p>今後使用見込みのない水銀、シアン、クロムに関しては長崎県に処分できる業者がなく、また処分に相応の予算が必要であるため、かなり以前から在庫として貯蔵されている（写真右は、写真左の管理庫から出された薬品類）。【監査結果報告書337頁参照】</p> <p>また写真の他にも今後使用する見込がなく、使用期限切れでありながら、処分コストの観点から処分していない毒物劇物もかなり貯蔵されているとのコメントもあった。在庫として貯蔵されている以上、規定等に則り、定期的に在庫を確認する手続が必要となるとともに、容器破損による流出（最悪、土壌汚染も想定される）や盗難等の危険もあることから、不要な在庫については処分予算を設けるよう、調整するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>ご指摘のあった今後使用見込みのない薬品等については、平成24年度中に大半を処分いたしました。残りの農薬等は、平成25年度に処分を行います。</p>	